

日本と米、豪、加、NZ、墨との貿易の現状

(億円)

	2000	2010	2015
米国			
輸出額	153,559	103,740	152,246
輸入額	77,789	59,114	80,598
豪州			
輸出額	9,238	13,919	15,549
輸入額	15,959	39,482	42,100
カナダ			
輸出額	8,059	8,166	9,361
輸入額	9,385	9,580	11,094
NZ			
輸出額	1,362	1,664	2,554
輸入額	2,363	2,374	2,886
メキシコ			
輸出額	5,616	8,383	12,676
輸入額	2,571	3,047	5,751

(出典)財務省貿易統計

為替レート

(各通貨/円)

	2000	2010	2015
米ドル	107.80	87.73	121.04
豪ドル	62.69	80.65	91.03
カナダドル	72.60	85.18	94.77
NZドル	49.24	63.26	84.69
メキシコペソ	11.40	6.95	7.64

(出典)Bloombergより取得 ※NY終値、取引日平均

外国人等の議決権の比率

平成28年3月24日
総務省 配付資料

会社名	外国人等の議決権の比率
株式会社フジ・メディアホールディングス	19.99%
日本テレビホールディングス株式会社	19.99%
株式会社東京放送ホールディングス	14.35%
株式会社テレビ朝日ホールディングス	8.40%
株式会社テレビ東京ホールディングス	6.46%

※ フジHD、日テレHD、東京放送HD、テレ東HDは平成27年9月30日時点、
テレビ朝HDは平成27年3月31日時点

参照条文

(電波法及び放送法)

基幹放送局の外資規制

○電波法（昭和25年法律第131号）

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体
- 四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。

2・3 （略）

4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（第九十九条の二を除き、以下「放送」という。）であつて、第二十六条第二項第五号イに掲げる周波数（第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。）の電波を使用するもの（以下「基幹放送」という。）をすする無線局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送（放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。）及び移動受信用地上基幹放送（同条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をすする無線局を除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 第一項第一号から第三号まで若しくは前項各号に掲げる者又は放送法第三百三条第一項若しくは第四百四条（第五号を除く。）の規定による認定の取消し若しくは同法第三百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの
- 三 法人又は団体であつて、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらにより口に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（前号に該当する場合を除く。）
- イ 第一項第一号から第三号までに掲げる者
- ロ イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
- 四 法人又は団体であつて、その役員が前項各号のいずれかに該当する者であるもの

5 （略）

基幹放送事業者の外資規制

○放送法(昭和25年法律第132号)

(認定)

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者(電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一～五 (略)

六 当該業務を行おうとする者が次のイからハまで(衛星基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあっては、ホを除く。)のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの(三に該当する場合を除く。)

(1) イからハまでに掲げる者

(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ハ～ル (略)

2～5 (略)

認定放送持株会社の外資規制

○放送法（昭和25年法律第132号）

（認定）

第百五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、総務大臣の認定を受けることができる。

- 一 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とし、又はしようとする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、又はしようとするもの
- 二 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とするものを設立しようとする者

2 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合してないと認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一～四 （略）

五 申請対象会社が、次のイから又までのいずれにも該当しないこと。

イ (1)若しくは(2)に掲げる者が特定役員である株式会社又は(1)から(3)までに掲げる者がその議決権の五分の一以上を占める株式会社

(1) 日本の国籍を有しない人

(2) 外国政府又はその代表者

(3) 外国の法人又は団体

ロ (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれら(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占める株式会社（イに該当する場合を除く。）

(1) イ(1)から(3)までに掲げる者

(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ハ～ヌ （略）

3・4 （略）

追加事項 8. 今までのTPPの条文、附属文書の公開された日（日本文、英文）

公開日、	文書
2015年	
10月5日 (大筋合意)	TPP協定の概要 (和文：36 ページ)
	12か国共同作成のTPP協定概要 (英文：16 ページ，仮訳：20 ページ)
10月20日	TPPにおける関税交渉の結果 (和文：8 ページ) 財務省所管品目の資料 (和文：2 ページ) 農水省所管品目の資料 (和文：218 ページ) 経産省所管品目の資料 (和文：962 ページ)
11月5日	TPP協定 (暫定案文) (英文：6,354 ページ) 及びサイドレター (暫定案文) (英文：66 ページ)
	TPP協定の全章概要及び別添 (附属書等の概要) (和文：181 ページ) 及びサイドレターの概要 (和文：31 ページ)
2016年	
1月7日	TPP協定 (12月末時点の暫定版) (暫定仮訳：825 ページ)
	TPP参加国とのサイドレター (12月末時点の暫定版) (暫定仮訳：118 ページ)
1月26日	TPP協定 (署名用) (英文：8,356 ページ)
2月2日	TPP協定 (署名用) (仮訳文：2,889 ページ)
2月4日 (署名)	TPP参加国とのサイドレター (署名用) (英文：95 ページ，訳文：140 ページ)
3月8日 (国会提出の 閣議決定)	TPP協定 (英文：8,356 ページ，訳文：2,897 ページ)
	TPP参加国とのサイドレター (英文：95 ページ，訳文：140 ページ)
	TPP協定の説明書 (和文：330 ページ)

TPP協定に対する米連邦議会議員及び大統領候補の発言

2016年3月
外務省

上院

	TPPに関する発言
マコーネル院内総務 (共・ケンタッキー)	<p>【2016年2月2日 ポリティコ紙報道】 「協定をいくらか問題視している。民主党大統領候補者両者が協定に反対し、共和党大統領候補者の多くも反対している中で、自分のアドバイスは（協定の議会での審議を）少なくとも大統領選挙の前に追求するべきでないというもの。選挙後に行われるかもしれないことについて検討しないのは有権者にとって公平ではないという主張もあるだろう。そのため、我々（オバマ大統領及び議会指導部）が合意したのは、議論を続けるということだ。」</p> <p>【2015年10月5日 議員ツイッター投稿】 「上院は、今後数か月間にわたって、TPPをレビューし、議会及び米国民が要求する高いスタンダードを満たしているかを判断することとなる。」</p>
ハッチ財政委員長 (共・ユタ)	<p>【2016年3月15日 ポリティコ紙報道】 「(TPPの議会審議に入るのが) 長くなればなるほど、票を失う懸念が出てくる。(中略)(レイム・ダックセッションでの投票に関して、) もし、生物製剤についての懸念がまず手当てされ、(法案が議会に) 来るのであれば、全く問題はない。」</p> <p>【2016年3月3日 財政委公聴会におけるステートメント】 「TPP協定については、議会が貿易協定を精査し、評価する段階にある。(中略) 議会により、貿易協定が承認された後、政府は、その協定が発効する前に、貿易相手国が完全にかつ誠実にその協定の義務を履行することを確保しなければならぬ。」</p>
ワイデン財政委筆頭委員 (民・オレゴン)	<p>【2016年3月3日 財政委公聴会におけるステートメント】 「貿易協定の執行における最初のステップは、正しく実施することである。(中略) TPPが正しく実施されるという信用が、本協定が議会を通過するに当たって必要な支持を得る前提条件である。」</p> <p>【2015年11月3日上院HP掲載の同筆頭委員のステートメント】 「本日(11月5日)公表されたTPP協定の詳細について精査していくことを楽しみにしている。私は、今後オレゴン州の労働者、農家、牧場経営者、製造業関係者等と今後、TPPがどういった恩恵をもたらすのかについて話す予定である。私は、TPPのテキストが、大統領の署名の数ヶ月前、そして、議会の投票のずっと前に公開されるよう戦ってきた。通商協定における新たな透明性の確保は、通商が正しくなされる上で不可欠である。」</p>

下院

	TPPに関する発言
ライアン下院議長 (共・ウィスコンシン)	<p>【2016年3月18日 ポリティコ紙報道】 「我々は、好むと好まざるとに関わらずグローバル経済の中にあり、私は、米国が(議論の) 席に着き、中国の代わりにグローバル経済のルールを書くべき</p>

	<p>であると思っている。」</p> <p>【2016年2月14日 FOXニュースによるインタビューでの発言】 「TPP承認に必要な票について、正直、集まるかどうか、いつ集まるかも分からない。」「いくつか対処すべき問題としては、(中略)国境を越えた情報通信、生物製剤、知的所有権保護がある」</p> <p>【2015年12月15日 ポリティコ紙主催イベントにおける発言】 「(TPP成立が)2016年中ということは大いにあり得る(中略)この協定は世界のGDPの40%をカバーし、また特にアジアでの貿易ルールを作る上で非常に重要。当初の野心を実現するものかどうかまだ不明だが、実現するものなのであれば可能な限り速やかに取り組む。(時期について)いかなるオプションについても道を閉じていない。」</p>
ブレイディ歳入委員長 (共・テキサス)	<p>【2016年1月11日 ポリティコ紙主催イベントでの発言】 「TPP支持に傾いている。他方、タバコのISDS例外、労働・環境、国有企業に係る条項には懸念あり。これらが措置されれば、TPPの議会審議を進めることを支持。」</p>
レビン歳入委筆頭委員 (民・ミシガン)	<p>【2016年2月18日 クリスチャン・サイエンス・モニター紙主催ラウンドテーブルでの発言】 「様々な関係者と話し、意見を聞き、フォーラム等を開いた結果、(中略)TPPは今の状態では受け入れ可能な結果とは言えず、私はこれを支持しないことに決めた。」(注:「レ」議員は、労働者の権利、自動車の出産地規則、為替操作、ISDSの分野での合意が不十分と考えている由)</p>

大統領候補者

	TPPに関する発言
クリントン前国務長官 (民)	<p>【2016年3月12日 オハイオ州におけるキャンペーンでの発言】 「我々が自動車のための強力な土台を築き続けることは、重要なことだ。だからこそ私はブラウン上院議員(民・オハイオ)の立場を支持する。すなわち、原産地規則によって、他の国も含むが特に中国が、貿易協定その他の規制を迂回することを許し、中国製部品を多く含む自動車を輸入することがあってはならない。(中略)これが、私がTPPに反対する理由の一つである。私は、TPPに含まれている内容を見たとき、あまりにも多くの抜け穴があり、国民が利用されてしまうような機会があまりに多いことが明らかに分かった。」</p> <p>【2016年2月23日 ポートランド・プレス・ヘラルド紙への寄稿】 「いかなる新たな貿易協定にも高い水準を設けなければならない。協定が良い雇用を創出し、賃金を引き上げ、国家安全保障を向上させる場合にのみ、我々はその協定を支持する。これらの基準を満たさなかったため、私はTPPに反対した。また、この水準を満たさないならば、将来の協定にも反対することになる。」</p>
サンダース上院議員 (民・バーモント)	<p>【2016年2月4日 ニューハンプシャー民主党大統領候補討論会】 「私は多国籍企業のためでなく、中間層と勤労家族のためになる自由貿易を信じている。(中略)(TPP協定を含む)過去30年の自由貿易協定は米国企業の(被雇用者ではなく)経営者らにより、それら経営者らのために書かれたものであり、(中略)多くの被雇用者にとっては急速に雇用状況が悪化する状況を生んでいる。」</p>

<p>トランプ氏（共）</p>	<p>【2016年2月6日 ニューハンプシャー共和党大統領候補討論会】 「我々はTPP協定というまともな別の貿易協定に署名しようとしている。これは、為替操作について何も語っていない、この国にとって災難になるものだ。」</p> <p>【2015年11月10日 ウィスコンシン共和党討論会】 「TPPはひどい協定だ。これがもたらすのはトラブル以外の何物でもない。これは、中国が、いつものように裏口から入ってきて、他のみんなを利用できるように作られている。」</p>
<p>クルズ上院議員 （共・テキサス）</p>	<p>【2016年3月10日 フロリダ共和党候補討論会】 「私はTPPに反対したし、これまでも反対してきた。（中略）我々は今、国際貿易に打ちのめされている。そして我々は、米国の労働者の面倒を見ない政権を抱え、雇用が海外に流出しているため、打ちのめされている。」</p> <p>【2015年11月20日 アイオワ州における選挙活動での発言】 「TPPや貿易促進権限（TPA）を支持する共和党議員は討論の場にたくさんいる。（中略）私は、TPAに反対票を投じた。そして、TPP協定にも反対票を投じるつもりである。」</p>
<p>ケーシック・オハイオ州知事（共）</p>	<p>【2016年1月14日 サウスカロライナ大統領候補討論会】 「私は、自由貿易主義者である。私は、NAFTAを支持している。アジアのTPP加盟国が中国と渡り合うことが大切であることから、TPPを支持する。」</p>

(了)

TPP協定署名後発効に至るまでの手続

平成28年3月25日
外務省

1 TPP協定署名後発効に至るまでの手続（第30.5条に規定）

○ TPP協定は、全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者（ニュージーランド）に通報した日の後60日で効力を生ずることとなっている。

○ ただし、署名の日から2年の期間内に全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報しなかった場合には、原署名国の2013年におけるGDPの合計の85パーセント以上を占める、少なくとも6の原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報することが効力発生要件となっている（署名の日から2年以内に上記の要件が満たされる場合には2年の期間の満了の後60日で、2年以内に上記の要件が満たされない場合には上記の要件が満たされた日の後60日で、それぞれ効力を生ずる。）。

2 寄託者への通報内容

○第30.5条に規定する通報のあり方については、協定上具体的な形式、内容等は定められておらず、各原署名国の責任で通報の形式、内容等を定めることとなる。

○我が国については、現時点で具体的な形式・内容等は決まっていないが、「関係する国内法上の手続を完了した」旨を簡潔に示す書面をもって寄託者に通報することが想定される。

【参考】TPP協定第30.5条（効力発生）関連部分

1 この協定は、全ての原署名国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずる。

2 この協定は、この協定の署名の日から二年の期間内に全ての原署名国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報しなかった場合において、少なくとも六の原署名国であって、これらの二千十三年における国内総生産（注）の合計が

原署名国の二十十三年における国内総生産の合計の八十五パーセント以上を占めるものが当該期間内にそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報したときは、当該期間の満了の後六十日で効力を生ずる。

注 この条の規定の適用上、国内総生産は、その時点における価格（アメリカ合衆国ドル）を使用した国際通貨基金のデータに基づくものとする。

3 この協定は、1又は2の規定に従って効力を生じない場合には、少なくとも六の原署名国であって、これらの二十十三年における国内総生産の合計が原署名国の二十十三年における国内総生産の合計の八十五パーセント以上を占めるものがそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずる。

4 2又は3の規定に基づくこの協定の効力発生の日の後、この協定が自国について効力を生じていない原署名国は、自国の関係する国内法上の手続を完了した旨及びこの協定の締約国となる意図を締約国に通報する。委員会は、当該原署名国による通報の日から三十日以内に、当該通報を行った原署名国についてこの協定が効力を生ずるかどうかを決定する。

5 この協定は、委員会と4に規定する通報を行った原署名国とが別段の合意をする場合を除くほか、委員会が肯定的な決定を行った日の後三十日で当該通報を行った原署名国について効力を生ずる。

資料7

・スティグリッツ教授が出席した国際経済分析会合の議事録

内閣官房・内閣府

(回答案)

議事要旨については、鋭意作業中である。作業が完了し次第、公表する。

資料8

- ・資料8記載のもの以外の大員間の引継ぎの有無

内閣府大臣官房総務課

(回答案)

内閣府大臣官房総務課としては承知していない。

アメリカ国内法におけるサーティフィケーション規定の具体的内容

平成28年3月29日
外務省

標記について、2015年米国TPA (Trade Promotion Authority) 法における関連規定は、以下のとおり。

SEC. 106. IMPLEMENTATION OF TRADE AGREEMENTS.

(a) IN GENERAL.

(1) NOTIFICATION AND SUBMISSION.—Any agreement entered into under section 103(b) shall enter into force with respect to the United States if (and only if)—

((A)-(F)は略)

(G) the President, not later than 30 days before the date on which the agreement enters into force with respect to a party to the agreement, submits written notice to Congress that the President has determined that the party has taken measures necessary to comply with those provisions of the agreement that are to take effect on the date on which the agreement enters into force.

(仮訳)

第106条 通商協定の実施

(a) 一般

(1) 通知及び提出

第103条(b)に基づいて署名された(注:TPAの対象となる)いかなる通商協定も、次の場合に限り、米国について効力を生ずる。

(A)～(F) 略

(G) 大統領は、協定の一の締約国について協定の効力が生ずる30日前までに、協定の規定のうち協定の効力発生の日効力が生ずるものについて、当該締約国が遵守のために必要な措置をとったと判断した旨を議会に対し書面にて通知する。

(了)

「アメリカ国内法におけるサーティフィケーション規定によって他
国との条約・協定の発効に影響が生じた事例(米韓F T Aを含む。)」
について

平成28年3月29日
外務省

アメリカ国内法におけるいわゆるサーティフィケーション規定に
よって米国と他国との間の条約・協定の発効に影響が生じた事例に
ついては、第三国間のやりとりであり、わが国としていずれがその
ような事例に当たるか確たることは言えないが、関連する情報は以
下のとおり。

1 米ペルーF T Aについては、2009年2月の協定発効前の2
009年1月にペルーが森林・野生生物法を改正している。

2 なお、米韓F T Aについては、署名から発効までは以下の経緯。

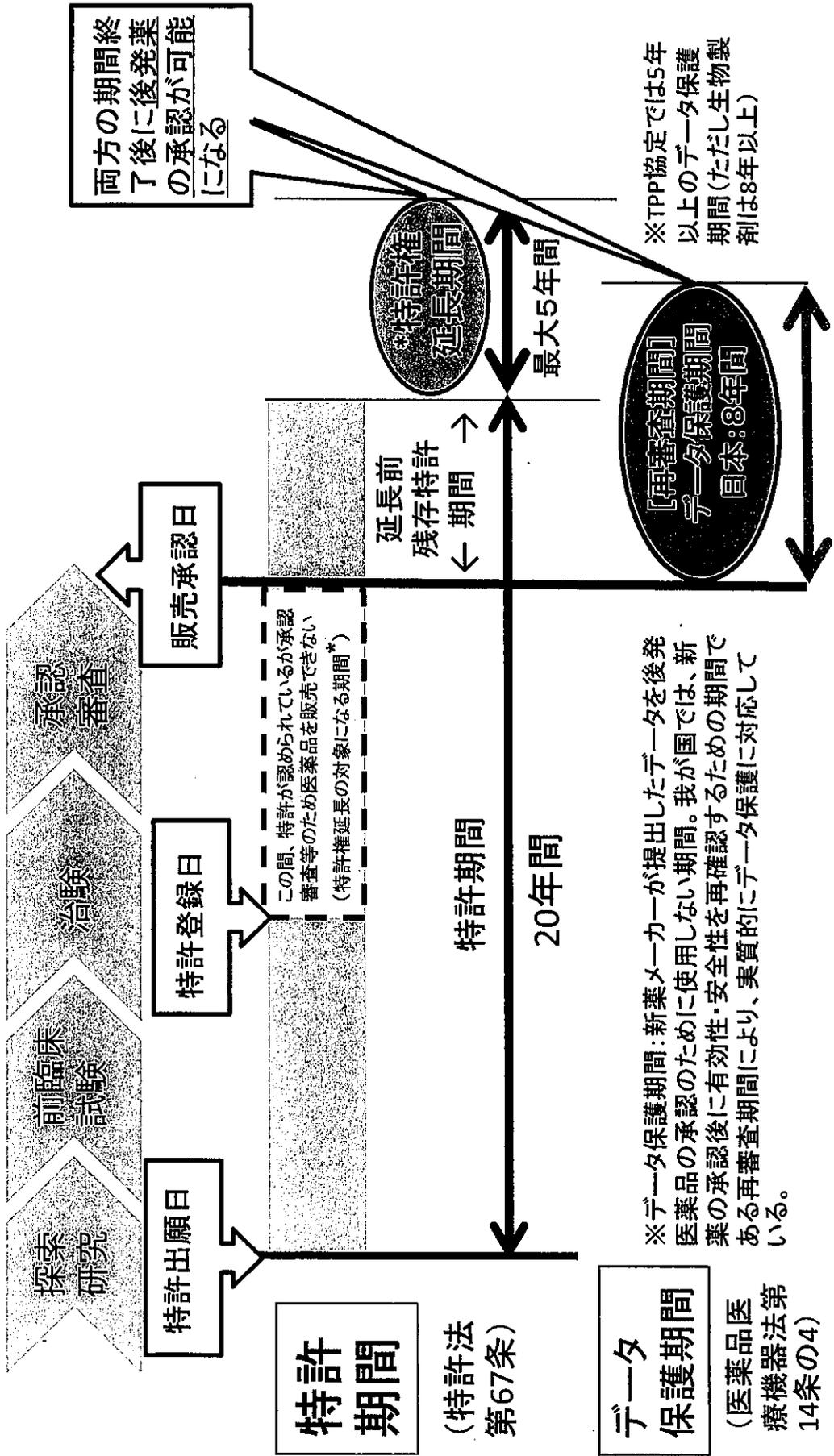
2007年	6月	署名
2010年	11月	米韓首脳会談において、両国通商代表に対し、 相互受入れ可能な合意を導くよう指示すること で合意
2011年	2月	米韓通商代表の間で、追加交渉の結果に伴う補 足合意文書に署名・交換
	10月	米国において、米韓F T A実施法が成立
	11月	韓国において、米韓F T A締結同意案が可決
2012年	3月	協定が発効

(了)

医薬品特許期間とデータ保護期間の関係について

※ 日本においては、TPP協定による制度の変更はない

○ 新薬(新有効成分)の開発・承認の流れ



生物製剤とは: バイオテクノロジーを利用して生産されたタンパク質製剤 (TPP協定第18・51条)
 例 遺伝子組換えのホルモン製剤 (例 インスリン)、抗体医薬品 (免疫グロブリンを改変・合成した製剤) など

外国人等に係る議決権比率及び株式保有比率

平成28年3月29日
総務省 配付資料

会社名	外国人等の議決権の比率	外国人直接保有比率 *
株式会社フジ・メディアホールディングス	19.99%	29.62%
日本テレビホールディングス株式会社	19.99%	21.53%
株式会社東京放送ホールディングス	14.35%	13.02%
株式会社テレビ朝日ホールディングス	12.54%	12.57%
株式会社テレビ東京ホールディングス	6.46%	6.07%

<平成27年9月30日現在>

*: 証券保管振替機構HP「外国人保有制限銘柄期中公表」より作成。

②追加 7. 新聞の所管官庁及び新聞社の外資による株式保有比率

- 新聞については、特定の官庁が所管する事業規制法は存在しないものと承知している。

※全国紙・地方紙の多くが加盟する一般社団法人日本新聞協会は、以前は文部科学省所管の社団法人であったが、平成 24 年に一般社団法人に移行した。

新聞販売店の全国組織である公益社団法人日本新聞販売協会は、以前は経済産業省所管の社団法人であったが、平成 25 年に公益社団法人に移行した。

- 新聞社の株式保有比率については、把握していない。
- なお、新聞社の株式の譲渡に関しては、議員立法により制定されたものであるが、法務省が所管する日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律（昭和 26 年法律第 212 号）があり、日刊紙を発行する株式会社は、定款をもって、株式の譲受人を、その株式会社の事業に関係のある者に限ることができることとされている。

※大手全国紙（読売、朝日、毎日、日経、産経）は非上場会社。

【参考】

日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律（昭和 26 年法律第 212 号）（抄）

（株式の譲渡制限等）

第一条 一定の題号を用い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社にあつては、定款をもって、株式の譲受人を、その株式会社の事業に関係のある者に限ることができる。この場合には、株主が株式会社の事業に関係のない者であることとなつたときは、その株式を株式会社の事業に関係のある者に譲渡しなければならない旨をあわせて定めることができる。

税関当局及び貿易円滑化

環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要
内閣官房TPP政府対策本部
平成27年10月5日より抜粋

税関手続について予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、締約国間の協力の促進、国際基準への調和、通関等の手続の迅速化、行政上及び司法上の審査の確保等について規定。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- 迅速通関(関税法の遵守を確保するために必要な期間内(可能な限り貨物の到着から48時間以内)に引取りを許可)
- 急送貨物(通常の状態において、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可)
- 輸入者、輸出者又は生産者の要請による書面での事前教示制度(関税分類、原産性等)(150日以内に回答)
- 自動化(輸出入手続を、単一の窓口において、電子的に完了することができるよう努める)

米韓 F T A について

平成 2 8 年 3 月 3 0 日
外 務 省

1 経緯

- 2 0 0 7 年 6 月 署名
2 0 1 0 年 1 1 月 米韓首脳会談において、両国通商代表に対し、相互受入れ可能な合意を導くよう指示することで合意
2 0 1 1 年 2 月 米韓通商代表の間で、追加交渉の結果に伴う補足合意文書に署名・交換
1 0 月 米国において、米韓 F T A 実施法が成立
1 1 月 韓国において、米韓 F T A 締結同意案が可決
2 0 1 2 年 3 月 協定が発効

2 米韓 F T A における追加交渉の概要

2 0 1 1 年 2 月 1 0 日に追加的に署名・交換された合意文書は、①交換書簡、及び②合意議事録の 2 つの文書から成る。これらの文書の主な概要は以下のとおり。

(1) 交換書簡

(自動車分野)

○ 自動車関税の撤廃日程（乗用車、電気自動車等及び貨物自動車）

(ア) 乗用車：

- ・米国は、関税（2. 5 %）を発効後 5 年目に撤廃。
- ・韓国は、発効日に関税（8 %）を 4 % に引き下げ、発効後 5 年目に撤廃。

(イ) その他自動車（電気自動車等）：

- ・米国は、関税（2. 5 %）を 4 年間均等撤廃。
- ・韓国は、発効日に関税（8 %）を 4 % に引き下げ、発効後 2 年目から 3 年間均等撤廃し、双方発効後 5 年目に完全撤廃。

(ウ) 貨物自動車：

- ・米国は、現行関税（2 5 %）を、発効後 8 年目から 2 年間均等撤廃し、発効後 1 0 年目に完全撤廃。

(韓国 の 要求 分野)

- 豚肉関税の撤廃期間を 2 年延長（2 0 1 4 年→2 0 1 6 年）。
- 医薬品許可・特許に係った義務の履行を 3 年間猶予。

(2) 合意議事録

- 燃費／C O 2 基準に関連し、小規模メーカーに対して同基準の適用を一部緩和。
- 企業内転勤者ビザの有効期間を延長。

(了)

TPPに関する国民への説明会開催状況(開催日、開催場所、開催規模等)
(平成24年1月～平成28年3月)

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
1	内閣官房	平成24年2月19日	地域シンポジウム 東海ブロック	愛知県 (名古屋市)	約340名
2	内閣官房	平成24年2月26日	地域シンポジウム 東北ブロック	秋田県 (秋田市)	約230名
3	内閣官房	平成24年3月4日	地域シンポジウム 関東ブロック	神奈川県 (横浜市)	約180名
4	内閣官房	平成24年3月17日	地域シンポジウム 近畿ブロック	兵庫県 (神戸市)	約180名
5	内閣官房	平成24年3月17日	地域シンポジウム 中国ブロック	広島県 (広島市)	約190名
6	内閣官房	平成24年3月18日	地域シンポジウム 北陸ブロック	福井県 (福井市)	約200名
7	内閣官房	平成24年3月20日	地域シンポジウム 九州ブロック	福岡県 (福岡市)	約200名
8	内閣官房	平成24年3月24日	地域シンポジウム 四国ブロック	香川県 (高松市)	約200名
9	内閣官房	平成24年3月25日	地域シンポジウム 北海道ブロック	北海道 (札幌市)	約260名
10	内閣官房	平成24年4月5日	地方6団体との意見交換会	東京都	12名
11	内閣官房	平成24年4月11日	地方6団体との意見交換会	東京都	12名
12	内閣官房	平成24年4月11日	地方6団体との意見交換会	東京都	30名
13	内閣官房	平成24年5月30日	地方6団体との意見交換会	東京都	41名
14	内閣官房	平成24年6月21日	地方6団体との意見交換会	東京都	15名
15	内閣官房	平成24年7月12日	地方6団体との意見交換会	東京都	92名
16	内閣官房	平成24年3月8日	業界団体との意見交換会	東京都	4名
17	内閣官房	平成24年3月8日	業界団体との意見交換会	東京都	78名
18	内閣官房	平成24年3月8日	業界団体との意見交換会	東京都	50名
19	内閣官房	平成24年3月9日	業界団体との意見交換会	東京都	17名
20	内閣官房	平成24年3月12日	業界団体との意見交換会	東京都	2名
21	内閣官房	平成24年3月13日	業界団体との意見交換会	東京都	11名
22	内閣官房	平成24年3月13日	業界団体との意見交換会	東京都	4名
23	内閣官房	平成24年3月13日	業界団体との意見交換会	東京都	3名
24	内閣官房	平成24年3月16日	業界団体との意見交換会	東京都	5名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
25	内閣官房	平成24年3月16日	業界団体との意見交換会	東京都	8名
26	内閣官房	平成24年3月21日	業界団体との意見交換会	東京都	4名
27	内閣官房	平成24年3月22日	業界団体との意見交換会	東京都	8名
28	内閣官房	平成24年3月22日	業界団体との意見交換会	東京都	2名
29	内閣官房	平成24年3月22日	業界団体との意見交換会	東京都	3名
30	内閣官房	平成24年3月23日	業界団体との意見交換会	東京都	6名
31	内閣官房	平成24年3月23日	業界団体との意見交換会	東京都	7名
32	内閣官房	平成24年3月26日	業界団体との意見交換会	東京都	9名
33	内閣官房	平成24年3月27日	業界団体との意見交換会	東京都	7名
34	内閣官房	平成24年3月27日	業界団体との意見交換会	東京都	5名
35	内閣官房	平成24年3月28日	業界団体との意見交換会	東京都	5名
36	内閣官房	平成24年3月28日	業界団体との意見交換会	東京都	7名
37	内閣官房	平成24年3月29日	業界団体との意見交換会	東京都	39名
38	内閣官房	平成24年3月29日	業界団体との意見交換会	東京都	2名
39	内閣官房	平成24年3月30日	業界団体との意見交換会	東京都	6名
40	内閣官房	平成24年3月30日	業界団体との意見交換会	東京都	20名
41	内閣官房	平成24年3月30日	業界団体との意見交換会	東京都	5名
42	内閣官房	平成24年4月5日	業界団体との意見交換会	東京都	4名
43	内閣官房	平成24年4月5日	業界団体との意見交換会	東京都	3名
44	内閣官房	平成24年4月9日	業界団体との意見交換会	東京都	4名
45	内閣官房	平成24年4月10日	業界団体との意見交換会	東京都	7名
46	内閣官房	平成24年4月10日	業界団体との意見交換会	東京都	48名
47	内閣官房	平成24年4月12日	業界団体との意見交換会	東京都	26名
48	内閣官房	平成24年4月13日	業界団体との意見交換会	東京都	12名
49	内閣官房	平成24年4月13日	業界団体との意見交換会	東京都	7名
50	内閣官房	平成24年4月18日	業界団体との意見交換会	東京都	28名
51	内閣官房	平成24年4月19日	業界団体との意見交換会	東京都	6名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
52	内閣官房	平成24年4月27日	業界団体との意見交換会	東京都	15名
53	内閣官房	平成24年5月9日	業界団体との意見交換会	東京都	34名
54	内閣官房	平成24年5月18日	業界団体との意見交換会	東京都	8名
55	内閣官房	平成24年5月18日	業界団体との意見交換会	東京都	11名
56	内閣官房	平成24年5月21日	業界団体との意見交換会	東京都	13名
57	内閣官房	平成24年5月21日	業界団体との意見交換会	東京都	11名
58	内閣官房	平成24年5月22日	NPO団体主催の意見交換会	東京都	約200名
59	内閣官房	平成24年6月9日	NPO団体主催の意見交換会	大阪府	約80名
60	内閣官房	平成24年12月17日	NPO団体主催の意見交換会	愛知県	約80名
61	内閣官房	平成25年6月17日	関係団体等説明会	東京都	約170名
62	内閣官房	平成25年8月5日	関係団体等説明会	東京都	約200名
63	内閣官房	平成25年9月9日	関係団体等説明会	東京都	約220名
64	内閣官房	平成25年10月21日	関係団体等説明会	東京都	約250名
65	内閣官房	平成25年12月2日	関係団体等説明会	東京都	約220名
66	内閣官房	平成25年12月25日	関係団体等説明会	東京都	約230名
67	内閣官房	平成26年3月5日	関係団体等説明会	東京都	約190名
68	内閣官房	平成26年6月2日	関係団体等説明会	東京都	約220名
69	内閣官房	平成26年7月28日	関係団体等説明会	東京都	約140名
70	内閣官房	平成26年10月10日	関係団体等説明会	東京都	約180名
71	内閣官房	平成26年11月25日	関係団体等説明会	東京都	約160名
72	内閣官房	平成27年2月16日	関係団体等説明会	東京都	約210名
73	内閣官房	平成27年5月15日	関係団体等説明会	東京都	約500名
74	内閣官房	平成27年10月20日	TPP協定に関する説明会	東京都 (世田谷区)	約700名
75	内閣官房	平成27年11月4日	TPP協定に関する説明会	大阪府 (大阪市)	約1,000名
76	内閣官房	平成27年11月6日	TPP協定に関する説明会	宮城県 (仙台市)	約260名
77	内閣官房	平成27年11月17日	TPP協定に関する説明会	福岡県 (福岡市)	約450名
78	内閣官房	平成27年11月20日	TPP協定に関する説明会	北海道 (札幌市)	約500名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
79	内閣官房	平成27年12月22日	TPP協定に関する説明会	新潟県 (新潟市)	約250名
80	金融庁	平成27年11月4日	業界団体説明会	東京都 (金融庁)	15人
81	金融庁	平成27年11月17日	主要行との意見交換会	東京都 (銀行会館)	16人
82	金融庁	平成27年11月18日	地銀協との意見交換会	東京都 (地方銀行会館)	137名
83	金融庁	平成27年11月19日	第二地銀協との意見交換会	東京都 (第二地銀協ビル)	約50名
84	外務省	平成28年1月18日	セミナー「メガFTA時代とTPPの活用」	静岡県	154名
85	財務省	平成27年10月27日	EPA(経済連携協定)活用セミナー	兵庫県 (神戸市)	141名
86	財務省	平成27年11月5日	特定原産地証明書「取得&活用」セミナー	静岡県 (浜松市)	253名
87	財務省	平成27年11月10日	通関事務研究会	愛知県 (名古屋市)	52名
88	財務省	平成27年11月11日	千葉県経済金融に関する情報交換会	千葉県 (千葉市)	35名
89	財務省	平成27年11月11日	中小企業の動向に関する意見交換会	長崎県 (長崎市)	13名
90	財務省	平成27年11月12日	EPA(経済連携協定)利用支援セミナー	長崎県 (長崎市)	52名
91	財務省	平成27年11月17日	さいたま市金融・経済勉強会	埼玉県 (さいたま市)	25名
92	財務省	平成27年11月18日	通関事務研究会	愛知県 (常滑市)	32名
93	財務省	平成27年11月18日	南房総地域金融経済意見交換会	千葉県 (南房総市)	40名
94	財務省	平成27年11月19日	TPP大筋合意内容の説明及び経済連携協定(EPA)の利用支援セミナー	大阪府 (大阪市)	73名
95	財務省	平成27年11月19日	通関事務研究会	愛知県 (海部郡飛島村)	25名
96	財務省	平成27年11月19日	三重県景気問題連絡会	三重県 (津市)	14名
97	財務省	平成27年11月19日	地域活性化セミナー	愛媛県 (松山市)	54名
98	財務省	平成27年11月20日	しずおか経済フォーラム	静岡県 (静岡市)	18名
99	財務省	平成27年11月24日	通関事務研究会	三重県 (四日市市)	20名
100	財務省	平成27年11月26日	原産地規則研修	愛知県 (豊橋市)	11名
101	財務省	平成27年11月26日	第7回高知県経済情報連絡会	高知県 (高知市)	13名
102	財務省	平成27年11月27日	四国財務局地域活性化セミナー	香川県 (高松市)	25名
103	財務省	平成27年11月30日	経済連携協定(EPA)利用支援セミナー TPP協定交渉の大筋合意に関する説明会	神奈川県 (横浜市)	280名
104	財務省	平成27年11月30日	福井県経済情勢意見交換会	福井県 (福井市)	13名
105	財務省	平成27年12月1日	「TPP協定(原産地規則)／輸出入申告官署の自由化等」に係る説明会	大阪府 (大阪市)	137名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
106	財務省	平成27年12月1日	TPP原産地規則等説明会	愛知県 (名古屋市)	231名
107	財務省	平成27年12月2日	TPP大筋合意内容の説明及び経済連携協定(EPA)活用セミナー	奈良県 (大和高田市)	30名
108	財務省	平成27年12月2日	TPP原産地規則概要及び申告官署の自由化説明会	岡山県 (倉敷市)	42名
109	財務省	平成27年12月2日	「TPP協定(原産地規則)／輸出入申告官署の自由化等」に係る説明会	石川県 (金沢市)	25名
110	財務省	平成27年12月3日	TPP原産地規則概要及び申告官署の自由化説明会	愛媛県 (松山市)	14名
111	財務省	平成27年12月4日	「TPP協定(原産地規則)／輸出入申告官署の自由化等」に係る説明会	大阪府 (泉南市)	39名
112	財務省	平成27年12月7日	TPP原産地規則等説明会	静岡県 (静岡市)	81名
113	財務省	平成27年12月8日	TPP協定利用支援セミナー	熊本県 (熊本市)	42名
114	財務省	平成27年12月9日	TPP大筋合意内容説明会・EPA利用支援セミナー	沖縄県 (那覇市)	41名
115	財務省	平成27年12月10日	TPP協定交渉大筋合意に関する説明会 EPA活用利用支援セミナー	東京都 (中央区)	196名
116	財務省	平成27年12月14日	国際経済セミナー	愛知県 (名古屋市)	161名
117	財務省	平成27年12月14日	富山県内経済に関する情報交換会	富山県 (富山市)	16名
118	財務省	平成27年12月16日	TPP勉強会	静岡県 (静岡市)	16名
119	財務省	平成27年12月16日	EPA・TPP活用セミナー	北海道 (札幌市)	86名
120	財務省	平成27年12月18日	TPP協定交渉大筋合意に関する説明会	山形県 (山形市)	34名
121	財務省	平成27年12月21日	経済連携協定(EPA)利用支援セミナー TPP協定交渉の大筋合意に関する説明会	宮城県 (仙台市)	62名
122	財務省	平成27年12月21日	TPP大筋合意の概要説明及びEPA活用セミナー	香川県 (高松市)	51名
123	財務省	平成27年12月22日	TPP大筋合意の概要説明及びEPA活用セミナー	広島県 (広島市)	68名
124	財務省	平成27年12月22日	TPP(環太平洋パートナーシップ)協定セミナー	福岡県 (福岡市)	84名
125	財務省	平成28年1月15日	金融懇談会	沖縄県 (那覇市)	4名
126	財務省	平成28年1月20日	東京活性化サロン	東京都 (台東区)	57名
127	財務省	平成28年2月2日	TPP大筋合意について (EPA/TPP原産地規則について)	福岡県 (北九州市)	17名
128	財務省	平成28年2月10日	TPP協定交渉大筋合意に関する説明会	新潟県 (三条市)	35名
129	財務省	平成28年2月16日	地域活性化セミナー	高知県 (高知市)	48名
130	財務省	平成28年3月11日	「TPP協定の概要と原産地規則について」説明会	鳥取県 (境港市)	18名
131	財務省	平成28年3月16日	経済連携協定活用セミナー	大阪府 (大阪市)	61名
132	財務省	平成28年3月29日	経済連携協定活用セミナー	大阪府 (堺市)	42名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
133	財務省 / 経済産業省	平成27年12月21日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー―工業製品を中心とした合意内容の解説とその活用―	長野県 (諏訪市)	約50名
134	財務省 / 経済産業省	平成28年1月28日	TPP(経済産業省分野)に関する説明会	岐阜県 (岐阜市)	約90名
135	財務省 / 経済産業省	平成28年2月22日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	長野県 (長野市)	約90名
136	農林水産省	平成27年10月9日	TPP協定に関する説明会	東京都 (港区)	約390名
137	農林水産省	平成27年10月15日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	北海道 (札幌市)	約250名
138	農林水産省	平成27年10月15日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	北海道 (札幌市)	約160名
139	農林水産省	平成27年10月15日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	香川県 (高松市)	約120名
140	農林水産省	平成27年10月15日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	熊本県 (熊本市)	約170名
141	農林水産省	平成27年10月16日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水産業)	東京都 (千代田区)	約60名
142	農林水産省	平成27年10月16日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	北海道 (札幌市)	約260名
143	農林水産省	平成27年10月16日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	宮城県 (仙台市)	約170名
144	農林水産省	平成27年10月16日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	石川県 (金沢市)	約90名
145	農林水産省	平成27年10月16日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	愛知県 (名古屋市)	約120名
146	農林水産省	平成27年10月16日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	愛知県 (名古屋市)	約180名
147	農林水産省	平成27年10月16日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	岡山県 (岡山市)	約120名
148	農林水産省	平成27年10月17日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	愛知県 (名古屋市)	約110名
149	農林水産省	平成27年10月19日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (林業)	東京都 (千代田区)	約50名
150	農林水産省	平成27年10月19日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	石川県 (金沢市)	約180名
151	農林水産省	平成27年10月19日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	京都府 (京都市)	約130名
152	農林水産省	平成27年10月19日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	岡山県 (岡山市)	約90名
153	農林水産省	平成27年10月19日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	香川県 (高松市)	約70名
154	農林水産省	平成27年10月19日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	熊本県 (熊本市)	約180名
155	農林水産省	平成27年10月20日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	東京都 (江東区)	約170名
156	農林水産省	平成27年10月20日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	東京都 (江東区)	約240名
157	農林水産省	平成27年10月21日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	宮城県 (仙台市)	約210名
158	農林水産省	平成27年10月21日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	宮城県 (仙台市)	約250名
159	農林水産省	平成27年10月21日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	埼玉県 (さいたま市)	約150名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
160	農林水産省	平成27年10月21日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	岡山県 岡山市	約150名
161	農林水産省	平成27年10月21日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	香川県 (高松市)	約110名
162	農林水産省	平成27年10月22日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	宮城県 (仙台市)	約80名
163	農林水産省	平成27年10月22日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	京都府 (京都市)	約120名
164	農林水産省	平成27年10月22日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	京都府 (京都市)	約180名
165	農林水産省	平成27年10月22日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	熊本県 (熊本市)	約170名
166	農林水産省	平成27年10月23日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	石川県 (金沢市)	約90名
167	農林水産省	平成27年10月23日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	沖縄県 (浦添市)	約90名
168	農林水産省	平成27年10月26日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	埼玉県 (さいたま市)	約220名
169	農林水産省	平成27年10月26日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	愛知県 (名古屋市)	約140名
170	農林水産省	平成27年10月26日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	岡山県 (岡山市)	約70名
171	農林水産省	平成27年10月26日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	香川県 (高松市)	約70名
172	農林水産省	平成27年10月27日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	北海道 (旭川市)	約180名
173	農林水産省	平成27年10月27日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	北海道 (旭川市)	約110名
174	農林水産省	平成27年10月28日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	北海道 (釧路市)	約80名
175	農林水産省	平成27年10月28日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	北海道 (帯広市)	約110名
176	農林水産省	平成27年10月28日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	北海道 (札幌市)	約110名
177	農林水産省	平成27年10月29日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	北海道 (北見市)	約80名
178	農林水産省	平成27年10月29日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	大阪府 (大阪市)	約130名
179	農林水産省	平成27年10月29日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	熊本県 (熊本市)	約100名
180	農林水産省	平成27年10月30日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	石川県 (金沢市)	約50名
181	農林水産省	平成27年10月30日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	宮城県 (宮崎市)	約170名
182	農林水産省	平成27年10月30日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	鹿児島県 (鹿児島市)	約180名
183	農林水産省	平成27年11月27日	「総合的なTPP関連政策大綱」に関する説明会	東京都 (千代田区)	約270名
184	農林水産省	平成27年12月21日	「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野の対策に関する説明会	東京都 (千代田区)	約310名
185	農林水産省	平成28年1月7日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	熊本県 (熊本市)	約400名
186	農林水産省	平成28年1月8日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	埼玉県 (さいたま市)	約490名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
187	農林水産省	平成28年1月8日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	愛知県 (名古屋市)	約500名
188	農林水産省	平成28年1月12日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	宮城県 (仙台市)	約520名
189	農林水産省	平成28年1月13日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	京都府 (京都市)	約300名
190	農林水産省	平成28年1月14日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	石川県 (金沢市)	約440名
191	農林水産省	平成28年1月14日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	長崎県 (長崎市)	約340名
192	農林水産省	平成28年1月15日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	香川県 (高松市)	約240名
193	農林水産省	平成28年1月15日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	大分県 (大分市)	約460名
194	農林水産省	平成28年1月18日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	北海道 (札幌市)	約750名
195	農林水産省	平成28年1月18日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	栃木県 (宇都宮市)	約240名
196	農林水産省	平成28年1月18日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	愛媛県 (松山市)	約260名
197	農林水産省	平成28年1月19日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	岡山県 (岡山市)	約410名
198	農林水産省	平成28年1月19日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	北海道 (北斗市)	約260名
199	農林水産省	平成28年1月19日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	茨城県 (水戸市)	約500名
200	農林水産省	平成28年1月19日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	熊本県 (熊本市)	約480名
201	農林水産省	平成28年1月20日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	山口県 (山口市)	約300名
202	農林水産省	平成28年1月20日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	鹿児島県 (鹿児島市)	約480名
203	農林水産省	平成28年1月21日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	兵庫県 (神戸市)	約410名
204	農林水産省	平成28年1月21日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	沖縄県 (那覇市)	約290名
205	農林水産省	平成28年1月22日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	山梨県 (甲府市)	約340名
206	農林水産省	平成28年1月22日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	新潟県 (新潟市)	約690名
207	農林水産省	平成28年1月22日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	和歌山県 (和歌山市)	約200名
208	農林水産省	平成28年1月25日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	福島県 (福島市)	約310名
209	農林水産省	平成28年1月25日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	石川県 (金沢市)	約190名
210	農林水産省	平成28年1月25日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	鳥取県 (倉吉市)	約260名
211	農林水産省	平成28年1月26日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	岩手県 (滝沢市)	約290名
212	農林水産省	平成28年1月26日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	埼玉県 (比企郡吉見町)	約640名
213	農林水産省	平成28年1月26日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	徳島県 (徳島市)	約250名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
214	農林水産省	平成28年1月26日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	宮城県 (宮崎市)	約340名
215	農林水産省	平成28年1月27日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	千葉県 (千葉市)	約340名
216	農林水産省	平成28年1月27日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	福井県 (福井市)	約390名
217	農林水産省	平成28年1月27日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	滋賀県 (大津市)	約280名
218	農林水産省	平成28年1月27日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	広島県 (広島市)	約250名
219	農林水産省	平成28年1月27日	「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえた水産分野の対策に関する説明会	兵庫県 (神戸市)	約220名
220	農林水産省	平成28年1月28日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	秋田県 (秋田市)	約410名
221	農林水産省	平成28年1月28日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	群馬県 (前橋市)	約590名
222	農林水産省	平成28年1月28日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	長野県 (千曲市)	約380名
223	農林水産省	平成28年1月28日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	三重県 (津市)	約570名
224	農林水産省	平成28年1月29日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	山形県 (山形市)	約440名
225	農林水産省	平成28年1月29日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	静岡県 (静岡市)	約320名
226	農林水産省	平成28年1月29日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	高知県 (高知市)	約190名
227	農林水産省	平成28年1月29日	「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえた水産分野の対策に関する説明会	東京都 (港区)	約180名
228	農林水産省	平成28年2月1日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	富山県 (富山市)	約430名
229	農林水産省	平成28年2月1日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	大阪府 (大阪市)	約130名
230	農林水産省	平成28年2月1日	「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえた水産分野の対策に関する説明会	北海道 (札幌市)	約160名
231	農林水産省	平成28年2月2日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	北海道 (札幌市)	約340名
232	農林水産省	平成28年2月2日	「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえた水産分野の対策に関する説明会	宮城県 (仙台市)	約100名
233	農林水産省	平成28年2月3日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	北海道 (旭川市)	約530名
234	農林水産省	平成28年2月3日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	青森県 (青森市)	約330名
235	農林水産省	平成28年2月4日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	東京都 (立川市)	約120名
236	農林水産省	平成28年2月4日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	岐阜県 (岐阜市)	約360名
237	農林水産省	平成28年2月4日	「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえた水産分野の対策に関する説明会	福岡県 (福岡市)	約120名
238	農林水産省	平成28年2月5日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	北海道 (網走市)	約220名
239	農林水産省	平成28年2月5日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	宮城県 (大崎市)	約270名
240	農林水産省	平成28年2月5日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	神奈川県 (横浜市)	約130名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
241	農林水産省	平成28年2月8日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	北海道 (釧路市)	約200名
242	農林水産省	平成28年2月8日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	島根県 (出雲市)	約600名
243	農林水産省	平成28年2月9日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	北海道 (帯広市)	約600名
244	農林水産省	平成28年2月9日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	奈良県 (橿原市)	約160名
245	農林水産省	平成28年2月9日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	福岡県 (福岡市)	約350名
246	農林水産省	平成28年2月10日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	佐賀県 (小城市)	約470名
247	経済産業省	平成27年10月26日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定 企業向け説明会	東京都 (港区)	約260名
248	経済産業省	平成27年10月27日	TPPに関する意見交換会	岐阜県 (岐阜市)	約50名
249	経済産業省	平成27年10月29日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定 企業向け説明会	東京都 (港区)	約150名
250	経済産業省	平成27年11月2日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の企業向け説明会	愛知県 (名古屋市)	約120名
251	経済産業省	平成27年11月2日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の企業向け説明会	香川県 (高松市)	約100名
252	経済産業省	平成27年11月4日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の企業向け説明会	福岡県 (福岡市)	約180名
253	経済産業省	平成27年11月4日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の企業向け説明会	宮城県 (仙台市)	約140名
254	経済産業省	平成27年11月5日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の企業向け説明会	大阪府 (大阪市)	約180名
255	経済産業省	平成27年11月12日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の企業向け説明会	広島県 (広島市)	約110名
256	経済産業省	平成27年11月13日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の企業向け説明会	北海道 (札幌市)	約110名
257	経済産業省	平成27年11月18日	新価値創造展	東京都 (江東区)	約40名
258	経済産業省	平成27年11月25日	中小企業のためのTPP説明会	京都府 (京都市)	約160名
259	経済産業省	平成27年11月25日	産業振興講演会	岩手県 (北上市)	約70名
260	経済産業省	平成27年11月26日	定期時事・時局講演会	大阪府 (大阪市)	約100名
261	経済産業省	平成27年11月27日	第7回常議員会	秋田県 (秋田市)	約30名
262	経済産業省	平成27年11月27日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	三重県 (津市)	約20名
263	経済産業省	平成27年11月30日	平成27年度第2回ビジネスサポートスクール	石川県 (金沢市)	約60名
264	経済産業省	平成27年12月1日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定 活用セミナー	岡山県 (岡山市)	約60名
265	経済産業省	平成27年12月2日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	大分県 (大分市)	約30名
266	経済産業省	平成27年12月3日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定 活用セミナー	愛媛県 (松山市)	約40名
267	経済産業省	平成27年12月3日	第4回ちば海外ビジネス塾「米国中西部の製造業の現状と今後のビジネスチャンス」	千葉県 (千葉市)	約30名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
268	経済産業省	平成27年12月4日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	埼玉県 (さいたま市)	約80名
269	経済産業省	平成27年12月4日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	徳島県 (徳島市)	約30名
270	経済産業省	平成27年12月7日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	新潟県 (新潟市)	約50名
271	経済産業省	平成27年12月7日	TPP協定活用セミナー	福島県 (郡山市)	約70名
272	経済産業省	平成27年12月8日	TPP協定説明会	福井県 (越前市)	約80名
273	経済産業省	平成27年12月8日	SMEワールドビジネスサポート(SWBS)パートナー向けTPP説明会	東京都 (港区)	約60名
274	経済産業省	平成27年12月9日	海外ビジネス支援セミナー	広島県 (広島市)	約40名
275	経済産業省	平成27年12月10日	国際ビジネスセミナー-環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の説明会併催-ベトナム部品調達・委託生産の最新状況	佐賀県 (佐賀市)	約20名
276	経済産業省	平成27年12月10日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	栃木県 (宇都宮市)	約110名
277	経済産業省	平成27年12月11日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	茨城県 (水戸市)	約60名
278	経済産業省	平成27年12月11日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	富山県 (富山市)	約50名
279	経済産業省	平成27年12月14日	環太平洋パートナーシップ協定(TPP)セミナー-TPPの概要と活用方法を解説-	神奈川県 (横浜市)	約100名
280	経済産業省	平成27年12月15日	TPP協定活用セミナー	福岡県 (北九州市)	約60名
281	経済産業省	平成27年12月15日	第21回白河商工会議所議員全体協議会	福島県 (白河市)	約40名
282	経済産業省	平成27年12月16日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	青森県 (青森市)	約50名
283	経済産業省	平成27年12月16日	中小企業海外展開シリーズセミナー	岩手県 (盛岡市)	約20名
284	経済産業省	平成27年12月17日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	秋田県 (秋田市)	約40名
285	経済産業省	平成27年12月18日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	愛知県 (名古屋市)	約110名
286	経済産業省	平成27年12月18日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定説明会	宮崎県 (日向市)	約70名
287	経済産業省	平成27年12月21日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	静岡県 (浜松市)	約60名
288	経済産業省	平成27年12月21日	第1回総務委員会	静岡県 (富士市)	約20名
289	経済産業省	平成27年12月22日	海外展開 最新トピックセミナー ~EPA、TPP、新興国課税、不公正貿易~	沖縄県 (那覇市)	約30名
290	経済産業省	平成27年12月22日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	群馬県 (前橋市)	約80名
291	経済産業省	平成27年12月22日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	山形県 (山形市)	約40名
292	経済産業省	平成27年12月24日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	高知県 (高知市)	約30名
293	経済産業省	平成27年12月24日	政策渉外本部緊急例会「TPP交渉の内容と中小企業への影響」	東京都 (千代田区)	約30名
294	経済産業省	平成27年12月24日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	長崎県 (佐世保市)	約70名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
295	経済産業省	平成27年12月24日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	長崎県 (長崎市)	約80名
296	経済産業省	平成27年12月24日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	山梨県 (甲府市)	約80名
297	経済産業省	平成27年12月25日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定セミナー	岐阜県 (岐阜市)	約70名
298	経済産業省	平成28年1月13日	TPP協定(経済産業省関連分野)に関する説明会	和歌山県 (和歌山市)	約60名
299	経済産業省	平成28年1月14日	経営力強化&経営革新セミナー～TPPと労務に関する最新事情～	山口県 (山口市)	約40名
300	経済産業省	平成28年1月18日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定熊本県内企業向け説明会	熊本県 (熊本市)	約50名
301	経済産業省	平成28年1月19日	第387回常議員会	兵庫県 (姫路市)	約200名
302	経済産業省	平成28年1月20日	山口FG海外ビジネスセミナー2016	広島県 (広島市)	約40名
303	経済産業省	平成28年1月21日	さんしん TPP(環太平洋経済連携協定)セミナー	静岡県 (三島市)	約20名
304	経済産業省	平成28年1月21日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	島根県 (松江市)	約30名
305	経済産業省	平成28年1月22日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	鳥取県 鳥取市	約40名
306	経済産業省	平成28年1月26日	国際振興会	大阪府 (東大阪市)	約50名
307	経済産業省	平成28年1月27日	TPPセミナー&個別相談会(経済産業省関連分野)	大阪府 (大阪市)	約100名
308	経済産業省	平成28年1月27日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	静岡県 (静岡市)	約130名
309	経済産業省	平成28年1月29日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	京都府 (福知山市)	約40名
310	経済産業省	平成28年1月29日	TPP協定(経済産業省関連分野)に関する説明会	兵庫県 (神戸市)	約160名
311	経済産業省	平成28年2月3日	西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム第79回 TPPの戦略的活用 - 国際経済法実務の観点から	大阪府 (大阪市)	約50名
312	経済産業省	平成28年2月3日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	岐阜県 (多治見市)	約80名
313	経済産業省	平成28年2月4日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	福井県 (敦賀市)	約30名
314	経済産業省	平成28年2月5日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー(開催決定)	東京都 (大田区)	約40名
315	経済産業省	平成28年2月9日	TPPと支援施策～ビジネスチャンスの模索と施策の活用～	佐賀県 (玄海町)	約80名
316	経済産業省	平成28年2月10日	平成27年度第2回地域金融機関向け情報共有会	埼玉県 (さいたま市)	約130名
317	経済産業省	平成28年2月10日	TPP協定説明会(経済産業省関連分野)	奈良県 (奈良市)	約80名
318	経済産業省	平成28年2月10日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	新潟県 (上越市)	約30名
319	経済産業省	平成28年2月12日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	石川県 (金沢市)	約50名
320	経済産業省	平成28年2月12日	TPP協定(経済産業省関連分野)説明会	滋賀県 (大津市)	約160名
321	経済産業省	平成28年2月15日	西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム第79回 TPPの戦略的活用 - 国際経済法実務の観点から	東京都 (千代田区)	約70名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
322	経済産業省	平成28年2月16日	海外取引支援セミナー	鹿児島県 (鹿児島市)	約90名
323	経済産業省	平成28年2月17日	中小企業委員会・国際委員会共催講演会	東京都 (港区)	約40名
324	経済産業省	平成28年2月17日	西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム第79回 TPPの戦略的活用 - 国際経済法実務の観点から	福岡県 (福岡市)	約30名
325	経済産業省	平成28年2月18日	地域・経済活性化委員会	沖縄県 (那覇市)	約30名
326	経済産業省	平成28年2月23日	とよしん 海外ビジネスサポートセミナー	愛知県 (豊橋市)	約40名
327	経済産業省	平成28年2月24日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	愛媛県 (新居浜市)	約50名
328	経済産業省	平成28年2月24日	EPA(経済連携協定)・TPP活用セミナー	岡山県 (岡山市)	約170名
329	経済産業省	平成28年2月26日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	大阪府 (松原市)	約20名
330	経済産業省	平成28年2月26日	TPP関連政策対応セミナー	宮城県 (仙台市)	約90名
331	経済産業省	平成28年2月29日	西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム第79回 TPPの戦略的活用 - 国際経済法実務の観点から	愛知県 (名古屋市)	約40名
332	経済産業省	平成28年3月1日	環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)経済産業省関連分野に関する説明会	富山県 (富山市)	約20名
333	経済産業省	平成28年3月2日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	群馬県 (前橋市)	約170名
334	経済産業省	平成28年3月2日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	高知県 (高知市)	約30名
335	経済産業省	平成28年3月4日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	千葉県 (千葉市)	約40名
336	経済産業省	平成28年3月7日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定セミナー	愛知県 (犬山市)	約30名
337	経済産業省	平成28年3月8日	環太平洋パートナーシップ(TPP協定)経済産業省関連分野に関する説明会	愛知県 (豊橋市)	約60名
338	経済産業省	平成28年3月9日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	新潟県 (三条市)	約40名
339	経済産業省	平成28年3月15日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	香川県 (高松市)	約30名
340	経済産業省	平成28年3月16日	経済産業省のTPP対策等説明会(愛媛会場)	愛媛県 (松山市)	約50名
341	経済産業省	平成28年3月18日	TPP協定説明会	東京都 (中央区)	約40名
342	経済産業省	平成28年3月22日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー ～経済産業省関連分野を中心に～	東京都 (千代田区)	約20名
343	経済産業省	平成28年3月23日	第2回SWBSパートナー等向けTPP説明会	東京都 (港区)	約50名
344	経済産業省	平成28年3月24日	TPP協定活用&海外進出セミナー	東京都 (中野区)	約50名
345	経済産業省	平成28年3月25日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	大阪府 (泉佐野市)	約50名
346	経済産業省	平成28年3月28日	中小企業のためのTPP協定(経済産業省関連分野)セミナー	大阪府 (大阪市)	約40名

日米並行協議の結果概要（自動車貿易分野）

2016年3月
外務省

日米自動車並行交渉の結果合意された日米間の権利及び義務（自動車貿易に関する非関税措置、特別な経過的セーフガード措置、特別な加速された紛争解決手続等）につき、概要以下のとおり。

○透明性

- ・日米各国は、自動車の設計等を実質的な変更を要する強制規格や適合性評価手続について、公表日からこれらの規制の義務化までの間に、通常12か月以上の期間を設ける。
- ・日米各国は、国内法令に従って、会議の公開等を通じ、自動車関連の規制その他の措置に関する審議会等を透明性をもって運営する。
- ・日米各国は、自動車に影響を及ぼす強制規格、任意規格又は適合性評価手続を定める重要な規制につき、実施後の見直しを定期的に行うよう努める。

○基準

- ・日米両国は、自動車の環境性能及び安全性に関する任意規格の調和のために協力する。
- ・日米各国は、自動車に関連する強制規格を安全又は健康の保護等の正当な目的の達成に必要なものである以上に貿易制限的なものとしなない。
- ・日米各国は、新技術を搭載していることを理由として、自動車の市場投入を妨げたり、不当に遅延させてはならない。また、展示、公道走行試験等を目的として、新技術を取り入れた自動車を一時的に輸入するための効率的な手続を採用し、維持する。
- ・国連基準に調和していない一部の我が国の基準（注1）に関して、対応する米国の基準が我が国の基準より同等以上に厳格であると国土交通省が認める場合には、その米国の基準に適合している自動車は当該我が国の基準に適合しているとみなす（ただし、当該我が国の基準が今後行われる変更により実質的に厳格になる場合には、適用しない。）。

（注1）2015年4月1日時点で国土交通省が特定する次の7つの基準が該当。

- ①前面衝突、②後面衝突、③内装材料の難燃性、④ナンバープレート灯、⑤バックミラーの衝撃吸収、⑥ワイパーや洗浄液噴射装置等、⑦デフロスタ（曇り取り）に係る基準。

○PHP・財政上の奨励措置

- ・我が国は、PHP (Preferential Handling Procedure : 平成10年に導入された輸入自動車特別取扱制度) において、輸入者の負担を増加させる要件を課さない(強制規格の改正に関連する要件、手数料等の増加等を除く。)
- ・我が国は、中央政府機関の財政上の奨励措置の対象からPHP車を除外しない形でPHPを適用する。

○ゾーニング(土地利用規制)

日米各国は、自動車関連施設の設立に関する土地利用規制について中央政府機関のレベルで法令を維持し、適用する場合には、その法令を透明性のある方法でかつ無差別に適用する。

○特別な経過的セーフガード措置

自動車については、TPP協定一般の経過的セーフガード措置を利用可能期間、発動回数、発動期間(注2)等の点で強化した特別な経過的セーフガード措置を適用できる。

(注2) 利用可能期間 : 関税撤廃の10年後まで

(TPP協定一般の経過的セーフガード措置は、関税撤廃までの期間が3年を超える場合は関税撤廃まで)

発動回数 : 複数回発動可能

(TPP協定一般の経過的セーフガード措置は、同一品目への複数回発動不可)

発動期間 : 2年+延長2年

(TPP協定一般の経過的セーフガード措置は、2年+延長1年)

○特別な加速された紛争解決手続

- ・TPP協定一般の紛争解決手続と比較して加速する(協議開始、パネル設置、パネルによる報告書発出までの期間等)。
- ・自動車に関する協定違反について、TPP協定一般の紛争解決手続と比較して強化された対抗措置を導入する。

米国は、関税削減開始後の我が国による協定違反に対しては、一定期間の最恵国待遇(MFN)関税率への引上げ(スナップバック)ののち、違反の程度に応じて算出される規模の対抗措置を行うことが可能であり、また、関税削減前の我が国による協定違反に対しては、関税削減時期を延期(後倒し)することができる。自動車関税が0%の我が国は、米国による協定違反に対し、米国の対抗措置に相当する規模で自動車以外の有税品目の関税を引き上げることにより、対抗措置を行うことができる。

- ・特別な加速された紛争解決手続の適用期間は、日米両国についてTPP協定の効力が生じた後2年目の1月1日から米国による自動車関税の撤廃後5年経過時までとする。

○新規の非関税措置に関する協議プロセス

日米各国は、相手国が新規に採用しようとする自動車に関する非関税措置について、協議のためのプロセスを要請できる。当該非関税措置が実際に採用された場合には、協議を経て、特別な加速された紛争解決手続に移行することができる。

○自動車に関する二国間委員会

日米両国は、TPP協定上の自動車に関連する義務の実施をモニターし、自動車及び自動車部品に関連する、両国間の貿易及び投資に影響を及ぼす問題を協議する等の場として、自動車に関する二国間委員会を設立する。

(了)

日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限について

- 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律（以下「日刊新聞法」という。）第1条は、定款の定めによって、株式の譲受人を日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の事業に関係のある者に限定することができることなどを規定している。
- 会社法は、株式の自由譲渡の例外として、定款の定めによって譲渡による株式の取得について株式会社の承認を要する旨の株式の譲渡制限を課すことを認めている（会社法第107条第1項第1号、第108条第1項第4号）。
日刊新聞法の上記規定は、株式の譲受人の資格を事業に関係のある者に限定することができることなどの点において会社法における株式の譲渡制限の特則として位置付けられる。
なお、日刊新聞法の上記規定や会社法の上記規定は、日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社に対し、定款の定めによって株式の譲受人を事業に関係のある者に限定することなどを義務付けているものではなく、各株式会社の判断によって、株式の譲受人の資格にこのような制限を設けることができることなどを許容しているにとどまる。
- 米国、英国、ドイツ及びフランスの会社法制においても、定款の定めによって株式の譲渡制限を課すことが認められている。

(参考)

米国：デラウェア州一般会社法202条

英国：2006年会社法544条、私会社向けの模範定款26条5項

ドイツ：株式法68条

フランス：商法典L.228-2.3条、1986年8月1日の法律第4条

TPP協定におけるたばこ例外の経緯

近年、たばこによる健康被害に対する問題意識が高まっていることを背景として、公共の利益を保護する政府の権限と、投資家の権利との間で適切なバランスを確保することが必要との議論があり、12か国による交渉の結果として、たばこ規制措置に関し、投資家が投資家と国との間の紛争解決（ISDS）手続に付託することを締約国は否認することができる旨の規定が盛り込まれた。

（参考）例外章の規定

第二十九・五条 たばこの規制のための措置（注）

注 この条の規定は、第九・十五条（利益の否認）の規定の運用又はたばこの規制のための措置に関する前章（紛争解決）の規定に基づく締約国の権利に影響を及ぼすものではない。

締約国は、自国によるたばこの規制のための措置（注）に対する不服の申立てに係る請求について第九章（投資）第B節（投資家と国との間の紛争解決）に定める利益を否認することを選択することができる。当該締約国がその選択を行った場合には、当該請求は、同節の規定による仲裁に付託することができない。当該締約国は、当該請求について同節の規定による仲裁への当該請求の付託の時までに利益を否認することを選択しなかった場合には、その手続の期間中に利益を否認することを選択することができる。当該締約国が当該請求について利益を否認することを選択する場合には、当該請求は、棄却される。

注 たばこの規制のための措置とは、締約国の措置であって、製造されたたばこ製品（たばこを原料とする製品及びたばこから得られる製品を含む。）の生産若しくは消費、流通、ラベル、包装、宣伝、マーケティング、販売促進、販売、購入又は使用に関するもの及び検査、記録、報告の要求等の取締措置をいう。たばこ製品の製造者が保有していないたばこの葉又は製造されたたばこ製品の一部でないたばこの葉についての措置は、たばこの規制のための措置ではない。

内閣官房 T P P 政府対策本部

協定の和訳が出て以降、協定そのものの説明会を何度行っているか

T P P 協定の暫定仮訳の公表日（平成 2 8 年 1 月 7 日）以降に開催され、T P P 協定の概要を説明した説明会の開催数

計 1 3 3 回

TPPに関する国民への説明会開催状況(開催日、開催場所、開催規模等)
(平成24年1月～平成28年3月)

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
1	内閣官房	平成24年2月19日	地域シンポジウム 東海ブロック	愛知県 (名古屋市)	約340名
2	内閣官房	平成24年2月26日	地域シンポジウム 東北ブロック	秋田県 (秋田市)	約230名
3	内閣官房	平成24年3月4日	地域シンポジウム 関東ブロック	神奈川県 (横浜市)	約180名
4	内閣官房	平成24年3月17日	地域シンポジウム 近畿ブロック	兵庫県 (神戸市)	約180名
5	内閣官房	平成24年3月17日	地域シンポジウム 中国ブロック	広島県 (広島市)	約190名
6	内閣官房	平成24年3月18日	地域シンポジウム 北陸ブロック	福井県 (福井市)	約200名
7	内閣官房	平成24年3月20日	地域シンポジウム 九州ブロック	福岡県 (福岡市)	約200名
8	内閣官房	平成24年3月24日	地域シンポジウム 四国ブロック	香川県 (高松市)	約200名
9	内閣官房	平成24年3月25日	地域シンポジウム 北海道ブロック	北海道 (札幌市)	約260名
10	内閣官房	平成24年4月5日	地方6団体との意見交換会	東京都	12名
11	内閣官房	平成24年4月11日	地方6団体との意見交換会	東京都	12名
12	内閣官房	平成24年4月11日	地方6団体との意見交換会	東京都	30名
13	内閣官房	平成24年5月30日	地方6団体との意見交換会	東京都	41名
14	内閣官房	平成24年6月21日	地方6団体との意見交換会	東京都	15名
15	内閣官房	平成24年7月12日	地方6団体との意見交換会	東京都	92名
16	内閣官房	平成24年3月8日	業界団体との意見交換会	東京都	4名
17	内閣官房	平成24年3月8日	業界団体との意見交換会	東京都	78名
18	内閣官房	平成24年3月8日	業界団体との意見交換会	東京都	50名
19	内閣官房	平成24年3月9日	業界団体との意見交換会	東京都	17名
20	内閣官房	平成24年3月12日	業界団体との意見交換会	東京都	2名
21	内閣官房	平成24年3月13日	業界団体との意見交換会	東京都	11名
22	内閣官房	平成24年3月13日	業界団体との意見交換会	東京都	4名
23	内閣官房	平成24年3月13日	業界団体との意見交換会	東京都	3名
24	内閣官房	平成24年3月16日	業界団体との意見交換会	東京都	5名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
25	内閣官房	平成24年3月16日	業界団体との意見交換会	東京都	8名
26	内閣官房	平成24年3月21日	業界団体との意見交換会	東京都	4名
27	内閣官房	平成24年3月22日	業界団体との意見交換会	東京都	8名
28	内閣官房	平成24年3月22日	業界団体との意見交換会	東京都	2名
29	内閣官房	平成24年3月22日	業界団体との意見交換会	東京都	3名
30	内閣官房	平成24年3月23日	業界団体との意見交換会	東京都	6名
31	内閣官房	平成24年3月23日	業界団体との意見交換会	東京都	7名
32	内閣官房	平成24年3月26日	業界団体との意見交換会	東京都	9名
33	内閣官房	平成24年3月27日	業界団体との意見交換会	東京都	7名
34	内閣官房	平成24年3月27日	業界団体との意見交換会	東京都	5名
35	内閣官房	平成24年3月28日	業界団体との意見交換会	東京都	5名
36	内閣官房	平成24年3月28日	業界団体との意見交換会	東京都	7名
37	内閣官房	平成24年3月29日	業界団体との意見交換会	東京都	39名
38	内閣官房	平成24年3月29日	業界団体との意見交換会	東京都	2名
39	内閣官房	平成24年3月30日	業界団体との意見交換会	東京都	6名
40	内閣官房	平成24年3月30日	業界団体との意見交換会	東京都	20名
41	内閣官房	平成24年3月30日	業界団体との意見交換会	東京都	5名
42	内閣官房	平成24年4月5日	業界団体との意見交換会	東京都	4名
43	内閣官房	平成24年4月5日	業界団体との意見交換会	東京都	3名
44	内閣官房	平成24年4月9日	業界団体との意見交換会	東京都	4名
45	内閣官房	平成24年4月10日	業界団体との意見交換会	東京都	7名
46	内閣官房	平成24年4月10日	業界団体との意見交換会	東京都	48名
47	内閣官房	平成24年4月12日	業界団体との意見交換会	東京都	26名
48	内閣官房	平成24年4月13日	業界団体との意見交換会	東京都	12名
49	内閣官房	平成24年4月13日	業界団体との意見交換会	東京都	7名
50	内閣官房	平成24年4月18日	業界団体との意見交換会	東京都	28名
51	内閣官房	平成24年4月19日	業界団体との意見交換会	東京都	6名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
52	内閣官房	平成24年4月27日	業界団体との意見交換会	東京都	15名
53	内閣官房	平成24年5月9日	業界団体との意見交換会	東京都	34名
54	内閣官房	平成24年5月18日	業界団体との意見交換会	東京都	8名
55	内閣官房	平成24年5月18日	業界団体との意見交換会	東京都	11名
56	内閣官房	平成24年5月21日	業界団体との意見交換会	東京都	13名
57	内閣官房	平成24年5月21日	業界団体との意見交換会	東京都	11名
58	内閣官房	平成24年5月22日	NPO団体主催の意見交換会	東京都	約200名
59	内閣官房	平成24年6月9日	NPO団体主催の意見交換会	大阪府	約80名
60	内閣官房	平成24年12月17日	NPO団体主催の意見交換会	愛知県	約80名
61	内閣官房	平成25年6月17日	関係団体等説明会	東京都	約170名
62	内閣官房	平成25年8月5日	関係団体等説明会	東京都	約200名
63	内閣官房	平成25年9月9日	関係団体等説明会	東京都	約220名
64	内閣官房	平成25年10月21日	関係団体等説明会	東京都	約250名
65	内閣官房	平成25年12月2日	関係団体等説明会	東京都	約220名
66	内閣官房	平成25年12月25日	関係団体等説明会	東京都	約230名
67	内閣官房	平成26年3月5日	関係団体等説明会	東京都	約190名
68	内閣官房	平成26年6月2日	関係団体等説明会	東京都	約220名
69	内閣官房	平成26年7月28日	関係団体等説明会	東京都	約140名
70	内閣官房	平成26年10月10日	関係団体等説明会	東京都	約180名
71	内閣官房	平成26年11月25日	関係団体等説明会	東京都	約160名
72	内閣官房	平成27年2月16日	関係団体等説明会	東京都	約210名
73	内閣官房	平成27年5月15日	関係団体等説明会	東京都	約500名
74	内閣官房	平成27年10月20日	TPP協定に関する説明会	東京都 (世田谷区)	約700名
75	内閣官房	平成27年11月4日	TPP協定に関する説明会	大阪府 (大阪市)	約1,000名
76	内閣官房	平成27年11月6日	TPP協定に関する説明会	宮城県 (仙台市)	約260名
77	内閣官房	平成27年11月17日	TPP協定に関する説明会	福岡県 (福岡市)	約450名
78	内閣官房	平成27年11月20日	TPP協定に関する説明会	北海道 (札幌市)	約500名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
79	内閣官房	平成27年12月22日	TPP協定に関する説明会	新潟県 (新潟市)	約250名
80	金融庁	平成27年11月4日	業界団体説明会	東京都 (金融庁)	15名
81	金融庁	平成27年11月17日	主要行との意見交換会	東京都 (銀行会館)	16名
82	金融庁	平成27年11月18日	地銀協との意見交換会	東京都 (地方銀行会館)	137名
83	金融庁	平成27年11月19日	第二地銀協との意見交換会	東京都 (第二地銀協ビル)	約50名
84	外務省	平成28年1月18日	セミナー「メガFTA時代とTPPの活用」	静岡県	154名
85	外務省	平成28年3月10日	TPP発効・活用促進のための啓発・広報事業	オーストラリア メルボルン	約30名
86	外務省	平成28年3月15日	TPP発効・活用促進のための啓発・広報事業	米国 ナッシュビル	約30名
87	外務省	平成28年3月16日	TPP発効・活用促進のための啓発・広報事業	ニュージーランド ウェリントン	3名
88	外務省	平成28年3月16日	TPP発効・活用促進のための啓発・広報事業	メキシコ メキシコシティ	112名
89	外務省	平成28年3月17日	TPP発効・活用促進のための啓発・広報事業	ニュージーランド オークランド	60名
90	外務省	平成28年3月17日	TPP発効・活用促進のための啓発・広報事業	メキシコ イラプアト	約100名
91	外務省	平成28年3月18日	TPP発効・活用促進のための啓発・広報事業	米国 マイアミ	16名
92	外務省	平成28年3月22日	TPP発効・活用促進のための啓発・広報事業	オーストラリア シドニー	約50名
93	外務省	平成28年3月22日	TPP発効・活用促進のための啓発・広報事業	米国 サンフランシスコ	37名
94	外務省	平成28年3月24日	TPP発効・活用促進のための啓発・広報事業	米国 シアトル	161名
95	外務省	平成28年3月25日	中堅・中小企業の海外展開推進セミナー	宮城県	57名
96	外務省	平成28年3月30日	TPP発効・活用促進のための啓発・広報事業	米国 ニューヨーク	約100名
97	外務省	平成28年3月31日	TPP発効・活用促進のための啓発・広報事業	オーストラリア パース	41名
98	財務省	平成27年10月27日	EPA(経済連携協定)活用セミナー	兵庫県 (神戸市)	141名
99	財務省	平成27年11月5日	特定原産地証明書「取得&活用」セミナー	静岡県 (浜松市)	253名
100	財務省	平成27年11月10日	通関事務研究会	愛知県 (名古屋市)	52名
101	財務省	平成27年11月11日	千葉県経済金融に関する情報交換会	千葉県 (千葉市)	35名
102	財務省	平成27年11月11日	中小企業の動向に関する意見交換会	長崎県 (長崎市)	13名
103	財務省	平成27年11月12日	EPA(経済連携協定)利用支援セミナー	長崎県 (長崎市)	52名
104	財務省	平成27年11月17日	さいたま市金融・経済勉強会	埼玉県 (さいたま市)	25名
105	財務省	平成27年11月18日	通関事務研究会	愛知県 (常滑市)	32名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
106	財務省	平成27年11月18日	南房総地域金融経済意見交換会	千葉県 (南房総市)	40名
107	財務省	平成27年11月19日	TPP大筋合意内容の説明及び経済連携協定(EPA)の利用支援セミナー	大阪府 (大阪市)	73名
108	財務省	平成27年11月19日	通関事務研究会	愛知県 (海部郡飛島村)	25名
109	財務省	平成27年11月19日	三重県景気問題連絡会	三重県 (津市)	14名
110	財務省	平成27年11月19日	地域活性化セミナー	愛媛県 (松山市)	54名
111	財務省	平成27年11月20日	しずおか経済フォーラム	静岡県 (静岡市)	18名
112	財務省	平成27年11月24日	通関事務研究会	三重県 (四日市市)	20名
113	財務省	平成27年11月26日	原産地規則研修	愛知県 (豊橋市)	11名
114	財務省	平成27年11月26日	第7回高知県経済情報連絡会	高知県 (高知市)	13名
115	財務省	平成27年11月27日	四国財務局地域活性化セミナー	香川県 (高松市)	25名
116	財務省	平成27年11月30日	経済連携協定(EPA)利用支援セミナー TPP協定交渉の大筋合意に関する説明会	神奈川県 (横浜市)	280名
117	財務省	平成27年11月30日	福井県経済情勢意見交換会	福井県 (福井市)	13名
118	財務省	平成27年12月1日	「TPP協定(原産地規則)／輸出入申告官署の自由化等」に係る説明会	大阪府 (大阪市)	137名
119	財務省	平成27年12月1日	TPP原産地規則等説明会	愛知県 (名古屋市)	231名
120	財務省	平成27年12月2日	TPP大筋合意内容の説明及び経済連携協定(EPA)活用セミナー	奈良県 (大和高田市)	30名
121	財務省	平成27年12月2日	TPP原産地規則概要及び申告官署の自由化説明会	岡山県 (倉敷市)	42名
122	財務省	平成27年12月2日	「TPP協定(原産地規則)／輸出入申告官署の自由化等」に係る説明会	石川県 (金沢市)	25名
123	財務省	平成27年12月3日	TPP原産地規則概要及び申告官署の自由化説明会	愛媛県 (松山市)	14名
124	財務省	平成27年12月4日	「TPP協定(原産地規則)／輸出入申告官署の自由化等」に係る説明会	大阪府 (泉南市)	39名
125	財務省	平成27年12月7日	TPP原産地規則等説明会	静岡県 (静岡市)	81名
126	財務省	平成27年12月8日	TPP協定利用支援セミナー	熊本県 (熊本市)	42名
127	財務省	平成27年12月9日	TPP大筋合意内容説明会・EPA利用支援セミナー	沖縄県 (那覇市)	41名
128	財務省	平成27年12月10日	TPP協定交渉大筋合意に関する説明会 EPA活用利用支援セミナー	東京都 (中央区)	196名
129	財務省	平成27年12月14日	国際経済セミナー	愛知県 (名古屋市)	161名
130	財務省	平成27年12月14日	富山県内経済に関する情報交換会	富山県 (富山市)	16名
131	財務省	平成27年12月16日	TPP勉強会	静岡県 (静岡市)	16名
132	財務省	平成27年12月16日	EPA・TPP活用セミナー	北海道 (札幌市)	86名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
133	財務省	平成27年12月18日	TPP協定交渉大筋合意に関する説明会	山形県 (山形市)	34名
134	財務省	平成27年12月21日	経済連携協定(EPA)利用支援セミナー TPP協定交渉の大筋合意に関する説明会	宮城県 (仙台市)	62名
135	財務省	平成27年12月21日	TPP大筋合意の概要説明及びEPA活用セミナー	香川県 (高松市)	51名
136	財務省	平成27年12月22日	TPP大筋合意の概要説明及びEPA活用セミナー	広島県 (広島市)	68名
137	財務省	平成27年12月22日	TPP(環太平洋パートナーシップ)協定セミナー	福岡県 (福岡市)	84名
138	財務省	平成28年1月15日	金融懇談会	沖縄県 (那覇市)	4名
139	財務省	平成28年1月20日	東京活性化サロン	東京都 (台東区)	57名
140	財務省	平成28年2月2日	TPP大筋合意について (EPA/TPP原産地規則について)	福岡県 (北九州市)	17名
141	財務省	平成28年2月10日	TPP協定交渉大筋合意に関する説明会	新潟県 (三条市)	35名
142	財務省	平成28年2月16日	地域活性化セミナー	高知県 (高知市)	48名
143	財務省	平成28年3月11日	「TPP協定の概要と原産地規則について」説明会	鳥取県 (境港市)	18名
144	財務省	平成28年3月16日	経済連携協定活用セミナー	大阪府 (大阪市)	61名
145	財務省	平成28年3月29日	経済連携協定活用セミナー	大阪府 (堺市)	42名
146	財務省 / 経済産業省	平成27年12月21日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー-工業製品を中心とした合意内容の解説とその活用-	長野県 (諏訪市)	約50名
147	財務省 / 経済産業省	平成28年1月28日	TPP(経済産業省分野)に関する説明会	岐阜県 (岐阜市)	約90名
148	財務省 / 経済産業省	平成28年2月22日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	長野県 (長野市)	約90名
149	農林水産省	平成27年10月9日	TPP協定に関する説明会	東京都 (港区)	約390名
150	農林水産省	平成27年10月15日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	北海道 (札幌市)	約250名
151	農林水産省	平成27年10月15日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	北海道 (札幌市)	約160名
152	農林水産省	平成27年10月15日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	香川県 (高松市)	約120名
153	農林水産省	平成27年10月15日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	熊本県 (熊本市)	約170名
154	農林水産省	平成27年10月16日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水産業)	東京都 (千代田区)	約60名
155	農林水産省	平成27年10月16日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	北海道 (札幌市)	約260名
156	農林水産省	平成27年10月16日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	宮城県 (仙台市)	約170名
157	農林水産省	平成27年10月16日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	石川県 (金沢市)	約90名
158	農林水産省	平成27年10月16日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	愛知県 (名古屋市)	約120名
159	農林水産省	平成27年10月16日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	愛知県 (名古屋市)	約180名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
160	農林水産省	平成27年10月16日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	岡山県 (岡山市)	約120名
161	農林水産省	平成27年10月17日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	愛知県 (名古屋市)	約110名
162	農林水産省	平成27年10月19日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (林業)	東京都 (千代田区)	約50名
163	農林水産省	平成27年10月19日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	石川県 (金沢市)	約180名
164	農林水産省	平成27年10月19日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	京都府 (京都市)	約130名
165	農林水産省	平成27年10月19日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	岡山県 (岡山市)	約90名
166	農林水産省	平成27年10月19日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	香川県 (高松市)	約70名
167	農林水産省	平成27年10月19日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	熊本県 (熊本市)	約180名
168	農林水産省	平成27年10月20日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	東京都 (江東区)	約170名
169	農林水産省	平成27年10月20日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	東京都 (江東区)	約240名
170	農林水産省	平成27年10月21日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	宮城県 (仙台市)	約210名
171	農林水産省	平成27年10月21日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	宮城県 仙台市	約250名
172	農林水産省	平成27年10月21日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	埼玉県 さいたま市	約150名
173	農林水産省	平成27年10月21日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	岡山県 岡山市	約150名
174	農林水産省	平成27年10月21日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	香川県 (高松市)	約110名
175	農林水産省	平成27年10月22日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	宮城県 (仙台市)	約80名
176	農林水産省	平成27年10月22日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	京都府 (京都市)	約120名
177	農林水産省	平成27年10月22日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	京都府 (京都市)	約180名
178	農林水産省	平成27年10月22日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	熊本県 (熊本市)	約170名
179	農林水産省	平成27年10月23日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	石川県 (金沢市)	約90名
180	農林水産省	平成27年10月23日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	沖縄県 (浦添市)	約90名
181	農林水産省	平成27年10月26日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	埼玉県 (さいたま市)	約220名
182	農林水産省	平成27年10月26日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	愛知県 (名古屋市)	約140名
183	農林水産省	平成27年10月26日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	岡山県 (岡山市)	約70名
184	農林水産省	平成27年10月26日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	香川県 (高松市)	約70名
185	農林水産省	平成27年10月27日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (水田・畑作)	北海道 (旭川市)	約180名
186	農林水産省	平成27年10月27日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (園芸)	北海道 (旭川市)	約110名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
187	農林水産省	平成27年10月28日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	北海道 (釧路市)	約80名
188	農林水産省	平成27年10月28日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	北海道 (帯広市)	約110名
189	農林水産省	平成27年10月28日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	北海道 (札幌市)	約110名
190	農林水産省	平成27年10月29日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	北海道 (北見市)	約80名
191	農林水産省	平成27年10月29日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	大阪府 (大阪市)	約130名
192	農林水産省	平成27年10月29日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	熊本県 (熊本市)	約100名
193	農林水産省	平成27年10月30日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (食品産業)	石川県 (金沢市)	約50名
194	農林水産省	平成27年10月30日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	宮崎県 (宮崎市)	約170名
195	農林水産省	平成27年10月30日	TPP大筋合意に関するブロック説明会 (畜産)	鹿児島県 (鹿児島市)	約180名
196	農林水産省	平成27年11月27日	「総合的なTPP関連政策大綱」に関する説明会	東京都 (千代田区)	約270名
197	農林水産省	平成27年12月21日	「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野の対策に関する説明会	東京都 (千代田区)	約310名
198	農林水産省	平成28年1月7日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	熊本県 (熊本市)	約400名
199	農林水産省	平成28年1月8日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	埼玉県 (さいたま市)	約490名
200	農林水産省	平成28年1月8日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	愛知県 (名古屋市)	約500名
201	農林水産省	平成28年1月12日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	宮城県 (仙台市)	約520名
202	農林水産省	平成28年1月13日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	京都府 (京都市)	約300名
203	農林水産省	平成28年1月14日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	石川県 (金沢市)	約440名
204	農林水産省	平成28年1月14日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	長崎県 (長崎市)	約340名
205	農林水産省	平成28年1月15日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	香川県 (高松市)	約240名
206	農林水産省	平成28年1月15日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	大分県 (大分市)	約460名
207	農林水産省	平成28年1月18日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	北海道 (札幌市)	約750名
208	農林水産省	平成28年1月18日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	栃木県 (宇都宮市)	約240名
209	農林水産省	平成28年1月18日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	愛媛県 (松山市)	約260名
210	農林水産省	平成28年1月19日	農政新時代キャラバン ブロック別説明会	岡山県 (岡山市)	約410名
211	農林水産省	平成28年1月19日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	北海道 (北斗市)	約260名
212	農林水産省	平成28年1月19日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	茨城県 (水戸市)	約500名
213	農林水産省	平成28年1月19日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	熊本県 (熊本市)	約480名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
214	農林水産省	平成28年1月20日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	山口県 (山口市)	約300名
215	農林水産省	平成28年1月20日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	鹿児島県 (鹿児島市)	約480名
216	農林水産省	平成28年1月21日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	兵庫県 (神戸市)	約410名
217	農林水産省	平成28年1月21日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	沖縄県 (那覇市)	約290名
218	農林水産省	平成28年1月22日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	山梨県 (甲府市)	約340名
219	農林水産省	平成28年1月22日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	新潟県 (新潟市)	約690名
220	農林水産省	平成28年1月22日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	和歌山県 (和歌山市)	約200名
221	農林水産省	平成28年1月25日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	福島県 (福島市)	約310名
222	農林水産省	平成28年1月25日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	石川県 (金沢市)	約190名
223	農林水産省	平成28年1月25日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	鳥取県 (倉吉市)	約260名
224	農林水産省	平成28年1月26日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	岩手県 (滝沢市)	約290名
225	農林水産省	平成28年1月26日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	埼玉県 (比企郡吉見町)	約640名
226	農林水産省	平成28年1月26日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	徳島県 (徳島市)	約250名
227	農林水産省	平成28年1月26日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	宮崎県 (宮崎市)	約340名
228	農林水産省	平成28年1月27日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	千葉県 (千葉市)	約340名
229	農林水産省	平成28年1月27日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	福井県 (福井市)	約390名
230	農林水産省	平成28年1月27日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	滋賀県 (大津市)	約280名
231	農林水産省	平成28年1月27日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	広島県 (広島市)	約250名
232	農林水産省	平成28年1月27日	「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえた水産分野の対策に関する説明会	兵庫県 (神戸市)	約220名
233	農林水産省	平成28年1月28日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	秋田県 (秋田市)	約410名
234	農林水産省	平成28年1月28日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	群馬県 (前橋市)	約590名
235	農林水産省	平成28年1月28日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	長野県 (千曲市)	約380名
236	農林水産省	平成28年1月28日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	三重県 (津市)	約570名
237	農林水産省	平成28年1月29日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	山形県 (山形市)	約440名
238	農林水産省	平成28年1月29日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	静岡県 (静岡市)	約320名
239	農林水産省	平成28年1月29日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	高知県 (高知市)	約190名
240	農林水産省	平成28年1月29日	「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえた水産分野の対策に関する説明会	東京都 (港区)	約180名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
241	農林水産省	平成28年2月1日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	富山県 (富山市)	約430名
242	農林水産省	平成28年2月1日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	大阪府 (大阪市)	約130名
243	農林水産省	平成28年2月1日	「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえた水産分野の対策に関する説明会	北海道 (札幌市)	約160名
244	農林水産省	平成28年2月2日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	北海道 (札幌市)	約340名
245	農林水産省	平成28年2月2日	「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえた水産分野の対策に関する説明会	宮城県 (仙台市)	約100名
246	農林水産省	平成28年2月3日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	北海道 (旭川市)	約530名
247	農林水産省	平成28年2月3日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	青森県 (青森市)	約330名
248	農林水産省	平成28年2月4日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	東京都 (立川市)	約120名
249	農林水産省	平成28年2月4日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	岐阜県 (岐阜市)	約360名
250	農林水産省	平成28年2月4日	「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえた水産分野の対策に関する説明会	福岡県 (福岡市)	約120名
251	農林水産省	平成28年2月5日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	北海道 (網走市)	約220名
252	農林水産省	平成28年2月5日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	宮城県 (大崎市)	約270名
253	農林水産省	平成28年2月5日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	神奈川県 (横浜市)	約130名
254	農林水産省	平成28年2月8日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	北海道 (釧路市)	約200名
255	農林水産省	平成28年2月8日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	島根県 (出雲市)	約600名
256	農林水産省	平成28年2月9日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	北海道 (帯広市)	約600名
257	農林水産省	平成28年2月9日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	奈良県 (橿原市)	約160名
258	農林水産省	平成28年2月9日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	福岡県 (福岡市)	約350名
259	農林水産省	平成28年2月10日	農政新時代キャラバン 都道府県別説明会	佐賀県 (小城市)	約470名
260	経済産業省	平成27年10月26日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定 企業向け説明会	東京都 (港区)	約260名
261	経済産業省	平成27年10月27日	TPPに関する意見交換会	岐阜県 (岐阜市)	約50名
262	経済産業省	平成27年10月29日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定 企業向け説明会	東京都 (港区)	約150名
263	経済産業省	平成27年11月2日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の企業向け説明会	愛知県 (名古屋市)	約120名
264	経済産業省	平成27年11月2日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の企業向け説明会	香川県 (高松市)	約100名
265	経済産業省	平成27年11月4日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の企業向け説明会	福岡県 (福岡市)	約180名
266	経済産業省	平成27年11月4日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の企業向け説明会	宮城県 (仙台市)	約140名
267	経済産業省	平成27年11月5日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の企業向け説明会	大阪府 (大阪市)	約180名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
268	経済産業省	平成27年11月12日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の企業向け説明会	広島県 (広島市)	約110名
269	経済産業省	平成27年11月13日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の企業向け説明会	北海道 (札幌市)	約110名
270	経済産業省	平成27年11月18日	新価値創造展	東京都 (江東区)	約40名
271	経済産業省	平成27年11月25日	中小企業のためのTPP説明会	京都府 (京都市)	約160名
272	経済産業省	平成27年11月25日	産業振興講演会	岩手県 (北上市)	約70名
273	経済産業省	平成27年11月26日	定期時事・時局講演会	大阪府 (大阪市)	約100名
274	経済産業省	平成27年11月27日	第7回常議員会	秋田県 (秋田市)	約30名
275	経済産業省	平成27年11月27日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	三重県 (津市)	約20名
276	経済産業省	平成27年11月30日	平成27年度第2回ビジネスサポートスクール	石川県 (金沢市)	約60名
277	経済産業省	平成27年12月1日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	岡山県 (岡山市)	約60名
278	経済産業省	平成27年12月2日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	大分県 (大分市)	約30名
279	経済産業省	平成27年12月3日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	愛媛県 (松山市)	約40名
280	経済産業省	平成27年12月3日	第4回ちば海外ビジネス塾「米国中西部の製造業の現状と今後のビジネスチャンス」	千葉県 (千葉市)	約30名
281	経済産業省	平成27年12月4日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	埼玉県 (さいたま市)	約80名
282	経済産業省	平成27年12月4日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	徳島県 (徳島市)	約30名
283	経済産業省	平成27年12月7日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	新潟県 (新潟市)	約50名
284	経済産業省	平成27年12月7日	TPP協定活用セミナー	福島県 (郡山市)	約70名
285	経済産業省	平成27年12月8日	TPP協定説明会	福井県 (越前市)	約80名
286	経済産業省	平成27年12月8日	SMEワールドビジネスサポート(SWBS)パートナー向けTPP説明会	東京都 (港区)	約60名
287	経済産業省	平成27年12月9日	海外ビジネス支援セミナー	広島県 (広島市)	約40名
288	経済産業省	平成27年12月10日	国際ビジネスセミナー-環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の説明会併催-ベトナム部品調達・委託生産の最新状況	佐賀県 (佐賀市)	約20名
289	経済産業省	平成27年12月10日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	栃木県 (宇都宮市)	約110名
290	経済産業省	平成27年12月11日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	茨城県 (水戸市)	約60名
291	経済産業省	平成27年12月11日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	富山県 (富山市)	約50名
292	経済産業省	平成27年12月14日	環太平洋パートナーシップ協定(TPP)セミナー-TPPの概要と活用方法を解説-	神奈川県 (横浜市)	約100名
293	経済産業省	平成27年12月15日	TPP協定活用セミナー	福岡県 (北九州市)	約60名
294	経済産業省	平成27年12月15日	第21回白河商工会議所議員全体協議会	福島県 (白河市)	約40名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
295	経済産業省	平成27年12月16日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	青森県 (青森市)	約50名
296	経済産業省	平成27年12月16日	中小企業海外展開シリーズセミナー	岩手県 (盛岡市)	約20名
297	経済産業省	平成27年12月17日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	秋田県 (秋田市)	約40名
298	経済産業省	平成27年12月18日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	愛知県 (名古屋)	約110名
299	経済産業省	平成27年12月18日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定説明会	宮崎県 (日向市)	約70名
300	経済産業省	平成27年12月21日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	静岡県 (浜松市)	約60名
301	経済産業省	平成27年12月21日	第1回総務委員会	静岡県 (富士市)	約20名
302	経済産業省	平成27年12月22日	海外展開 最新トピックセミナー ～EPA、TPP、新興国課税、不公正貿易～	沖縄県 (那覇市)	約30名
303	経済産業省	平成27年12月22日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	群馬県 (前橋市)	約80名
304	経済産業省	平成27年12月22日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	山形県 (山形市)	約40名
305	経済産業省	平成27年12月24日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	高知県 (高知市)	約30名
306	経済産業省	平成27年12月24日	政策渉外本部緊急例会「TPP交渉の内容と中小企業への影響」	東京都 (千代田区)	約30名
307	経済産業省	平成27年12月24日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	長崎県 (佐世保市)	約70名
308	経済産業省	平成27年12月24日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	長崎県 (長崎市)	約80名
309	経済産業省	平成27年12月24日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	山梨県 (甲府市)	約80名
310	経済産業省	平成27年12月25日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定セミナー	岐阜県 (岐阜市)	約70名
311	経済産業省	平成28年1月13日	TPP協定(経済産業省関連分野)に関する説明会	和歌山県 (和歌山市)	約60名
312	経済産業省	平成28年1月14日	経営力強化&経営革新セミナー～TPPと労務に関する最新事情～	山口県 (山口市)	約40名
313	経済産業省	平成28年1月18日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定熊本県内企業向け説明会	熊本県 (熊本市)	約50名
314	経済産業省	平成28年1月19日	第387回常議員会	兵庫県 (姫路市)	約200名
315	経済産業省	平成28年1月20日	山口FG海外ビジネスセミナー2016	広島県 (広島市)	約40名
316	経済産業省	平成28年1月21日	さんしん TPP(環太平洋経済連携協定)セミナー	静岡県 (三島市)	約20名
317	経済産業省	平成28年1月21日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	島根県 (松江市)	約30名
318	経済産業省	平成28年1月22日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	鳥取県 (鳥取市)	約40名
319	経済産業省	平成28年1月26日	国際振興会	大阪府 (東大阪市)	約50名
320	経済産業省	平成28年1月27日	TPPセミナー&個別相談会(経済産業省関連分野)	大阪府 (大阪市)	約100名
321	経済産業省	平成28年1月27日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	静岡県 (静岡市)	約130名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
322	経済産業省	平成28年1月29日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	京都府 (福知山市)	約40名
323	経済産業省	平成28年1月29日	TPP協定(経済産業省関連分野)に関する説明会	兵庫県 (神戸市)	約160名
324	経済産業省	2016年2月1日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定 企業向け説明会	ベトナム (ハノイ)	約160名
325	経済産業省	2016年2月3日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定 企業向け説明会	シンガポール (シンガポール)	約130名
326	経済産業省	平成28年2月3日	西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム第79回 TPPの戦略的活用 - 国際経済法実務の観点から	大阪府 (大阪市)	約50名
327	経済産業省	平成28年2月3日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	岐阜県 (多治見市)	約80名
328	経済産業省	平成28年2月4日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	福井県 (敦賀市)	約30名
329	経済産業省	平成28年2月5日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー(開催決定)	東京都 (大田区)	約40名
330	経済産業省	平成28年2月9日	TPPと支援施策～ビジネスチャンスの模索と施策の活用～	佐賀県 (玄海町)	約80名
331	経済産業省	平成28年2月10日	平成27年度第2回地域金融機関向け情報共有会	埼玉県 (さいたま市)	約130名
332	経済産業省	平成28年2月10日	TPP協定説明会(経済産業省関連分野)	奈良県 (奈良市)	約80名
333	経済産業省	平成28年2月10日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定 活用セミナー	新潟県 (上越市)	約30名
334	経済産業省	平成28年2月12日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	石川県 (金沢市)	約50名
335	経済産業省	平成28年2月12日	TPP協定(経済産業省関連分野)説明会	滋賀県 (大津市)	約160名
336	経済産業省	平成28年2月15日	西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム第79回 TPPの戦略的活用 - 国際経済法実務の観点から	東京都 (千代田区)	約70名
337	経済産業省	平成28年2月16日	海外取引支援セミナー	鹿児島県 (鹿児島市)	約90名
338	経済産業省	平成28年2月17日	中小企業委員会・国際委員会共催講演会	東京都 (港区)	約40名
339	経済産業省	平成28年2月17日	西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム第79回 TPPの戦略的活用 - 国際経済法実務の観点から	福岡県 (福岡市)	約30名
340	経済産業省	平成28年2月18日	地域・経済活性化委員会	沖縄県 (那覇市)	約30名
341	経済産業省	平成28年2月23日	とよしん 海外ビジネスサポートセミナー	愛知県 (豊橋市)	約40名
342	経済産業省	平成28年2月24日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	愛媛県 (新居浜市)	約50名
343	経済産業省	平成28年2月24日	EPA(経済連携協定)・TPP活用セミナー	岡山県 (岡山市)	約170名
344	経済産業省	平成28年2月24日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定 企業向け説明会	マレーシア (クアラルンプール)	約110名
345	経済産業省	平成28年2月25日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定 企業向け説明会	ベトナム (ホーチミン)	約110名
346	経済産業省	平成28年2月26日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	大阪府 (松原市)	約20名
347	経済産業省	平成28年2月26日	TPP関連政策対応セミナー	宮城県 (仙台市)	約90名
348	経済産業省	平成28年2月29日	西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム第79回 TPPの戦略的活用 - 国際経済法実務の観点から	愛知県 (名古屋市)	約40名

No.	省庁名	開催日	説明会名	開催場所	開催規模
349	経済産業省	平成28年3月1日	環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)経済産業省関連分野に関する説明会	富山県 (富山市)	約20名
350	経済産業省	平成28年3月2日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	群馬県 (前橋市)	約170名
351	経済産業省	平成28年3月2日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	高知県 (高知市)	約30名
352	経済産業省	平成28年3月4日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	千葉県 (千葉市)	約40名
353	経済産業省	平成28年3月7日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定セミナー	愛知県 (犬山市)	約30名
354	経済産業省	平成28年3月8日	環太平洋パートナーシップ(TPP協定)経済産業省関連分野に関する説明会	愛知県 (豊橋市)	約60名
355	経済産業省	平成28年3月9日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	新潟県 (三条市)	約40名
356	経済産業省	平成28年3月15日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	香川県 (高松市)	約30名
357	経済産業省	平成28年3月16日	経済産業省のTPP対策等説明会(愛媛会場)	愛媛県 (松山市)	約50名
358	経済産業省	平成28年3月18日	TPP協定説明会	東京都 (中央区)	約40名
359	経済産業省	平成28年3月22日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー ～経済産業省関連分野を中心に～	東京都 (千代田区)	約20名
360	経済産業省	平成28年3月23日	第2回SWBSパートナー等向けTPP説明会	東京都 (港区)	約50名
361	経済産業省	平成28年3月24日	TPP協定活用&海外進出セミナー	東京都 (中野区)	約50名
362	経済産業省	平成28年3月25日	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定活用セミナー	大阪府 (泉佐野市)	約50名
363	経済産業省	平成28年3月28日	中小企業のためのTPP協定(経済産業省関連分野)セミナー	大阪府 (大阪市)	約40名

T P P 整備法案に関するパブリックコメントについて

T P P 整備法案については、パブリックコメントは実施していない。

これは行政手続法第 39 条において、「命令等を定めようとする場合には、広く一般の意見を求めなければならない」とされており、法律案は当該規定の対象とされていないためである。

【参考】行政手続法

第 39 条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2～4（略）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七（略）

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。）又は規則

ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ニ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

日本の労働分配率の推移

(%)

暦年	労働分配率
1980	65.8
1981	67.1
1982	67.6
1983	68.4
1984	68.3
1985	67.1
1986	67.0
1987	67.0
1988	66.2
1989	66.5
1990	67.0
1991	67.6
1992	69.2
1993	70.6
1994	72.7
1995	73.1
1996	72.1
1997	72.3
1998	73.7
1999	72.7

(%)

暦年	労働分配率
2000	72.1
2001	72.5
2002	71.2
2003	69.5
2004	68.0
2005	67.9
2006	68.1
2007	66.7
2008	69.6
2009	71.5
2010	68.9
2011	70.5
2012	69.7
2013	69.4
2014	69.4

(出典)内閣府「国民経済計算」

(注)労働分配率＝雇用人報酬／要素費用表示の国民所得×100

米国の労働分配率の推移

(%)

暦年	労働分配率
1970	73.2
1971	72.4
1972	71.8
1973	71.2
1974	72.4
1975	72.0
1976	71.3
1977	71.0
1978	70.7
1979	71.3
1980	72.7
1981	71.9
1982	72.5
1983	71.5
1984	69.8
1985	70.3
1986	71.7
1987	71.7
1988	71.1
1989	71.3
1990	72.1
1991	72.6
1992	72.8
1993	72.3
1994	71.3
1995	70.6
1996	69.7
1997	69.4
1998	70.1
1999	70.4

(%)

暦年	労働分配率
2000	71.1
2001	71.1
2002	70.6
2003	70.0
2004	69.4
2005	68.5
2006	67.9
2007	69.7
2008	70.7
2009	69.9
2010	67.9
2011	67.2
2012	66.4
2013	66.3
2014	66.5

(出典)OECD Database

(注)労働分配率＝雇用者報酬／要素費用表示の国民所得×100

TPP協定の締結に際し想定される各国の国内手続

平成28年4月 外務省

TPP協定の締結に際して想定される各国の国内手続は以下のとおり。ただし、協定の議会承認が制度上必要でない国であっても、ブルネイを除く各国において国内担保法は別途議会承認が必要。

国名

協定本体の締結に係る手続

- | | |
|--------|---|
| 豪州 | <ul style="list-style-type: none">議会の承認は不要(ただし、条約の経済効果等に関する報告書(国益分析書)を議会に提出するとともに、議会から提言があった場合にはそれに回答する必要がある。)2016年2月9日にTPP協定及び国益分析書を議会に提出 |
| ブルネイ | <ul style="list-style-type: none">議会の承認は不要(閣議若しくは立法評議会又は両方に諮られた後、国王の裁可を得た上で締結。) |
| カナダ | <ul style="list-style-type: none">議会の承認は不要(ただし、議会(下院)の審議を経る必要がある。) |
| チリ | <ul style="list-style-type: none">議会(上下両院)の承認が必要 |
| マレーシア | <ul style="list-style-type: none">2016年1月28日に特別に招集された議会でTPP協定を承認(通常は、議会の承認は不要) |
| メキシコ | <ul style="list-style-type: none">議会(上院)の承認が必要 |
| NZ | <ul style="list-style-type: none">議会の承認は不要(ただし、条約の経済効果等に関する報告書(国益分析書)を議会に提出し、関係委員会の審査を経る必要がある。)2016年2月9日にTPP協定及び国益分析書を議会に提出 |
| ペルー | <ul style="list-style-type: none">国内担保法を要する場合には議会の承認が必要(TPPは国内担保法が必要となるため、議会承認が必要と判断される見込み。) |
| シンガポール | <ul style="list-style-type: none">議会の承認は不要 |
| 米国 | <ul style="list-style-type: none">議会(上下両院)の承認が必要 |
| ベトナム | <ul style="list-style-type: none">議会の承認が必要 |
| 日本 | <ul style="list-style-type: none">国会の承認が必要 |

環太平洋パートナーシップ協定

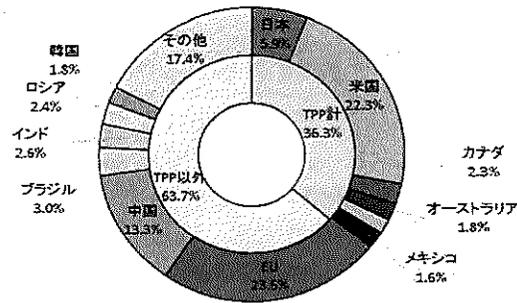
Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement

意義

アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築するための法的枠組みについて定める。

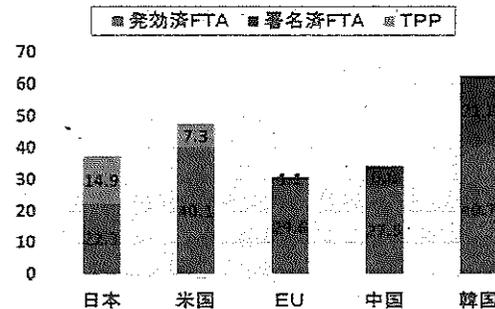
- 21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏。
- TPP協定締結により我が国のFTAカバー率は22.3%から37.2%に拡大。
- 物品関税だけでなく、サービス・投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業など幅広い分野(前文+30章)で新しいルールを構築。
- 我が国にとっての経済効果は、実質GDPを2.59%(約14兆円)押し上げ、雇用を1.25%(約80万人)増加させる見込み。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)

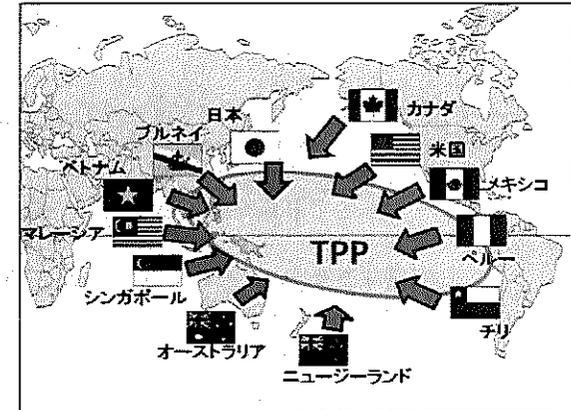


出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見通し



注: 有効及び署名済FTAカバー率は、通商白書2015より作成。
TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2015年3月24日確定値)、他国はIMF, Direction of Trade Statistics(2015年4月27日現在)による。



交渉の経緯

2010年

3月 ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ、米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で

交渉開始

10月 マレーシアが交渉参加(計9カ国に)

2011年

11月 APEC首脳会議、TPP首脳会合(於: ホノルル)

2012年

11月 メキシコ、カナダが交渉参加

2013年

2月 日米首脳会談: 日米の共同声明を发出

3月 安倍総理「交渉参加」表明

7月 日本が交渉参加(於: マレーシア)

2013年8月~2015年7月

- ・TPP首脳会合2回、TPP閣僚会合8回
- ・日米首脳会談2回、日米閣僚協議5回

2015年

10月5日 TPP閣僚会合(於: アトランタ)にて大筋合意

2016年

2月4日 署名(於: オークランド)

TPP協定の効果

- ◆農産品の重要5品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しつつ、全体では高いレベルの自由化。
- ◆自動車や自動車部品、家電、産業用機械、化学をはじめ、我が国の輸出を支える工業製品について、11カ国全体で**99.9%の品目の関税撤廃**を実現。
- ◆**サービス・投資等の分野**で、中小企業も含めた我が国企業の海外展開を促進するルール、約束を数多く実現。

投資： 投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止。
貿易円滑化： 急送貨物の迅速な税関手続を確保するため、「6時間以内の引取」を明記。関税分類等に関する事前教示制度を義務付け。
ビジネス関係者の一時的入国： 多くの国で、滞在可能期間の長期化、家族の帯同許可等を実現。
電子商取引： デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止。ソースコード(ソフトウェアの設計図)の移転、アクセス要求の禁止。
知的財産： 模倣・偽造品等に対する厳格な規律。地理的表示の保護を規定。

- ◆原産地規則の**完全累積制度の実現**により、中間財等を生産する中堅・中小企業も、我が国に居ながらにしてグローバル・バリューチェーンに参加することが可能に。

- ◆TPPによる新たなグローバル・バリューチェーンの創出は、多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、**産業間・企業間の連携が進む**こと等を通じて、新しい産業を創出し、**我が国経済全体としての生産性向上**につながることを期待される。

中小企業によるグローバル・バリューチェーン構築を後押し(イメージ)

我が国への投資、人の往来促進

A社(中小企業)：繊維メーカー
 優れた技術やデザイン・企画力のある中堅・中小企業が、東南アジアの生産拠点と連携し、北米・中南米、さらにアジアの新興市場への展開が可能に。

・高付加価値製品として売り込み
 ・日本の小売ノウハウも含め展開
 ・新たな市場、需要の開拓

北米・中南米マーケット

アジアへの進出・生産が**加速**

- ◎投資・サービスの自由化
- ◎貿易円滑化
- ◎地銀を含めた**金融サービスの進出**
- ◎知的財産の保護
- ◎国有企業改革
- ◎ビジネス関係者の一時的な入国
- ◎電子商取引

東南アジア：
 現地企業との提携による衣類の製造

- ◎**関税の撤廃・削減**
- ◎原産地規則の「**累積ルール**」

TPP協定の概要

※前文に加え、以下の30章で構成。

<p>(1) 冒頭の規定及び一般的定義</p> <p>協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。</p>	<p>(2) 内国民待遇及び物品の市場アクセス</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(3) 原産地規則及び原産地手続</p> <p>関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。</p>	<p>(4) 繊維及び繊維製品</p> <p>繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。</p>	<p>(5) 税関当局及び貿易円滑化</p> <p>税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。</p>
<p>(6) 貿易上の救済</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。</p>	<p>(7) 衛生植物検疫(SPS)措置</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(8) 貿易の技術的障害(TBT)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	<p>(9) 投資</p> <p>投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p>(10) 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>国境を越えるサービス提供に関する内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)、拠点設置要求禁止等に関するルールを定める。</p>
<p>(11) 金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(12) ビジネス関係者の一時的な入国</p> <p>ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。</p>	<p>(13) 電気通信</p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p>(14) 電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>(15) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>
<p>(16) 競争政策</p> <p>競争法令の制定又は維持、競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力等について定める。</p>	<p>(17) 国有企業及び指定独占企業</p> <p>国有企業と民間企業との間の対等な競争条件の確保のための国有企業の規律について定める。</p>	<p>(18) 知的財産</p> <p>特許、商標、意匠、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。</p>	<p>(19) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和しないこと等について定める。</p>	<p>(20) 環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p>(21) 協力及び能力開発</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(22) 競争力及びビジネスの円滑化</p> <p>サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。</p>	<p>(23) 開発</p> <p>開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。</p>	<p>(24) 中小企業</p> <p>中小企業のための情報、中小企業が協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。</p>	<p>(25) 規制の整合性</p> <p>締約国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を定める。</p>
<p>(26) 透明性及び腐敗行為の防止</p> <p>協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。</p>	<p>(27) 運用及び制度に関する規定</p> <p>協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。</p>	<p>(28) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。</p>	<p>(29) 例外及び一般規定</p> <p>締約国に対する協定の適用の例外が認められる場合等について定める。</p>	<p>(30) 最終規定</p> <p>協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。</p>

TPP協定交渉参加各国の関税撤廃率

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール
品目数ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%

国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

(参考) 日本の直近のEPA(日豪EPA)における関税撤廃率:89%(品目数ベース)／94%(貿易額ベース)
 (注) NZ、シンガポール、ブルネイは、全ての品目について関税撤廃。



<アトランタ閣僚会合終了後の共同記者会見>

日本以外の国の関税撤廃等の状況(対日、農林水産品※1):HS2012

	GDP※2 (十億ドル)	ライン数	即時撤廃※3	2～11年目まで※4 撤廃	12年目以降 撤廃	非撤廃 (TRQ-削減等)
米国	16,663	2288	58.7%	35.3%	5.2%	0.8%
カナダ	1,839	1752	87.4%	7.1%	0.0%	5.4%
豪州	1,497	1125	99.6%	0.4%	0.0%	0.0%
メキシコ	1,262	1564	71.7%	20.1%	4.9%	3.4%
マレーシア	323	3030	96.3%	1.3%	2.1%	0.4%
シンガポール	302	1744	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
チリ	277	2107	95.5%	2.6%	0.0%	1.9%
ペルー	202	1328	83.9%	10.8%	1.9%	3.5%
NZ	185	1500	98.1%	1.9%	0.0%	0.0%
ベトナム	171	1744	46.3%	49.4%	3.6%	0.7%
ブルネイ	18	1744	98.8%	1.2%	0.0%	0.0%
11カ国平均	-	-	85.1%	11.8%	1.6%	1.5%
(参考)日本	4,920	2,594	52.9%	25.7%	3.7%	17.7%

※1:日本以外の国の農林水産品については、国際的な商品分類(HS2012)において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

※2:2013年(出典:IMF)

※3:即時撤廃には既に無税の物品を含む。

※4:我が国の既存EPAの自由化率は11年目までに撤廃されるライン数の割合とされているため、11年目までで区分。

TPPにおいて関税を残すライン(全品目、農林水産物):HS2012

	総ライン数	関税を残すライン	備考
全品目	9,321	459	
うち農林水産物	2,594	459	
うち関税撤廃したことがないもの	901	455	
うち重要5品目	(594)	(424)	
うち重要5品目以外	(307)	(31)	雑豆、こんにゃく、 しいたけ、海藻等
うち関税撤廃したことがあるもの	1,693	4	ひじき・わかめ

追加事項 8. 今までの T P P の条文, 附属文書の公開された日 (日本文, 英文)

公開日	文書
2015 年	
10 月 5 日 (大筋合意)	T P P 協定の概要 (和文 : 36 ページ)
	1 2 か国共同作成の T P P 協定概要 (英文 : 16 ページ, 仮訳 : 20 ページ)
10 月 20 日	T P P における関税交渉の結果 (和文 : 8 ページ) 財務省所管品目の資料 (和文 : 2 ページ) 農水省所管品目の資料 (和文 : 218 ページ) 経産省所管品目の資料 (和文 : 962 ページ)
11 月 5 日	T P P 協定 (暫定案文) (英文 : 6, 354 ページ) 及びサイドレター (暫定案文) (英文 : 66 ページ)
	T P P 協定の全章概要及び別添 (附属書等の概要) (和文 : 181 ページ) 及びサイドレターの概要 (和文 : 31 ページ)
2016 年	
1 月 7 日	T P P 協定 (12 月末時点の暫定版) (暫定仮訳 : 825 ページ)
	T P P 参加国とのサイドレター (12 月末時点の暫定版) (暫定仮訳 : 118 ページ)
1 月 26 日	T P P 協定 (署名用) (英文 : 8, 356 ページ)
2 月 2 日	T P P 協定 (署名用) (仮訳文 : 2, 889 ページ)
2 月 4 日 (署名)	T P P 参加国とのサイドレター (署名用) (英文 : 95 ページ, 訳文 : 140 ページ)
3 月 8 日 (国会提出の 閣議決定)	T P P 協定 (英文 : 8, 356 ページ, 訳文 : 2, 897 ページ)
	T P P 参加国とのサイドレター (英文 : 95 ページ, 訳文 : 140 ページ)
	T P P 協定の説明書 (和文 : 330 ページ)

TPP協定（附属書を含む）及びサイドレターの下で設置される委員会

●第2章第18条 物品の貿易に関する小委員会

この章の規定の下で生ずる事項について検討するため必要に応じ会合する小委員会であり、次のことを任務に含む。

- (a) 締約国間の物品の貿易を促進すること（この協定に基づく関税の撤廃時期の繰上げその他適当な事項に関する協議による促進を含む。）。
- (b) 締約国間の物品の貿易に対する障壁（この協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関の権限内の障壁を除く。）、特に非関税措置の適用に関する障壁について対処し、適当な場合には、これらの事項を検討のため委員会に付託すること。
- (c) 将来における統一システムの改正について、この協定に基づく各締約国の義務に変更（附属書二-D（関税に係る約束）の締約国の表の読替えのための指針を必要に応じて定めることによる変更を含む。）がないことを確保するために検討し、及び次に掲げる抵触を解決するために協議すること。
 - (i) 統一システムの改正と附属書二-D（関税に係る約束）との間の抵触
 - (ii) 附属書二-D（関税に係る約束）と国内の品目表との間の抵触
- (d) 統一システム及び附属書二-D（関税に係る約束）の規定に基づく物品の分類に関連する事項について締約国間において生ずる相違について協議し、及び解決するよう努めること。
- (e) 委員会により付託される追加の作業を実施すること。

●第2章第25条 農業貿易に関する小委員会

次のことのための場を提供する小委員会。

- (a) この協定に基づく締約国間の農産品の貿易及び適当な場合にはその他の事項を促進すること。
- (b) この節（注：第二章第C節（農業））の規定の実施及び運用（前条（輸出制限（食糧安全保障））に規定する食料の輸出の制限の通報を含む。）について監視し、及び協力を促進すること並びに第二・二十一条（農業輸出補助金）、第二・二十二条（輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険）及び第二・二十三条（農産品を輸出する国家貿易企業）に明示する協力のための作業に関する討議を行うこと。
- (c) この協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関と調整しつつ、この節の規定に関連する事項について締約国間で協議すること。

- (d) 物品の貿易に関する小委員会及び委員会が委任する追加的な作業を行うこと。

●第2章附属書2-D付録D-1第9条 日米自動車特別小委員会

次のことを行う小委員会。

- (a) この協定に基づく自動車に関する義務の実施を監視すること。
- (b) 一方の付録締約国が提起した両付録締約国間の貿易及び投資に影響を及ぼす自動車及び自動車部品に関連する措置の作成及び実施に関する問題を解決するため協議すること。
- (c) 第二条4に規定する実施後の見直しに関する情報の交換を行うこと。
- (d) 新たな問題（代替燃料を使用する自動車の製造、輸入、販売及び通行を含む。）についての一層の協力及び他の市場に関する問題についての両付録締約国間の協力を円滑にすること。
- (e) 自動車及び自動車部品に関し、二国間の、地域的な及び世界的な市場の発展並びに貿易、投資、生産、販売及び流通の傾向を監視すること。
- (f) 日米自動車特別小委員会の活動に関連する事項であって両付録締約国が合意するものについて、両付録締約国の利害関係者から情報の提供を受けるための機会を設けること。
- (g) 両付録締約国が合意する場合には、他の問題に取り組むこと。

●第2章附属書2-D付録D-2第5条 日加自動車特別小委員会

次のことを行う小委員会。

- (a) この協定に基づく自動車に関する義務の実施を監視すること。
- (b) 一方の付録締約国が提起した両付録締約国間の貿易及び投資に影響を及ぼす自動車及び自動車部品に関連する措置の作成及び実施に関する問題を解決するため協議すること。
- (c) 新たな問題（代替燃料を使用する自動車の製造、輸入、販売及び通行を含む。）についての一層の協力及び他の市場に関する問題についての両付録締約国間の協力を円滑にすること。
- (d) 自動車及び自動車部品に関し、二国間の、地域的な及び世界的な市場の発展並びに貿易、投資、生産、販売及び流通の傾向を監視すること。
- (e) 日加自動車特別小委員会の活動に関連する事項であって両付録締約国が合意するものについて、両付録締約国の利害関係者から情報の提供を受けるための機会を設けること。
- (f) 両付録締約国が合意する場合には、他の問題に取り組むこと。

●第3章第32条 原産地規則及び原産地手続に関する小委員会

この章の規定の下で生ずる事項について検討するために設置される小委員会であり、次のことを行う。

- (a) この章の規定が効果的に、一律に並びにこの協定の精神及び目的に沿って運用されることを確保するため定期的に協議し、並びにこの章の規定の運用のために協力する。
- (b) 技術、生産工程その他の関係する事項の発展を考慮して、この章及びその附属書の規定の改正又は修正の可能性について討議するために協議する。
- (c) 統一システムの改正の効力発生の前に、統一システムの変更を反映するために必要なこの章の更新の準備を行うために協議する。
- (d) 繊維又は繊維製品については、この条の規定に代えて第四・八条（繊維及び繊維製品の貿易に係る事項に関する小委員会）の規定を適用する。
- (e) 電子的な原産地証明書の提出に係る技術的側面及びその様式について協議する。

●第4章第8条 繊維及び繊維製品の貿易に係る事項に関する小委員会

この章の規定の下で生ずることのある事項について検討する小委員会。その任務には、この章の規定の実施に関する検討、この章の規定の下で生ずる技術上又は解釈上の困難についての協議及びこの章の規定に基づく協力の実効性を高めるための方法に関する討議を含む。

●第7章第5条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

次のことを目的に設置される小委員会。

- (a) 各締約国によるこの章の規定の実施を促進すること。
- (b) 相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項を検討すること。
- (c) 衛生植物検疫上の事項に関する連絡及び協力を促進すること。

小委員会は次のことを行う。

- (a) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定及びこの章の規定の実施に関連する衛生植物検疫上の問題について締約国の理解を増進させるための場を提供する。
- (b) 各締約国の衛生植物検疫措置及び当該衛生植物検疫措置に関連する規制の過程についての相互の理解を促進するための場を提供する。
- (c) この章の規定の実施について情報を交換する。
- (d) 衛生植物検疫小委員会の任務に関連する特定の任務を遂行するための適当な方法（特別作業部会を含めることができる。）を決定する。

- (e) 衛生植物検疫措置に関する締約国間の技術援助及び協力事業を特定し、及び発展させることができる。
- (f) 締約国が一又は二以上の他の締約国との間で生じた衛生植物検疫上の問題について情報を共有する場として機能することができる。ただし、当該問題が生じた締約国がまず当該締約国間の討議を通じて当該問題に対処しようとした場合に限る。
- (g) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定第十二条の規定に基づいて設置された衛生植物検疫措置に関する委員会（以下「WTOの衛生植物検疫委員会」という。）の会合並びに食品規格委員会、国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約の下で開催される会合における事項及び立場について協議することができる。

●第8章第11条 貿易の技術的障害に関する小委員会

締約国間の貿易を円滑にすることを目的として、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において共同活動を強化する小委員会。

貿易の技術的障害小委員会の任務には、次のことを含めることができる。

- (a) この章の規定の実施及び運用（この章の規定に従って合意されるその他の約束の実施及び運用を含む。）を監視し、並びに第二十七章（運用及び制度に関する規定）の規定に従いこれらの義務に関する潜在的な改正及び解釈を特定すること。
- (b) 前条（情報の交換及び技術的討議）2の規定に基づいて要請されるこの章の規定の下で生ずる事項に関する技術的討議を監視すること。
- (c) この章の規定の下での将来の活動に関する相互に関心を有する優先分野を決定し、及び新たな分野別その他の自発的活動の提案を検討すること。
- (d) この章の規定に関連する事項（強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成、見直し又は修正を含む。）に関する締約国間の協力を奨励すること。
- (e) この章の規定に関連する事項に関し、締約国の領域にある非政府機関間の協力及び締約国の領域にある政府機関と非政府機関との間の協力を奨励すること。
- (f) 技術的能力の二ーズの特定を円滑にすること。
- (g) この章の規定に関連する規格、指針、勧告、政策その他手続を作成する非政府、地域、複数国間及び多数国間の機関又は制度において討議される事項に関する共通の取組を発展させるため、適当な場合には、締約国間及び締約国の関連する非政府機関間の情報の交換を奨励すること。
- (h) 共通の取組を促進することを目的として、締約国の要請に応じ、非締約国の特定の強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに制度的な問題につい

て締約国間の情報の交換を奨励すること。

- (i) この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定を実施するに当たり、締約国を支援すると締約国が認める他の手段をとること。
- (j) 貿易の技術的障害に関する協定の下での発展に鑑みてこの章の規定を見直し、及び当該発展に鑑みてこの章の規定の改正に関する勧告を作成すること。
- (k) この章の規定の実施及び運用について委員会に報告すること。

●第11章第19条 金融サービスに関する小委員会

次のことを行う小委員会。

- (a) この章の規定の実施及び改善について監視すること。
- (b) 締約国が付託する金融サービスに関する問題について検討すること。
- (c) 第十一・二十二条（金融サービスにおける投資紛争）の規定に従って紛争解決手続に参加すること。

●第12章第7条 ビジネス関係者の一時的な入国に関する小委員会

次の目的のため、三年に一回会合を行う小委員会。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討すること。
- (b) 締約国がビジネス関係者の一時的な入国を一層円滑にする機会（次条（協力）の規定に従って行われる活動の発展によって生ずる機会を含む。）を検討すること。
- (c) この章の規定の下で生ずるその他の事項を検討すること。

●第13章第26条 電気通信に関する小委員会

次のことを行う小委員会。

- (a) 電気通信における技術及び規制の発展に対応してこの章の規定の締約国、サービス提供者及び最終利用者にとっての妥当性を維持することを可能とすることによりこの章の規定の効果的な実施を確保するため、この章の規定の実施及び運用について検討し、及び監視すること。
- (b) この章の規定に関連する問題及び締約国が決定する電気通信分野に関連するその他の問題について討議すること。
- (c) 委員会に対して電気通信小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
- (d) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

●第15章第23条 政府調達に関する小委員会

いずれかの締約国の要請により、この章の規定の実施及び運用に関する事項

(次の事項を含む。) に対応するために会合する小委員会。

- (a) 前条（協力）に規定する締約国間の協力
- (b) 第十五・二十一条（中小企業の参加の促進）に規定する対象調達への中小企業による参加の促進
- (c) 経過措置の利用
- (d) 次条（追加的な交渉）に規定する追加的な交渉についての検討

●第17章第12条 国有企業及び指定独占企業に関する小委員会

次のことを任務に含む小委員会。

- (a) この章の規定の運用及び実施について見直し及び検討を行うこと。
- (b) 締約国の要請により、この章の規定の下で生ずる事項について協議すること。
- (c) 自由貿易地域においてこの章に定める規律の基礎となる原則を促進し、並びに二以上の締約国が参加する他の地域機関及び多数国間機関における同様の規律の発展に貢献するため、適当な場合には、協同の努力を発展させること。
- (d) 国有企業及び指定独占企業に関する小委員会が決定する他の活動を行うこと。

●第20章第19条 環境に関する小委員会

この章の規定の実施を監督することを目的とし、次のことを任務とする小委員会。

- (a) この章の規定の実施について討議し、及び検討するための場を提供すること。
- (b) 委員会に対してこの章の規定の実施に関する定期的な報告を行うこと。
- (c) この章の規定に基づく協力活動について討議し、及び検討するための場を提供すること。
- (d) 第二十・二十一条（上級の代表者による協議）の規定により付託された問題について検討し、及び解決するよう努めること。
- (e) 適当な場合には、この協定に基づいて設置される他の小委員会と調整すること。
- (f) 締約国が決定するその他の任務を遂行すること。

●第21章第4条 協力及び能力開発に関する小委員会

次のことを行う小委員会。

- (a) 様々な分野における締約国間の情報（締約国間で行われた協力及び能力開発の活動を通じて得られた経験及び教訓を含むが、これらに限定されない。）

の交換を円滑にすること。

- (b) 将来の協力及び能力開発の活動に関する問題又は提案を討議し、及び検討すること。
- (c) 適当な場合には、協力及び能力開発の活動における援助者間の協調を強化し、及び官民間の連携を円滑にするための協力を開始し、及び行うこと。
- (d) 適当な場合には、協力及び能力開発の活動の発展及び実施を支援するため、国際的な援助機関、民間部門の団体、非政府機関その他の関係機関を招請すること。
- (e) 適当な場合には、政府の代表者、非政府の代表者又はその双方を含む特別作業部会を設置すること。
- (f) 適当な場合には、協力及び能力開発の活動の発展及び実施を支援するため、この協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関と調整すること。
- (g) この章の規定の実施又は運用について検討すること。
- (h) 締約国が決定するその他の活動を行うこと。

●第2章第2条 競争力及びビジネスの円滑化に関する小委員会

次のことを行う小委員会。

- (a) 事業の開始に貢献し、締約国間の貿易及び投資を円滑にし、並びに自由貿易地域における経済統合及び開発を促進する競争的な環境を形成する努力を支援するため、効果的な取組方法を討議し、及び情報共有の活動を発展させること。
- (b) この協定が創出する貿易及び投資の機会を利用する方法を探求すること。
- (c) 締約国の経済の競争力を更に高める方法について、委員会に助言を与え、及び勧告（地域的なサプライチェーンへの中小企業の参加を拡大することを目的とする勧告を含む。）を行うこと。
- (d) 次条（サプライチェーン）の規定に従い、自由貿易地域におけるサプライチェーンの発展及び強化を促進するための方法を探求すること。
- (e) 締約国が決定するその他の活動を行うこと。

●第2章第7条 開発に関する小委員会

次のことを行う小委員会。

- (a) この協定から最大限可能な利益を引き出すことを目的とする国内政策の作成及び実施に関する締約国の経験についての情報の交換を円滑にすること。
- (b) 前条（開発に係る共同活動）の規定に基づいて行われる開発に係る共同活動を通じて得られた締約国の経験及び教訓についての情報の交換を円滑にす

ること。

- (c) 貿易及び投資に関連する開発政策を支援する将来の開発に係る共同活動についての提案を討議すること。
- (d) 適当な場合には、開発に係る共同活動の発展及び実施を支援するため、国際的な援助機関、民間部門の団体、非政府機関その他の関係機関を招請すること。
- (e) この協定から生ずる開発上の利益を最大にするため、締約国が決定するその他の任務を遂行すること。
- (f) この章の規定によりこの協定から生ずる開発上の利益を増大させることができる方法を検討するため、この章の規定の実施及び運用に関連する問題を検討すること。

●第24章第2条 中小企業に関する小委員会

次のことを行う小委員会。

- (a) 締約国の中小企業がこの協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること。
- (b) 特に研修計画、貿易に関する教育、貿易金融、他の締約国における取引相手の特定及びビジネスに関する適切な資格の取得について、中小企業の輸出者を支持し、及び支援するため、各締約国の経験及び最良の慣行に関する情報を交換し、並びにそれらを討議すること。
- (c) この協定により中小企業が得ることができる利益につき中小企業に情報を提供するためのセミナー、研究集会その他の活動を発展させ、及び促進すること。
- (d) 締約国が中小企業の輸出に関する相談、支援及び研修計画を発展させ、及び強化することを支援するための能力開発の機会を探求すること。
- (e) 前条（情報共有）に規定するウェブサイトには締約国が含めることができる追加的な情報を勧告すること。
- (f) 作業計画の重複を避け、並びにこの協定によって与えられる貿易及び投資の機会に関与する中小企業の能力を向上させるための適当な協力の機会を特定するため、中小企業小委員会の作業計画を検討し、並びにこの協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関及び他の関連する国際機関の作業計画と調整すること。
- (g) 中小企業が世界的なサプライチェーンに効果的に参加し、及び統合されることを支援するための計画の策定を容易にすること。
- (h) 中小企業に関連するこの協定の実施の監視を支援するため、情報を交換すること。

- (i) 委員会に対し、中小企業小委員会の活動に関する報告書を定期的に提出し、及び適当な勧告を行うこと。
- (j) 中小企業小委員会が決定する中小企業に関するその他の事項（中小企業がこの協定から利益を得る能力に関して提起する問題を含む。）を検討すること。

●第25章第6条 規制の整合性に関する小委員会

次のことを行う小委員会。

- (a) 規制整合性小委員会は、この章の規定の実施及び運用に関連する事項について検討する。規制整合性小委員会は、また、将来の優先事項（この章の規定の対象となる事項及びこの協定の他の章の規定の対象となる規制の整合性に関連する事項についての潜在的な分野別の取組及び協力活動を含む。）を特定することを検討する。
- (b) 規制整合性小委員会は、将来の優先事項を特定するに当たり、この協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関の活動を考慮するものとし、活動の重複を避けるため当該補助機関と調整するものとする。
- (c) 規制整合性小委員会は、規制に関する協力についての自己の活動が他の関連する場で進行中の取組に追加される価値を提供することを確保し、及び当該活動がそれらの場における努力を阻害せず、又は当該努力と重複しないことを確保する。
- (d) 各締約国は、第二十七・五条（連絡部局）の規定に従い、他の締約国からの要請に応じて、この章の規定の実施に関する情報を提供する連絡部局を指定し、及び通報する。
- (e) 規制整合性小委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に会合し、その後は必要に応じて会合する。
- (f) 規制整合性小委員会は、この協定の効力発生の日の後少なくとも五年に一回、この協定の利益を更に増大させるためこの章の規定を改善することを委員会に勧告するかどうかを検討することを目的として、規制に関する良い慣行の分野における進展、第二十五・四条（調整及び見直しの手続又は仕組み）1に規定する手続又は仕組みを維持する上での最良の慣行の進展及びこの章の規定を実施する上での締約国の経験について検討する。

●第27章第1条及び第2条 環太平洋パートナーシップ委員会

次のことを行う委員会。

- (a) この協定の実施又は運用に関する問題を検討すること。
- (b) この協定の効力発生の日から三年以内に、及びその後は少なくとも五年ごとに、締約国間の経済上の関係及び連携を見直すこと。

- (c) この協定の改正又は修正の提案を検討すること。
- (d) この協定に基づいて設置される全ての小委員会、作業部会その他の補助機関の活動を監督すること。
- (e) 締約国間の貿易及び投資を一層拡大するための方法を検討すること。
- (f) 第二十八・十三条（パネルの手続規則）に規定する手続規則を定め、及び適当な場合には当該手続規則を改正すること。
- (g) 第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って作成されるパネルの議長の登録簿を三年ごとに見直し、及び適当な場合には新たな登録簿を作成すること。
- (h) 第三十・五条（効力発生）4の規定に従って通報を行った原署名国についてこの協定が効力を生ずるかどうかを決定すること。

次のことを行うことができる委員会。

- (a) 特別若しくは常設の小委員会、作業部会その他の補助機関を設置し、当該小委員会、作業部会その他の補助機関に問題を付託し、又は当該小委員会、作業部会その他の補助機関が提起する問題を検討すること。
- (b) この協定の実施状況を改善するため、この協定に基づいて設置される小委員会、作業部会その他の補助機関を統合し、又は解散すること。
- (c) 各締約国が必要な法的手続を完了することを条件として、この協定の次の事項の修正を検討し、及び採択すること（注）。
 - 注 チリは、チリ共和国政治憲法第五十四条1第四項の規定に従って作成される実施取極により委員会の措置を実施する。
 - (i) 附属書二-D（関税に係る約束）の表（関税の撤廃時期の繰上げによる修正に限る。）
 - (ii) 附属書三-D（品目別原産地規則）及び附属書四-A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に定める原産地規則
 - (iii) 第十五章（政府調達）の各締約国の附属書に掲げる機関の表、対象となる物品及びサービス並びに基準額
- (d) この協定を実施するための取決めを作成すること。
- (e) この協定の解釈又は適用について生ずることのある意見の相違又は紛争を解決するよう努めること。
- (f) この協定の規定の解釈を提示すること。
- (g) 委員会の任務の対象となる問題について非政府の者又は団体の助言を求めること。
- (h) 締約国が合意するその他の行動をとること。

●ＴＰＰ協定に基づく林産物の貿易に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文　林産物に関する二国間の林業委員会

カナダ及び日本国の間で創設され、次のことを行う委員会。

- (a)　ＴＰＰ協定がカナダ及び日本国について効力を生ずる日の後四年を経過する日が属する暦年の間に、林産物の貿易におけるセーフガードの制度の必要性について再検討すること及びその後の各暦年の恒常的な議題とすること。
- (b)　カナダ政府と日本国政府との間の次に定める了解について検討すること。

－カナダ政府は、自由化された林産物の貿易との関連において、ＴＰＰ協定の実施に当たり、全ての種類の丸太の輸出についてのＴＰＰ協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第二・三条（内国民待遇）及び第二・十一条（輸入及び輸出の制限）の規定の適用に関する例外にかかわらず、輸出入許可法並びに同法についての適用可能な通知及び規則並びに州及び準州の法令に定める手続に従った日本国に向けられた丸太の輸出についての申請を受けた場合には、許可証を発給するものとする。

- (c)　カナダ又は日本国は、この書簡に定める了解に関する問題を同委員会に提起することができるものとし、同委員会は、当該問題を解決するよう努める。

(了)

総合的なTPP関連政策大綱を実現するための予算内訳

(単位: 億円)

内訳	27年度 補正予算額	28年度 予算額
1 TPPの活用促進	489	295
(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備	12	1
① TPPの普及・啓発	2	1
② 中堅・中小企業等のための相談体制の整備	10	-
(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援	477	294
① 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化	182	132
② コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進	37	131
③ 農林水産物・食品輸出の戦略的推進	10	1
④ インフラシステムの輸出促進	25	31
⑤ 海外展開先のビジネス環境整備	223	1
2 TPPを通じた「強い経済」の実現	1,130	1,257
(1) TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策	77	245
① イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進	36	245
② 対内投資活性化の促進	41	-
(2) 地域の「稼ぐ力」強化	1,053	1,012
① 地域に関する情報発信	18	5
② 地域リソースの結集・ブランド化	1,035	1,007
3 分野別施策展開	3,256	30
(1) 農林水産業	3,122	-
① 攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)	3,122	-
② 経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)	-	-
(2) 食の安全・安心	-	29
(3) 知的財産	-	0.4
(4) その他	133	0.6
合計	4,875	1,582

見直し・再協議に関する規定について

1. TPPに限らず、通商協定では、見直し・再協議に関する規定が設けられることは一般的で、TPP協定案においても、複数の分野で見直し・再協議に関する規定が設けられている。
2. 関税についても、物品貿易章の本文で、関税撤廃時期の前倒しについては、時期を明示せず、要請があれば協議するとの規定がある。一方、守るべきを守る観点から、我が国は関税交渉において、多くの品目について関税を撤廃せず、また、関税割り当てやセーフガードを活用することとしたものであるが、こうした措置についての協議については、本文に規定せず、TPP協定の発効から7年経過後、又は、第三国・関税地域に特恵的な市場アクセスを与える国際約束の発効・改正のために必要となる法的手続が完了した後、相手国からの要請に基づき、協議を行うとの規定を、当該内容に合意した国^(※)との間で相互に設けることとした。
(※) 豪州、カナダ、チリ、NZ、米国の5か国
3. TPPの合意は、例えば、関税の段階的撤廃・削減とセーフガードの関係、物品とサービス、ルールとの関係、あるいは2国間の合意と他国との関係等、一つの合意が他の合意と複雑に絡み合っている、いわば多次元連立方程式であり、一つの案件だけ取り出すと全体が崩れるおそれがある。TPP協定発効後に何らかの協議を行う場合であっても、このような経緯を十分踏まえ、バランスを崩すことのない、慎重な対応を行うことが必要となる。

TPP大筋合意関連文書（国際ローミング部分抜粋）

○環太平洋パートナーシップ協定の概要（暫定版）（仮訳）

13. 電気通信

TPP締約国は、国際移動端末ローミング・サービスにおける競争を促進するため、及びローミングの代替手段の利用を円滑にするための措置をとることができることについても合意する。TPP締約国は、締約国が国際移動端末ローミング・サービスの卸売料金を規制することを選択する場合には、当該締約国が、当該料金について規制していないTPP締約国の事業者もより低廉な料金の利益を得る機会を与えることについて合意する。

○環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）の概要（日本政府作成）

第13章. 電気通信

国際移動端末ローミング・サービスについて、透明性のある、かつ合理的な料金を促進することについて協力するよう努めること等をTPP協定で規定したことによって、ローミング料金の低廉化に貢献し得るものと考えられる。

国内事業者の国際データローミングの料金例

	オーストラリア	マレーシア	シンガポール
事業者名	日額	日額	日額
A社	1,280円 (最大30MB)	980円 (最大30MB)	980円 (最大30MB)
B社	1,980円 (最大24.4MB)	1,980円 (最大24.4MB)	1,980円 (最大24.4MB)
C社	1,980円 (最大25MB)	1,980円 (最大25MB)	1,980円 (最大25MB)

※ 日本の事業者と契約しているユーザーが海外で国際データローミングに係る1日定額プランを利用した場合の料金。

出典：事業者HP

海外事業者の我が国でのデータローミングの料金例

オーストラリアの事業者 (1豪ドル=90円で換算)		マレーシアの事業者 (100円=3.13MYRで換算)		シンガポールの事業者 (100円=1.23シンガポール\$で換算)	
事業者名	日額	事業者名	日額	事業者名	日額
Telstra	900円 (最大50MB)	CELCOM	1,214円	SingTel	1,626円
Optus	900円 (最大50MB)	MAXIS	1,214円	StarHub	1,463円
Vodafone	450円	DiGi	1,789円	Mi	1,220円

※ 海外の事業者と契約しているユーザーが我が国で国際データローミングに係る1日定額プランを利用した場合の料金。

出典：事業者HP

TPPの「加入」の規定における「独立の関税地域」に該当する地域

平成28年1月19日
外務省経済連携課

当省宛てに資料要求をいただきました。TPP協定の「加入」の規定における「独立の関税地域」に該当する地域として想定されるものが "Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu" 以外にあるかとお尋ねについて、以下のとおりお答えいたします。

- TPP協定における加入規定は、次のとおりです（暫定仮訳から一部抜粋）。

第三十・四条 加入

1 この協定は、この協定に基づく義務を履行する用意がある次の国又は独立の関税地域による加入のために開放しておく。加入は、当該国又は独立の関税地域と締約国との間で合意する条件に従うものとし、かつ、各締約国及び加入しようとする国又は独立の関税地域（以下この条において「加入候補国」という。）の関係する国内法上の手続による承認の後に行われるものとする。

- (a) APECに参加する国又は独立の関税地域
 - (b) 締約国が合意する他の国又は独立の関税地域
- (以下略)

- 現時点で、TPP協定上、APECに参加する「独立の関税地域」としては、中国香港とチャイニーズ・タイペイが該当いたします。なお、締約国が合意する他の「独立の関税地域」に関し、如何なる地域が該当するかについて、現段階でTPP交渉参加国間で個別・具体的に議論されていません。

項目2「アメリカのこれまでの通商協定における Certification の仕組みについて」

平成28年1月25日
外務省

○米国において、一般に、通商協定の議会承認は実施法の成立という形で行われており、これまでの自由貿易協定の実本法においては、協定の効力発生の条件として、相手国が協定実施に必要な措置を講じたとの大統領による判断が必要である旨の規定が盛り込まれた例がある。

○他方、この点に関連し、米国と相手国との間でいかなるやり取りが行われたかにつき、我が国として正確に把握する立場にはない。

項目5「TPP交渉と並行して行われた、保険、透明性／貿易円滑化、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便及び衛生植物検疫措置の分野における複数の鍵となる非関税措置に関する交渉の結果において、米国側が履行を求められる（法的義務か否かを問わない）部分

平成28年1月25日

外務省

以下、「保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡」から関連部分抜粋。（注）本書簡は両政府に法的義務を課すものではない。

○保険

6 検討手続

両政府は、いずれかの政府の要請に応じ、上記の約束及び慣行に記載された行動の実施について検討を行うため、会合する。

（※）「上記の約束及び慣行」とは、（株）かんぽ生命保険による日本国における保険の販売について日米両政府が確認した本書簡中の諸事項。

○透明性

1 審議会／諮問委員会

諮問委員会の会合は、当該諮問委員会の作業が機密の資料、財産的価値を有する営業上の情報又は個人情報に関わるものである場合等、法律上会合を非公開とすることができる特定の状態にある場合を除き、公開することが求められる。

2 公衆による意見提出の手続

両政府は、TPP協定第二十六・二条4の関連規定の円滑かつ効果的な実施のために必要な措置をとる。

○知的財産権

両政府は、TPP協定第十八章（知的財産）の関連規定の円滑かつ効果的な実施のために必要な措置をとる。

日本国政府は、私的使用の例外があらゆる違法なソースからの他の著作物のダウンロードに適用されないようにすべきかどうかについて、可能な限り速やかに、遅くともTPP協定が両国について効力を生ずる時まで、著作権分科会に再び諮る。アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、この過程を円滑にするため、この点について関連情報を交換する。

両政府はまた、アジア太平洋地域における知的財産権（マンガ、アニメ、ソフトウェア、書籍等、著作権による保護の対象となる著作物に関するものを含む。）の保護の強化に向け、両国が取組を継続することが重要であることを認める。

○規格・基準

1 米国政府及び日本国政府は、貿易の不必要な技術的障害の撤廃、透明性の向上、規制に関する更なる協力及び規制に関する良い慣行の促進等によりアメリカ合衆国と日本国との間の物品の貿易を円滑にするため、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（※）作業部会の任務等の詳細は本書簡中「規格・基準」2及び3に記載。

○急送便

2 税関における取扱い

両政府は、万国郵便条約第九条の規定に基づき、国際郵便におけるサプライチェーンの安全性を強化するため、万国郵便連合の加盟国政府により採択され、及び各加盟国の郵便事業者により実施される電子的な提出の要件を満たすため並びに郵便物に適用される税関手続の効率性に寄与するため、国際郵便物に関する事前の電子データの提供を支援する運用上の進展に積極的に貢献する。

（了）

「米国の通商協定におけるサーティフィケーションについて、これまで発動されたと思われるケース」について

平成28年1月25日
外務省

○過去に米国が締結した通商協定において、米国がその効力発生に先立ち相手国に対して追加的な法改正等を求めたと指摘されている事例^(注)があることは承知している。なお、当省として当該相手国による法改正等の逐一と米国の通商協定の実施手続との関係について述べる立場にはない。

(注) 例えば、「TPP: No Certification」のウェブサイトにおいて、過去に米国が締結した通商協定において米国が効力発生に先立ち相手国に対して追加的な法改正等を求めたと指摘されている事例が掲載されている。(別紙参照)

<http://tpnocertification.org/>

(別紙)

「TPP: No Certification」のウェブサイトにおいて掲載されている主な事例

1 米豪FTA

2004年5月に署名。同年8月に豪州において米豪FTA実施法成立。米側は豪州の著作権法について協定遵守との関係で懸念を表明。同年12月に豪州は著作権法を改正。2005年1月に協定発効。

2 米ペルーFTA

2006年6月にペルーの国内承認手続完了。米側はペルーの森林・野生生物法について協定遵守との関係で懸念を表明。2009年1月にペルーは森林・野生生物法を改正。同年2月に協定発効。

3 米国・中米諸国^(※) FTA (CAFTA-DR)

(※) エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、グアテマラ、ドミニカ共和国、コスタリカ
発効^(注)までの間に、中米各国の関連法制度に対し、米国から協定遵守との関係で懸念が表明された。

(注) エルサルバドルは2006年3月、ホンジュラス及びニカラグアは2006年4月、グアテマラは2006年7月、ドミニカ(共)は2007年3月、コスタリカは2009年1月。

「過去に米国が締結した通商協定において、米国がその効力発生に先立ち相手国に対して追加的な法改正等を求めたと指摘されている事例」について

平成28年1月26日
外務省

- お尋ねの「過去に米国が締結した通商協定において、米国がその効力発生に先立ち相手国に対して追加的な法改正等を求めたと指摘されている事例」について、昨25日にお答えした「TPP: No Certification」のウェブサイトに掲載されている事例以外にもそのような事例が存在するかどうか、外務省として承知していない。

「過去に米国が締結した通商協定において、米国がその効力発生に先立ち相手国に対して追加的な法改正等を求めたと指摘されている事例」について

平成28年2月1日
外務省

1月25日にご提出した資料に関し、当省として事実関係を確認できた事項は以下のとおりです。

1 米豪FTA

2004年5月 署名
8月 豪州において米豪FTAの実施法が成立
12月 豪州が著作権法を改正
2005年1月 協定が発効

2 米ペルーFTA

2006年6月 ペルーにおいて米ペルーFTAの承認に関する国会決議
ペルーにおいて米ペルーFTAの批准に関する大統領令
署名
2009年1月 ペルーが森林・野生生物法を改正
2月 協定が発効

3 米国・中米諸国FTA (CAFTA-DR)

本協定は、エルサルバドルについて2006年3月、ホンジュラス及びニカラグアについて2006年4月、グアテマラについて2006年7月、ドミニカ共和国について2007年3月、コスタリカについて2009年1月にそれぞれ効力発生。

1 日豪EPA附属書一第三編第一節1(v)における「除外」について

(1) 日豪EPA附属書一第三編第一節1(v)において、「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税に係る約束の対象から除外される旨規定している。

(2) また、これらの品目については、関税に係る約束に関する他の規定における見直し等の対象とならない。

(3) ただし、日豪EPA第二十五・五条は、「両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しを、この協定の効力発生の日の後六年目の年又は両締約国が合意するときに行う。」旨規定している。

2 TPP協定において、日豪EPA附属書一第三編第一節1(v)における意味での「除外」という用語は用いられているか。

TPP協定において、関税に係る各国の約束については「除外」という用語は用いられていない。

日本・オーストラリア経済連携協定の概要①

- ◇ 2006年12月、第一次安倍政権時に交渉開始を決定。2007年4月に第1回交渉会合を開催。
- ◇ 2014年4月、アボット首相訪日時に大筋合意。
- ◇ 2014年7月8日、安倍総理訪豪時に署名。

意義

◆ 日豪二国間関係の強化

豪州は、普遍的価値と戦略的利益を共有する戦略的パートナー。日豪EPAは、豪州との貿易・投資を含む経済関係の強化、更には二国間関係の緊密化に寄与。

◆ これまでで最大規模のEPAパートナー

豪州は、これまで日本が締結した二国間EPAのパートナーとして最大（第4位（注））の貿易相手国。

（注）日本の貿易相手国（2013年） 1位：中国、2位：米国、3位：韓国

主な成果

◆ 日本企業の競争力確保

我が国の関心品目である自動車について輸出額の約75%の関税が即時撤廃され、残りも3年で撤廃される等、豪州市場における我が国企業の競争力を確保。

（参考）豪州はFTAを米国と締結済み、韓国と署名済み、中国と交渉中。

◆ アジア太平洋地域のルール作りを促進

投資の自由化・保護・促進に係る待遇（内国民待遇、最恵国待遇等）、包括的で高い水準の知的財産の保護、商用訪問者等の入国・一時的滞在許可の約束や手続の簡素化等を通じ、日本企業が円滑に活動できる環境を整備。

◆ エネルギー・鉱物資源、食料の安定供給を強化

貿易、投資、知的財産、競争、政府調達等、幅広い分野で高い水準の規律を確保。

日本・オーストラリア経済連携協定の概要①

経緯

- ◇ 2006年12月、第一次安倍政権時に交渉開始を決定。2007年4月に第1回交渉会合を開催。
- ◇ 2014年4月、アボット首相訪日時に大筋合意。
- ◇ 2014年7月8日、安倍総理訪豪時に署名。

意義

◆ 日豪二国間関係の強化

豪州は、普遍的価値と戦略的利益を共有する戦略的パートナー。日豪EPAは、豪州との貿易・投資を含む経済関係の強化、更には二国間関係の緊密化に寄与。

◆ これまでで最大規模のEPAパートナー

豪州は、これまで日本が締結した二国間EPAのパートナーとして最大（第4位（注））の貿易相手国。

（注）日本の貿易相手国（2013年） 1位：中国、2位：米国、3位：韓国

主な成果

◆ 日本企業の競争力確保

我が国の関心品目である自動車について輸出額の約75%の関税が即時撤廃され、残りも3年で撤廃される等、豪州市場における我が国企業の競争力を確保。

（参考）豪州はFTAを米国と締結済み、韓国と署名済み、中国と交渉中。

◆ アジア太平洋地域のルール作りを促進

投資の自由化・保護・促進に係る待遇（内国民待遇、最恵国待遇等）、包括的で高い水準の知的財産の保護、商用訪問者等の入国・一時的滞在許可の約束や手続の簡素化等を通じ、日本企業が円滑に活動できる環境を整備。

◆ エネルギー・鉱物資源、食料の安定供給を強化

貿易、投資、知的財産、競争、政府調達等、幅広い分野で高い水準の規律を確保。

日本・オーストラリア経済連携協定の概要①

日本・オーストラリア経済連携協定（日豪EPA）の意義

◆ 日豪二国間関係の強化

豪州は、普遍的価値と戦略的利益を共有する戦略的パートナー。日豪EPAは、豪州との貿易・投資を含む経済関係の強化、更には二国間関係の緊密化に寄与。

◆ これまでで最大規模のEPAパートナー

豪州は、これまで日本が締結した二国間EPAのパートナーとして最大（第4位（注））の貿易相手国。

（注）日本の貿易相手国（2013年） 1位：中国、2位：米国、3位：韓国

主な成果

◆ アジア太平洋地域のルール作りを促進

貿易、投資、知的財産、競争、政府調達等、幅広い分野を含む包括的協定。アジア太平洋地域のルール作りを資する高い水準の規律を確保。

◆ 日本企業・投資家の競争力確保

豪州は米国とFTAを締結済み、韓国と署名済みであり、中国等との交渉も推進中。こうした中、関税撤廃、投資・サービス分野の自由化約束等を通じ、豪州市場における日本企業の競争力確保に寄与。日本企業による豪州企業への投資に係る規制が多くの業種において緩和されたため、日本企業の投資条件が豪州とFTAを締結していない国の企業の投資条件に優位。また、政府調達章を設け、WTO政府調達協定を締結していない豪州の政府調達市場へのアクセスを改善。

◆ 日本企業・投資家の活動の円滑化

投資の自由化・保護・促進に係る待遇（内国民待遇、最恵国待遇等）、包括的で高い水準の知的財産の保護、商用訪問者等の入国・一時的滞在許可の約束や手続の簡素化等を通じ、日本企業が円滑に活動できる環境を整備。

◆ エネルギー・鉱物資源、食料の安定供給を強化

豪州は、日本の主要なエネルギー・鉱物資源及び食料の調達先。日豪EPAでは、エネルギー・鉱物資源章に加え、日本のEPAで初めて食料供給章を設け、安定的な関係の重要性を確認。特定の品目について輸出を制限する措置を導入しないよう努めることを約束し、輸出を制限する措置を導入する場合でもこれを限定し、また、情報提供及び協議を行う仕組みを整備。

交渉の経緯

2003年7月
共同研究開始を決定（首脳会談）

2005年4月
・共同研究終了
・政府間研究（第二次共同研究）開始で一致（首脳会談）

2006年12月
・第二次共同研究終了
・交渉開始を決定（首脳電話会談）

2007年4月～2012年6月
18回の交渉会合
（その後、開折折衝や実務協議を継続）

2014年4月
大筋合意

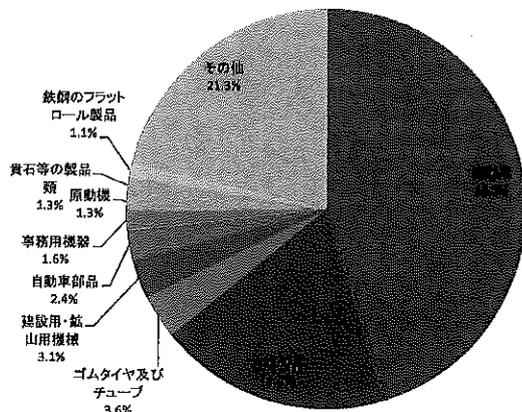
2014年7月
署名

日本・オーストラリア経済連携協定の概要②

往復貿易額の約95%を協定発効後10年間で関税撤廃

豪州市場へのアクセス改善

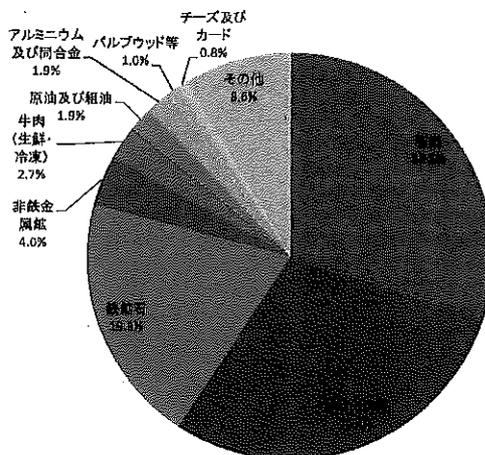
日本からの輸入額の約99.8%が無税化
（2013年豪州貿易統計）



日本→豪州（2013年）
対豪輸出総額 約1.7兆円

日本市場へのアクセス改善

豪州からの輸入額の約93.7%が無税化
（2013年財務省貿易統計）



日豪間貿易構造

出典：財務省貿易統計（2013年）
豪州貿易統計（2013年）

豪州→日本（2013年）
対豪輸入総額 約5.0兆円

日本・オーストラリア経済連携協定の概要③

豪州市場へのアクセス

鉱工業品

- ・大部分の品目につき即時関税撤廃
- ・自動車
 - ・我が国からの完成車輸出額の約75%が即時関税撤廃
 - ・特に主力の1500cc超3000cc以下のガソリン車（乗用車、オフロード車等）は全て即時関税撤廃
 - ・1000cc超1500cc以下ガソリン車（乗用車）、2500cc超ディーゼル車（オフロード車）、トラック/商用車（3.5t超）についても即時撤廃
 - ・残る完成車も3年目での関税撤廃
- ・自動車部品
 - ・即時を含む主に3年目以内での関税撤廃
 - ・具体的には、エンジン・構成部品及び駆動軸の一部、タイヤ（我が国からの自動車部品輸出額の約20%）等は即時撤廃、マフラー（消音装置）等は3年目撤廃
- ・鉄鋼
 - ・即時又は5年目での関税撤廃
 - ・熱延鋼板は殆どが即時撤廃、冷延鋼板・めっき鋼板は5年目撤廃
- ・エアコン、テレビ、蓄電池等の全ての一般機械・電気電子機械（いずれも自動車部品除く）：即時関税撤廃

農林水産品

- ・全ての品目につき即時関税撤廃

日本市場へのアクセス

鉱工業品

- ・ほぼ全ての品目を即時から10年間で関税撤廃

農林水産品

- ・コメ：関税撤廃等の対象から除外
- ・小麦：食糧用…将来の見直し
飼料用…食糧用への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化
- ・牛肉：冷凍…段階的に18年目に19.5%まで削減（現行税率38.5%）
冷蔵…段階的に15年目に23.5%まで削減（現行税率38.5%）
※輸入量が一定量を超えた場合に関税率を引き上げるセーフガードを導入
- ・乳製品：
 - ・脱脂粉乳、バター：将来の見直し
 - ・プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ：関税割当
枠数量：4,000トン→20,000トン（20年間かけて拡大）
枠内は無税、国産品の使用を条件（国産品：輸入品=1:3.5）
 - ・プロセスチーズ：関税割当
枠数量：50トン→100トン（10年間かけて拡大）
枠内税率：段階的に10年間かけて50%削減
- ・砂糖：一般粗糖、精製糖：将来の見直し
高糖度粗糖：精製用について無税とし、調整金は糖度に応じた水準に設定
- ・ボトルワイン：7年間で関税撤廃

(注) 食糧用麦(小麦・大麦)、牛肉、乳製品、砂糖については、協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、見直しを行う。日本が第三国に対して与えた特惠的な市場アクセスの結果として競争力に重大な変化がある場合には、見直しを行う。(なお、見直しに係る協議の結果は予断されていない。)

日本・オーストラリア経済連携協定の概要④

<p>物品の貿易 関税の撤廃又は削減、内国民待遇の供与等を規定。本協定に基づき関税を撤廃又は削減した原産品に対して、二国間セーフガード措置の適用のための規則を定める。また、一定の条件の下で特定の農産品に関する特別セーフガード措置を定める。</p>	<p>自然人の移動 商用訪問者、企業内転勤者、投資家等の自然人、また、その配偶者と子に対する入国及び一時的な滞在の許可に関する約束を規定。手続の簡素化、迅速化及び透明性の向上についても定める。</p>
<p>原産地規則 本協定上の税率が適用される原産品の要件を定める。本協定においては、これに基づく税率を受けるための手続として、輸入通関時に、①従来の第三者機関が発給する原産地証明書の提出のほか、新たに、②原産性について産品の輸入者、輸出者又は生産者のいずれかが作成した書類の提出によることも可能とした。</p>	<p>電子商取引 電子送信に係る関税不賦課、デジタル・プロダクトの無差別待遇、消費者及び個人情報の保護等について規定。情報交換、中小企業及び非政府機関の電子商取引の利用促進等に係る協力についても定める。</p>
<p>税関手続及び貿易円滑化 税関手続の透明性、関税法令の適正な執行及び物品の速やかな通関のための枠組みを定めるとともに、協力・情報交換を促進。</p>	<p>投資 投資財産設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止、投資家対国家の紛争解決手続について再協議を行うことを定める他、ネガティブリスト方式(留保を付した分野以外は自由化を約束)を採用。また、外資の投資審査基準額を緩和。</p>
<p>衛生植物検疫 情報交換による協力の促進、科学的協議等を行う小委員会を設置。小委員会の調整及び相手国の照会に応ずる調整当局を指定。</p>	<p>競争 競争を促進するために、各国が適当と認める措置をとるとともに、反競争的行為に対する取組に関して協力すること、消費者保護を促進するために情報交換等を行うこと等を定める。</p>
<p>強制規格・任意規格・適合性評価手続 国際規格等の扱い、相手国の強制規格及び適合性評価手続の扱い、強制規格等の作成における透明性について定める。情報交換や協議を行う小委員会を設置。</p>	<p>知的財産 十分に効果的かつ無差別な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、侵害に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとることを定める。</p>
<p>食料供給、エネルギー・鉱物資源 食料及びエネルギー・鉱物資源分野の重要性にかんがみ、安定的な供給、特定の品目について輸出を制限する措置を導入しないよう努めることを約束し、輸出の制限を導入する場合でも制限の限定・情報提供・協議等について規定。食料供給章が日本のEPAに規定されるのは本協定が初。</p>	<p>政府調達 政府調達市場への参加を促進するため、内国民待遇及び無差別待遇、入札等の調達手続、調達効果を減殺する措置の禁止、透明性の確保等について定める。</p>
<p>サービス 内国民待遇、最恵国待遇、数量・外資規制、現地における拠点等に関する規律を定める。ネガティブリスト方式(留保を付した分野以外は自由化を約束)を採用。電気通信サービス、金融サービスについても追加的な約束を規定。</p>	<p>経済関係の緊密化 経済関係の一層の緊密化を目的として、貿易及び投資の促進につき協議するために、政府関係者に加え、産業界関係者も招聘可能な小委員会を設置。</p>

日・モンゴル経済連携協定

意義

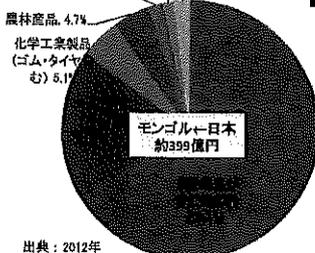
- 貿易の拡大やエネルギー・鉱物資源分野等における投資環境の改善を通じて、モンゴルとの「戦略的パートナーシップ」を一層強化。
- モンゴルからのエネルギー・鉱物資源の安定供給に寄与（石炭、ほたる石、レアメタルを輸入。モンゴルは、金、銅等も産出。）。
- 民主化・市場経済化し、今後も中長期的な高成長が見込まれるモンゴルの経済成長を日本の経済成長に取り込む。
- 物品貿易、サービス、投資、電子商取引、競争、知的財産等のルールを盛り込んだ包括的な協定。モンゴルにとって初の経済連携協定。

交渉の経緯

- > 2009年7月
バヤル首相(当時)が麻生総理(当時)に経済連携協定の締結を要望
- > 2010年6月～2011年3月
官民共同研究
- > 2012年3月
野田総理(当時)とバトボルド首相(当時)の日モンゴル首脳会談で交渉開始を決定
- > 2012年6月～2014年7月
7回の交渉会合
- > 2014年7月
エルベグドルジ大統領の訪日時に大筋合意
- > 2015年2月
サイハンビレグ首相の訪日時に署名

モンゴルの人口：約293万人
モンゴル一人当たりGDP：9,864米ドル
モンゴル在留登録の邦人数：420名
在モンゴルの日本企業拠点数：225
(いずれも2013年度版データ)

電気機械 1.8% 精密機械 1.4% その他 2.1%



出典：2012年
モンゴル政府統計

日・モンゴル間の貿易構造

往復貿易額の約96%を協定発効後10年間で関税撤廃

モンゴルは日本からの輸入額の約99%を10年間で無税に(2012年モンゴル政府統計)

日本はモンゴルからの輸入額の100%を10年間で無税に(2012年財務省貿易統計)

一般機械 (原動機等) 4.5% その他 2.0%



出典：2012年
財務省貿易統計

モンゴル市場へのアクセス

日本からモンゴルへの無税輸出の割合が、現状の総輸出額の1%未満から、発効後即時に約50%、10年間で約96%まで拡大

- ◆**鉱工業品**
 - 自動車及び自動車部品：主力の4500cc以下の完成車(製造後0～3年)は即時関税撤廃。自動車部品及びその他の完成車はほとんどが10年以内の関税撤廃(総輸出額の7割弱)
 - 一般機械：主力の建設用機械(ブルドーザー等)の即時関税撤廃を含む10年以内の段階的関税撤廃(総輸出額の20%弱)
- ◆**農林水産品**
 - 切り花、果実、味噌・醤油等：即時撤廃又は段階的関税撤廃
- ◆**その他**
 - 清酒及び焼酎：即時関税撤廃

日本市場へのアクセス

- ◆**鉱工業品**
 - ほぼ全ての品目について即時関税撤廃又は10年以内の段階的関税撤廃
- ◆**農林水産品**
 - 一部の牛肉製品等：関税割当(現時点で輸入実績なし)
 - ペットフード：即時関税撤廃又は10年以内の段階的関税撤廃(現時点で輸入実績なし)

日・モンゴル経済連携協定に含まれる主な分野

物品一般ルール・原産地規則

関税の撤廃又は削減、内国民待遇の供与等の義務のほか、二国間セーフガード措置を規定。
エネルギー・鉱物資源を含む両国の関心事品目について輸出入規制措置を導入する場合の情報提供を規定。
特惠関税の対象となる原産品の認定基準・手続等を規定。

税関手続及び貿易円滑化

物品の貿易を円滑化するため、税関手続の透明性の確保、物品の速やかな通関のための措置、事前教示、両国の税関当局の協力及び情報の交換等を規定。

衛生植物検疫措置

衛生植物検疫措置(SPS措置)の国際基準への調和に関する協力、同等性の認定について規定。小委員会を設置。

強制規格、任意規格及び適合性評価手続

貿易の促進を目的として、国際規格の利用、強制規格の策定、適合性評価手続の結果の受入れ等について規定。小委員会を設置。

サービスの貿易

両国間のサービスの貿易を促進するため、市場アクセス、内国民待遇、最惠国待遇、透明性等の規律について規定。
GATSの下での約束を超える自由化を約束。

自然人の移動

短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家等及びそれらの配偶者・子等の入国及び一時的な滞在を約束。
入国・一時的滞在に関する手続の透明性の確保についても規定。

電子商取引

電子商取引の促進のため、電子的送信に対する関税の不賦課、デジタル・プロダクトの無差別待遇、消費者保護等を規定。
自国でのビジネスの条件として自国内へのコンピュータ施設の設置等を求めることの禁止を規定(我が国EPAで初)。

投資

既存の日・モンゴル投資協定を上回る内容。
投資許可段階の内国民待遇・最惠国待遇の付与、技術ライセンス契約に対する政府の介入の禁止(ロイヤリティ規制の禁止：我が国EPAで初)、エネルギー・鉱物資源を含むあらゆる分野における公正な待遇及び投資家・政府間の契約遵守の義務付け、投資家と国家間の紛争解決(ISD条項)等を規定。

競争

反競争的行為を規制するため、双方の当局が自国の法令に従って適切と認める措置をとる旨規定。
また、当局間の具体的な協力手続等について規定。

知的財産

透明性確保及び手続簡素化の観点から、出願に関連する情報の公開等について規定。
知的財産の保護及び知的財産権の行使の強化のため、周知商標の保護、非開示情報の保護、商標権・著作権侵害物品の輸入に関する税関当局の職権による取締り権限の付与等を規定。

ビジネス環境の整備

両国政府・民間の専門家の参加を得て、事業活動を遂行する両国の企業のためのビジネス環境の整備・向上を検討する小委員会を設置。
相手国の企業からの苦情及び照会の受領等を任務とする連絡事務所の設置を規定。

協力

農林水産(フード・バリューチェーン等)、中小企業、観光、情報通信技術、環境等の分野において協力を促進する旨規定。

TPP協定の締結に際し想定される各国の国内手続

※下記は4月6日時点で各国の政府関係者から聴取した内容等をもとに作成したもの。

平成28年4月11日 外務省

国名	協定本体の締結に係る手続	国内担保法に係る手続とその見通し	議会会期等
豪州	<ul style="list-style-type: none"> 議会の承認は不要 2月9日にTPP協定及び国益分析書を議会に提出(6月下旬審査終了見込み) 	<ul style="list-style-type: none"> 議会による可決が必要 6月下旬以降、国内担保法を議会に提出見込み 	<ul style="list-style-type: none"> 議会は通年で開催(本年は1月、7月は休会) 今夏に総選挙が実施される可能性あり
ブルネイ	<ul style="list-style-type: none"> 議会の承認は不要(閣議若しくは立法評議会又は両方に諮られた後、国王の裁可を得た上で締結。) 	<ul style="list-style-type: none"> 議会の審議は必要だが、可決は不要 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年3月に開会(本年3月の会期では国内担保法の審議はせず)
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 議会の承認は不要(議会(下院)の審議を経る必要はある。) 	<ul style="list-style-type: none"> 議会による可決が必要 議会提出の見通しは不明 	<ul style="list-style-type: none"> 本年の議会会期は、1月25日～6月23日、9月19日～12月16日
チリ	<ul style="list-style-type: none"> 議会(上下両院)の承認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 議会による可決が必要 議会提出の見通しは不明 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の議会会期は来年1月末まで
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> 1月28日に特別に招集された議会でTPP協定を承認(通常は議会の承認は不要) 	<ul style="list-style-type: none"> 議会による可決が必要 議会提出の見通しは不明 	<ul style="list-style-type: none"> 本年の議会会期は以下のとおり(※今後変更の可能性有り) 上院:4月18日～5月4日 下院:5月16日～5月26日 上院:6月13日～6月21日
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> 議会(上院)の承認が必要 9月以降の議会で提出し、今年中に採決する見込みとの発言あり 	<ul style="list-style-type: none"> 議会による可決が必要 9月以降の議会で提出し、今年中に採決する見込みとの発言あり 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の議会会期は4月30日まで、次期議会会期は9月1日～12月15日
NZ	<ul style="list-style-type: none"> 議会の承認は不要 2016年2月9日にTPP協定及び国益分析書を議会に提出(5月末審査終了見込み) 	<ul style="list-style-type: none"> 議会による可決が必要 外交・国防・貿易委員会における審査終了後(5月末以降)、国内担保法を議会に提出見込み、11月頃の審議終了を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 議会は通年で開催(1月は休会)
ペルー	<ul style="list-style-type: none"> 国内担保法を要する場合には議会の承認が必要(TPPは国内担保法が必要となるため、議会承認が必要と判断される見込み。) 	<ul style="list-style-type: none"> 議会による可決が必要 4月中のTPP承認手続の審議案の提出に向けて調整中 	<ul style="list-style-type: none"> 4月10日に大統領選挙、国会議員選挙を予定 議会の通常会期は7月27日～12月15日、3月1日～6月15日
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> 議会の承認は不要 	<ul style="list-style-type: none"> 議会による可決が必要 年内に議会提出見込み 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の議会会期は、最長2021年1月まで
米国	<ul style="list-style-type: none"> 議会(上下両院)の承認が必要 年内にTPPを仕上げるべきと大統領がステートメントを発表 	<ul style="list-style-type: none"> 議会による可決が必要 議会提出の見通しは不明 年内にTPPを仕上げるべきと大統領がステートメントを発表 	<ul style="list-style-type: none"> 議会は通年で開催(7月第3週～8月は休会) 11月8日の大統領選挙及び議会選挙の後の審議日程は不明
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 議会の承認が必要 本年6月以降に招集される議会にて審議予定 	<ul style="list-style-type: none"> 議会による可決が必要 本年6月以降に招集される議会にて審議予定 	<ul style="list-style-type: none"> 5月22日に総選挙、6月以降に議会開催、通例であれば秋にも開催(各会期は1か月程度)

現在の我が国の原産地証明制度

- ◆ 現在、我が国で発効している経済連携協定(EPA)で採用されている原産地証明制度は以下の3種類。

	第三者証明制度 (第一種特定原産地証明書)	認定輸出者自己証明制度 (第二種特定原産地証明書)	自己証明制度 /自己申告制度 (特定原産品申告書)
制度概要	<p>経済産業大臣(又は経済産業大臣が指定した指定発給機関)が、原産地証明書を発給。 ※現在は、指定発給機関(日本商工会議所)が発給事務の全部を実施。</p>	<p>経済産業大臣から認定を受けた輸出者は、自ら原産地証明書を作成することが可能。</p>	<p>輸入者、輸出者又は生産者が、経済産業大臣からの認定を受けることなしに、自ら原産地証明書を作成することが可能。</p>
利用可能なEPA	<p>我が国で発効している全てのEPAで利用可能。</p>	<p>日スイスEPA、日ペルーEPA、日メキシコEPAで利用可能(第三者証明制度と併用)。</p>	<p>日オーストラリアEPAで利用可能(第三者証明制度と併用)。</p>
適用される法律	<p>経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(平成16年法律第143号)(経済産業省所管)</p>	<p>経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(平成16年法律第143号)(経済産業省所管)</p>	<p>経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律(平成26年法律第112号)(財務省所管)</p>

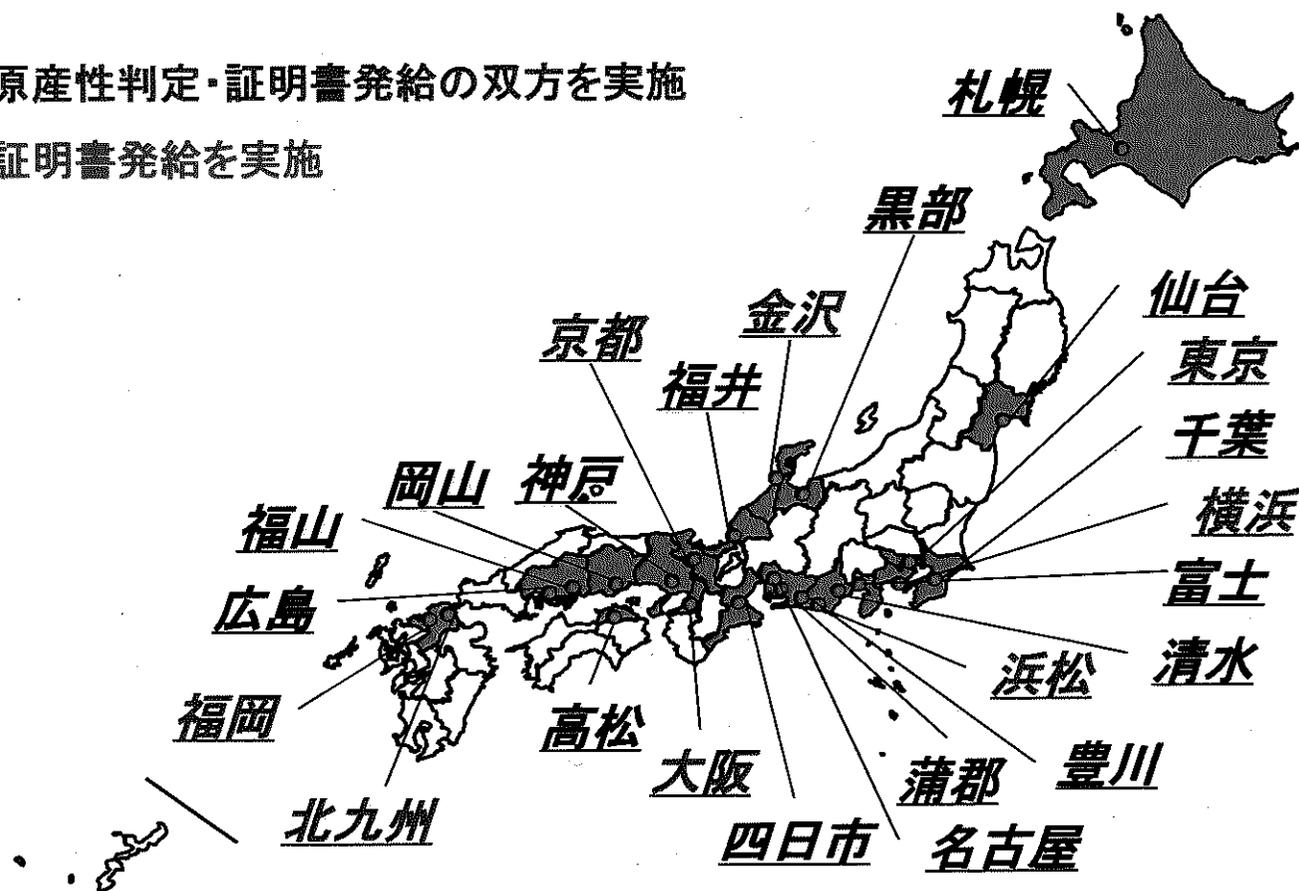
※TPPでは、自己証明制度を採用。

第一種特定原産地証明書の発給について

- ◆ 第一種特定原産地証明書(第三者証明による原産地証明書。以下、証明書)を発給できる「指定発給機関」として、日本商工会議所(以下、日商)を指定。
- ◆ 産品の原産性の判定を、全国8か所の日商事務所(下図赤字)で実施。
- ◆ 日本の原産品であると判定された産品に対する証明書の発給を、全国24か所の日商事務所(下記赤字及び青字)で実施。
- ◆ 原産性の判定・証明書の発給はともに、ウェブ上申請・郵送受取が可能(事務所訪問不要)。
- ◆ 証明書の発給を申請する際には、申請書(別紙)や輸出産品の原産性を明らかにする資料(例:輸出産品とその産品の部品・材料との対比表等)の提出が必要。

赤字:原産性判定・証明書発給の双方を実施

青字:証明書発給を実施



第一種特定原産地証明書の発給件数・企業登録数

＜第一種特定原産地証明書の発給件数＞

- ◆ 「第三者証明制度」に基づく第一種特定原産地証明書の発給件数(平成26年度)は、約21万件。
- ◆ 資本金1億円以下の企業への第一種特定原産地証明書の発給件数は、約3.3万件(全体の約16%)。

＜日本商工会議所に事前登録している企業数＞

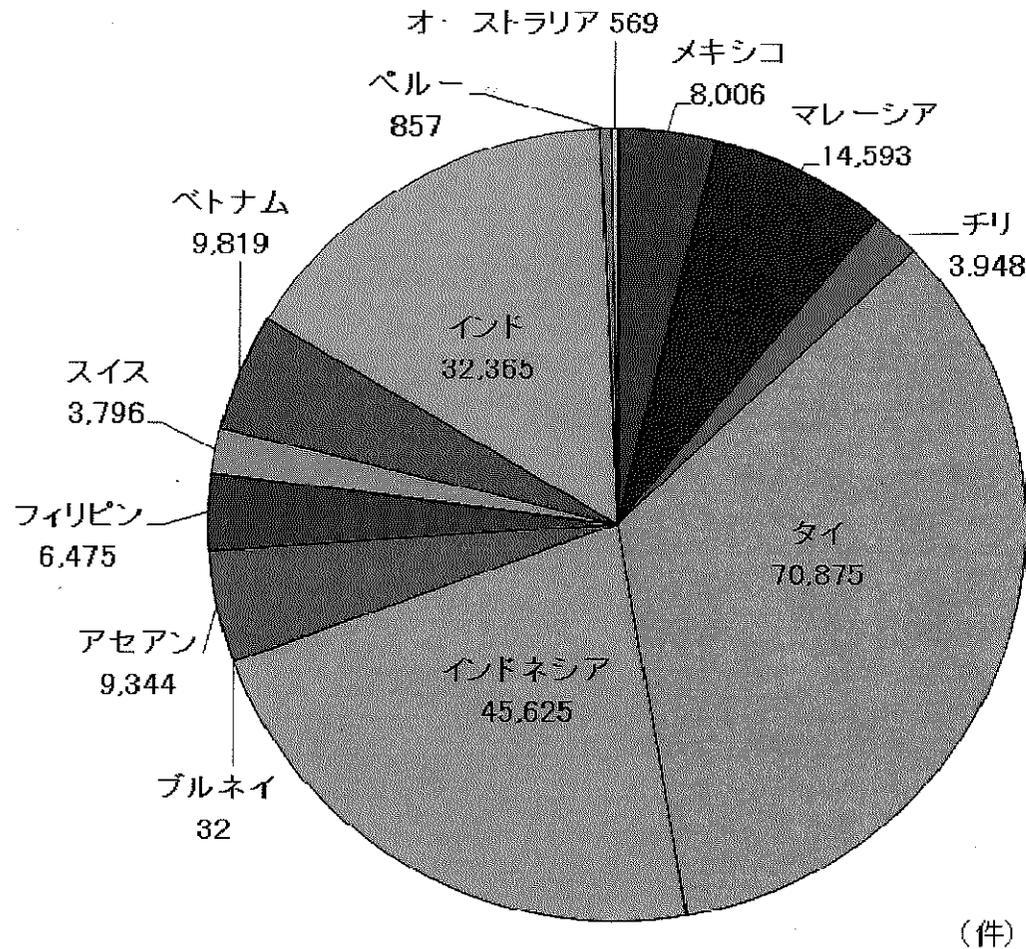
- ◆ 第一種特定原産地証明書の発給のために、日本商工会議所に事前登録している企業数は、約1万社。そのうち、資本金1億円以下の企業は、約7,300社(全体の約70%)。
- ◆ TPPで採用される「自己証明制度」には、各事業者が、そのビジネス動向に合わせて、機動的に証明書を作成できるという利点があり、当該制度に基づく特定原産品申告書の作成作業も、既に広く利用されている第一種特定原産地証明書の発給申請に必要な作業と、基本的には同じもの。
- ◆ TPP発効を受けて、全く新規に原産地証明書を作成することとなる中小企業者等に対しては、平成27年度補正予算「TPP原産地証明制度普及・啓発事業」(約4.8億円)を活用し、きめ細かに対応していく。(別紙参照)

第一種特定原産地証明書の発給件数・企業登録数

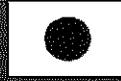
＜EPA協定別の第一種特定原産地証明書発給件数＞

◆ EPAの利用比率としては、日タイEPA、日インドネシアEPA、日インドEPAの利用が多い。

【協定別発給件数(平成26年度)】



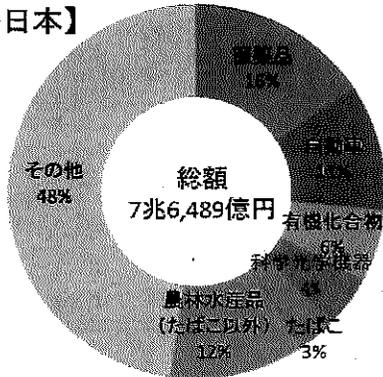
日EU・EPAについて



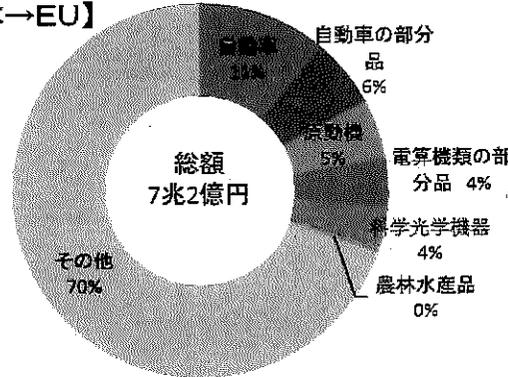
○ 第1回交渉会合を2013年4月に開催し、これまで15回開催。

日・EU間の貿易状況(2013)

【EU→日本】



【日本→EU】



日本とEUとの主な輸出入農林水産品(2013)

【EU→日本】

(単位：億円)

品目	関税率	輸入額
1 たばこ (無税~29.8%)		2,618
2 アルコール飲料 (無税~182円/L)		1,571
3 豚肉 (差額関税、4.3%)		1,192
4 製材・加工材(無税~6%)		1,168
5 構造用集成材 (3.9%)		346
合計		11,542

【日本→EU】

(単位：億円)

品目	関税率	輸出額
1 アルコール飲料(無税~32ユーロ/100L)		27
2 ホタテ貝(生鮮・冷蔵・冷凍・塩蔵・乾燥) (8%,20%)		18
3 ソース混合調味料 (無税~10.2%)		16
4 播種用の種等 (無税,8.3%)		14
5 醤油 (7.7%)		13
合計		284

EUの対世界輸出状況(2012)

【主な農産物輸出品目】

(単位：百万ドル)

品目	輸出額	シェア(%)
ワイン	23,527	4.5
調製食料品	3,255	0.6
チーズ	21,806	4.2
蒸留酒	20,235	3.9
チョコレート製品	15,329	3.0
農産品合計	518,645	100

EU域内貿易を含む

EUの主な農産物生産(2013)

(単位：万トン)

品目	EU	(参考)日本
牛乳	15,240	751
小麦	14,361	81
てんさい	10,762	344
とうもろこし	6,652	0.02
大麦	5,995	18

資料：財務省「貿易統計」、FAO「FAOSTAT」

【EUと各国のFTA】

発効済：メキシコ、チリ、ペルー、コロンビア、スイス、韓国、アフリカ・カリブ海・太平洋(ACP)諸国のうちカリブ地域(CARIFORUM)、中米諸国(パナマ、コスタリカ等)など

仮署名：シンガポール、カナダ 交渉中：日本、米国、インド、マレーシア、ベトナム、タイ、メルコスール(アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ブラジル)など

過去5年分の輸入量

(単位:トン)

品目	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
1103.20-310	-	-	-	-	-
1602.50-310	-	-	-	-	-
1602.50-320	325.6	177.5	86.5	97.1	89.7
1605.10-021	-	-	-	-	1.8
1605.21-021	-	2,402.7	2,222.4	1,990.1	2,440.2
1605.29-021	-	-	-	-	-
1605.54-011	-	3.5	1.1	1.5	0.1
1605.54-091	-	764.2	1,536.7	2,278.8	1,541.3
1605.59-111	-	-	-	-	-
1605.59-191	-	1,008.8	1,694.3	1,964.1	1,823.6
1901.90-583	350.7	277.4	504.4	257.7	202.7
1901.90-585	192.4	296.6	207.2	183.9	164.8
1901.90-586	2,438.4	2,466.7	1,780.7	1,879.3	1,452.9
2302.40-010	359	647	546	360	378

(出所): 財務省貿易統計HP (<http://www.customs.go.jp/toukei/srch/index.htm?M=77&P=0>)

過去10年間の関税収入額予算額・決算額

(単位:億円)

年度	予算額	決算額
18年度	9,060	9,440
19年度	9,290	9,410
20年度	9,390	8,831
21年度(当初)	8,460	7,318
21年度(補正)	7,440	
22年度	7,560	7,859
23年度	8,150	8,742
24年度	9,100	8,972
25年度(当初)	8,970	10,344
25年度(補正)	10,030	
26年度	10,450	10,731
27年度	11,170	-

出典:平成18年度～平成27年度 租税及び印紙収入予算の説明、平成18年度～平成26年度 租税及び印紙収入決算額調

○関税税率及び過去5年分の輸入量

品目	表示関税率	TPP税率	輸入数量(トン)															
			1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度 以降	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
1102.20-010	21.0%		17.7%	14.2%	10.6%	7.1%	2.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	-	-	-	-	-
1602.50-010	21.0%		19.3%	17.4%	15.4%	13.5%	11.6%	9.6%	7.7%	5.8%	3.8%	1.9%	無税	-	-	-	-	-
1602.50-020	21.0%		19.3%	17.4%	15.4%	13.5%	11.6%	9.6%	7.7%	5.8%	3.8%	1.9%	無税	3254	1775	865	871	887
1605.10-021	9.8%		4.7%	7.8%	6.3%	6.1%	5.2%	4.3%	3.4%	2.6%	1.7%	0.8%	無税	-	-	-	-	1.6
1605.21-021	5.2%		4.8%	4.3%	3.8%	3.2%	2.8%	2.4%	1.9%	1.4%	0.8%	0.4%	無税	-	2402.7	2,222.4	1,980.1	2,440.2
1605.29-021	5.2%		4.8%	4.3%	3.8%	3.2%	2.8%	2.4%	1.9%	1.4%	0.8%	0.4%	無税	-	-	-	-	-
1605.54-011	10.5%		9.2%	8.6%	7.9%	6.8%	5.7%	4.7%	3.8%	2.8%	1.8%	0.8%	無税	-	9.5	1.1	1.5	0.1
1605.54-091	10.5%		9.5%	8.6%	7.8%	6.6%	5.7%	4.7%	3.8%	2.8%	1.8%	0.8%	無税	-	764.2	1,594.7	2,274.8	1,541.3
1608.69-111	10.5%		9.5%	8.6%	7.8%	6.6%	5.7%	4.7%	3.8%	2.8%	1.8%	0.8%	無税	-	-	-	-	-
1608.69-191	10.5%		9.5%	8.6%	7.8%	6.6%	5.7%	4.7%	3.8%	2.8%	1.8%	0.8%	無税	-	1,008.8	1,884.3	1,984.1	1,823.6
1901.90-023	24.0%		22.8%	22.6%	21.8%	22.8%	22.8%	22.8%	22.8%	22.8%	22.8%	22.8%	22.8%	350.7	277.4	584.4	257.7	202.7
1901.90-095	25.0%		23.7%	23.7%	23.7%	23.7%	23.7%	23.7%	23.7%	23.7%	23.7%	23.7%	23.7%	192.4	286.6	207.2	183.8	184.8
1901.90-688	16.0%		15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	2,438.4	2,468.7	1,790.7	1,871.3	1,452.9
2302.40-010	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	539	647	546	390	379

【出所】 関税簡易検索 (https://www.customs.go.jp/tpo/tpf/2015_1/index.htm)
 エヌシーエー関税簡易検索 (https://www.nstec.go.jp/tpo/tpf/2015_1/index.htm)
 関税省貿易政策課HP (http://www.customs.go.jp/tpo/tpf/2015_1/index.htm)

平成26年度
輸入食品監視統計
(該当部分のみ抜粋)

平成27年8月
厚生労働省医薬食品局食品安全部

過去5年の輸入食品の品目分類に基づく輸入実績

品目	22年度					23年度					24年度				
	届出件数	検査件数	検査率	違反件数	違反率	届出件数	検査件数	検査率	違反件数	違反率	届出件数	検査件数	検査率	違反件数	違反率
	件	件	%	件	%	件	件	%	件	%	件	件	%	件	%
牛肉	67860	5159	7.6	3	0.0	65938	5161	7.8	5	0.0	69018	6115	8.9	8	0.0
豚肉	56005	604	1.1	0	0	59007	611	1.0	0	0	57623	618	1.1	2	0.0
乳・酪農製品	86599	2167	2.5	17	0.0	89023	2705	3.0	18	0.0	91760	2966	3.2	9	0.0
米穀	1157	445	38.5	35	3.0	1291	476	36.9	61	4.7	1095	401	36.6	28	2.6
麦類	674	189	28.0	32	4.7	918	133	14.5	43	4.7	723	140	19.4	24	3.3
糖類	13625	728	5.3	7	0.1	14663	703	4.8	17	0.1	16030	890	5.6	7	0.0
米穀の粉	1775	235	13.2	0	0	1715	222	12.9	1	0.1	1724	229	13.3	0	0
麦類の粉	2335	125	5.4	2	0.1	2182	140	6.4	0	0	2228	97	4.4	0	0

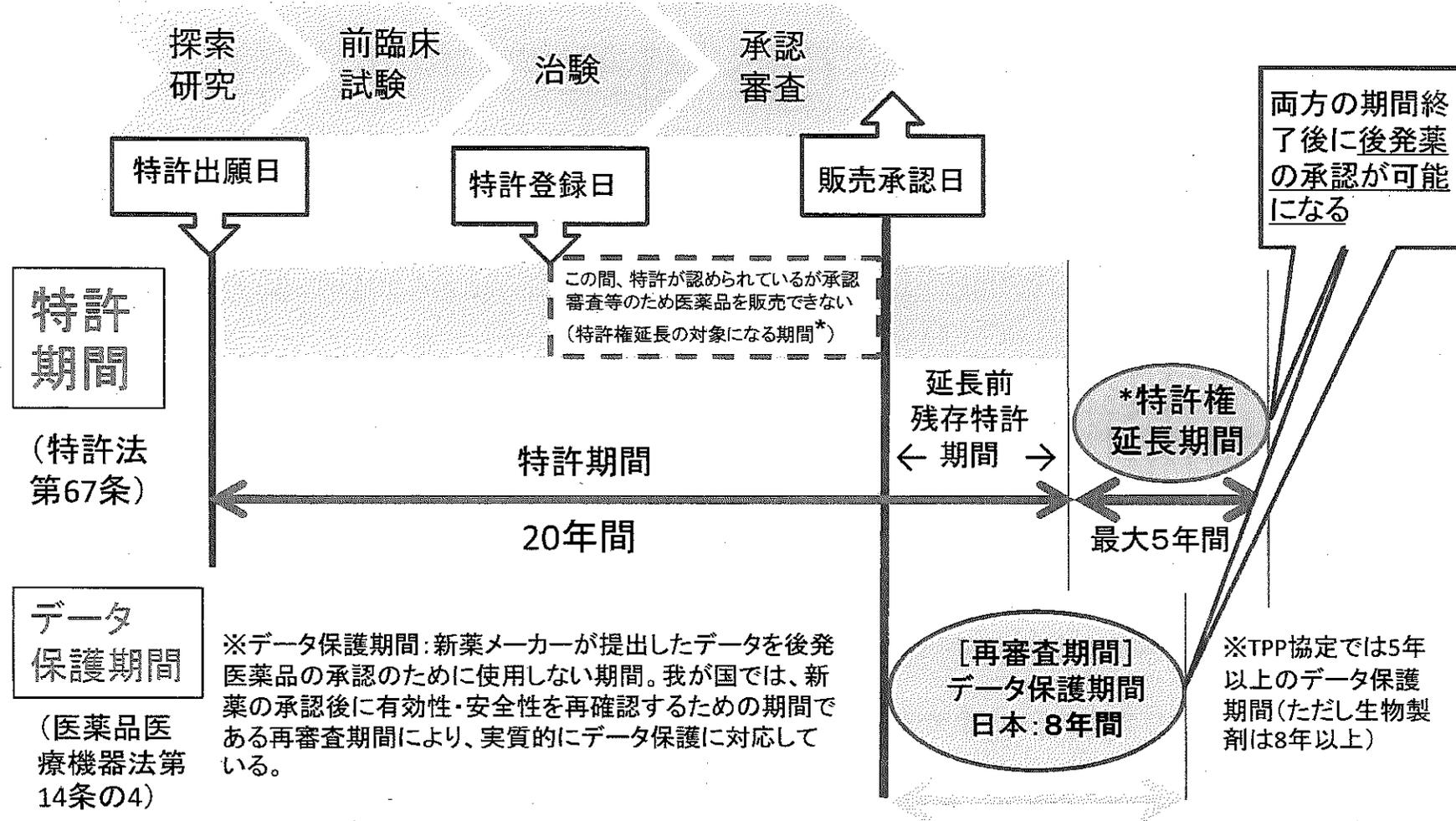
品目	25年度					26年度				
	届出件数	検査件数	検査率	違反件数	違反率	届出件数	検査件数	検査率	違反件数	違反率
	件	件	%	件	%	件	件	%	件	%
牛肉	72765	4564	6.3	20	0.0	73216	2251	3.1	3	0.0
豚肉	61762	643	1.0	0	0	64944	652	1.0	0	0
乳・酪農製品	91139	3136	3.4	28	0.0	92248	3884	4.2	9	0.0
米穀	1063	319	30.0	22	2.1	953	330	34.6	21	2.2
麦類	651	120	18.4	11	1.7	708	211	29.8	15	2.1
糖類	16577	915	5.5	4	0.0	16947	951	5.6	3	0.0
米穀の粉	1581	220	13.9	0	0	1602	221	13.8	0	0
麦類の粉	2029	88	4.3	1	0.0	2130	82	3.8	0	0

※平成22～平成26年度輸入食品監視統計の抜粋。

医薬品特許期間とデータ保護期間の関係について

※ 日本においては、TPP協定による制度の変更はない

○ 新薬(新有効成分)の開発・承認の流れ



生物製剤とは: バイオテクノロジーを利用して生産されたタンパク質製剤 (TPP協定第18・51条)
 例 遺伝子組換えのホルモン製剤 (例 インスリン)、抗体医薬品 (免疫グロブリンを改変・合成した製剤) など

1. オーストラリアとニュージーランドの医療保険制度は、原則、税方式による保健医療サービスを採用している。
2. 財源別の保健医療支出の内訳は、以下のとおり。(表1)

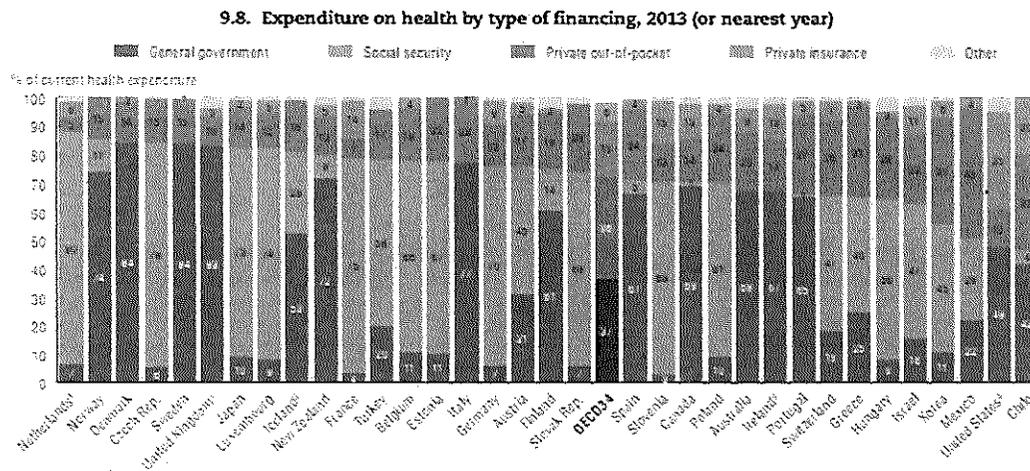
	一般政府	社会保障	家計負担	民間保険
オーストラリア	68%	—	20%	9%
ニュージーランド	72%	8%	13%	5%
(参考)日本	10%	73%	14%	2%

※一般政府・・・国・地方自治体が行っている公費負担医療分
 ※社会保障・・・社会保険制度による給付分

政府の総支出に占める保健医療支出の割合は、以下のとおり(表2)

オーストラリア	16%
ニュージーランド	22%
(参考)日本	20%

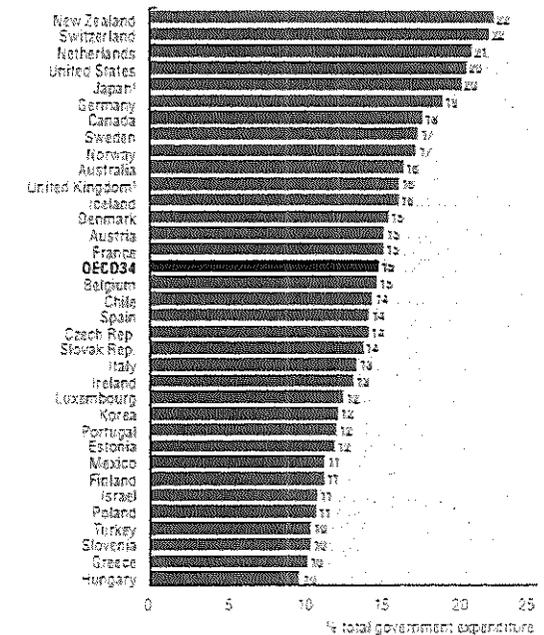
(表1)



出典: OECD health at a Glance 2015

(表2)

9.9. Health expenditure as share of total government expenditure, 2013 (or nearest year)



OECD加盟国の医療費の状況(2013年)

国名	総医療費の 対GDP比(%)		一人当たり医療費 (ドル)		備考
		順位		順位	
アメリカ合衆国	16.4	1	8,713	1	
ス イ ス	11.1	2	6,325	2	
オ ラ ン ダ	11.1	2	5,131	4	
ス ウ ェ ー デ ン	11.0	4	4,904	5	
ド イ ツ	11.0	4	4,819	6	
フ ラ ン ス	10.9	6	4,124	12	
デ ン マ ー ク	10.4	7	4,553	7	
カ ナ ダ	10.2	8	4,351	10	
ベ ル ギ ー	10.2	8	4,256	11	
日 本	10.2	8	3,713	14	
オーストリア	10.1	11	4,553	7	
ニュージーランド	9.5	12	3,328	18	
ギ リ シ ャ	9.2	13	2,366	25	
ポ ル ト ガ ル	9.0	14	2,482	23	
ノ ル ウ ェ ー	8.9	15	5,862	3	
ス ペ イ ン	8.9	15	2,928	21	※
オーストラリア	8.8	17	3,866	13	※
イ タ リ ア	8.8	17	3,077	20	

国名	総医療費の 対GDP比(%)		一人当たり医療費 (ドル)		備考
		順位		順位	
アイスランド	8.7	19	3,677	15	
ス ロ ベ ニ ア	8.7	19	2,511	22	
フィンランド	8.6	21	3,442	17	
イ ギ リ ス	8.5	22	3,235	19	
アイルランド	8.1	23	3,663	16	※
ス ロ バ キ ア	7.6	24	2,010	28	
イスラエル	7.5	25	2,428	24	
ハンガリー	7.4	26	1,719	29	
チ リ	7.4	26	1,623	30	
チ ェ コ	7.1	28	2,040	27	
韓 国	6.9	29	2,275	26	
ルクセンブルク	6.6	30	4,371	9	※
ポ ー ラ ン ド	6.4	31	1,530	32	
メ キ シ コ	6.2	32	1,048	33	
エ ス ト ニ ア	6.0	33	1,542	31	
ト ル コ	5.1	34	941	34	
OECD平均	8.9		3,453		

【出典】「OECD HEALTH DATA 2015」

(注1) 上記各項目の順位は、OECD加盟国間におけるもの

(注2) ※の数値は2012年のデータ

高額療養費制度の概要

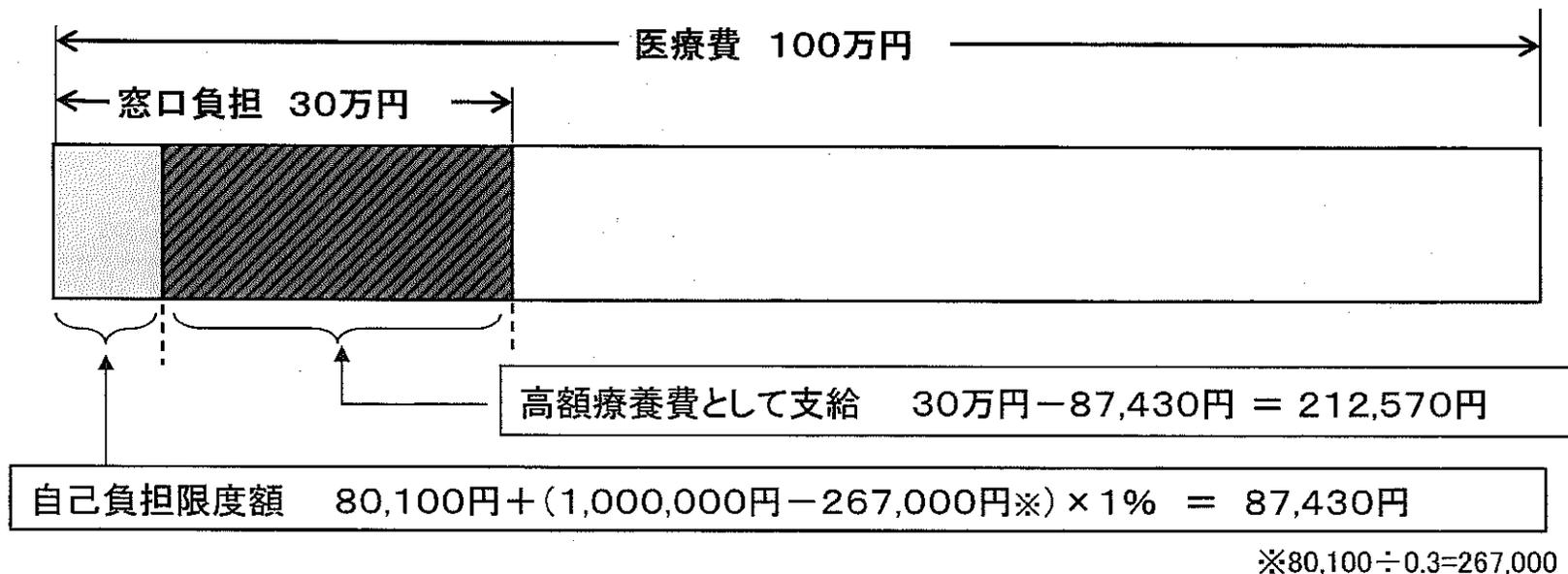
○ 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い（※）される制度。

（※1）入院の場合、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みを導入

（※2）外来でも、平成24年4月から、同一医療機関で自己負担限度額を超える場合に現物給付化を導入

○ 自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。

（例）70歳未満・年収約370万円～約770万円の場合（3割負担）



（注）同一の医療機関における一部負担金では限度額を超えない場合であっても、同じ月の複数の医療機関における一部負担金（70歳未満の場合は2万1千円以上であることが必要）を合算することができる。この合算額が限度額を超えれば、高額療養費の支給対象となる。

自己負担割合及び高額療養費自己負担限度額(現行)

(平成27年1月～)

70歳未満			負担割合	月単位の上限額 (円)	
	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超		3割	252,600+ (医療費－842,000) × 1% <多数回該当：140,100>	
	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円			167,400+ (医療費－558,000) × 1% <多数回該当：93,000>	
	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円			80,100+ (医療費－267,000) × 1% <多数回該当：44,400>	
	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下			57,600 <多数回該当：44,400>	
住民税非課税		35,400 <多数回該当：24,600>			
70 S 74歳	現役並み所得者 (年収約370万円～) 健保：標報28万円以上 国保：課税所得145万以上		負担割合	外来(個人ごと)	80,100+ (総医療費－267,000) × 1% <多数回：44,400>
	一般(～年収約370万円) 健保：標報26万円以下(※1) 国保：課税所得145万円未満(※1)(※2)		3割	44,400	
	住民税非課税		2割 (※3)	12,000 (※4)	44,400 (※4)
	住民税非課税 (所得が一定以下)			8,000	24,600
75歳	現役並み所得者 (年収約370万円～) 課税所得145万以上		負担割合	外来(個人ごと)	80,100+ (総医療費－267,000) × 1% <多数回：44,400>
	一般(～年収約370万円) 課税所得145万円未満(※1)		3割	44,400	
	住民税非課税		1割	12,000	44,400
	住民税非課税 (所得が一定以下)			8,000	24,600
				15,000	

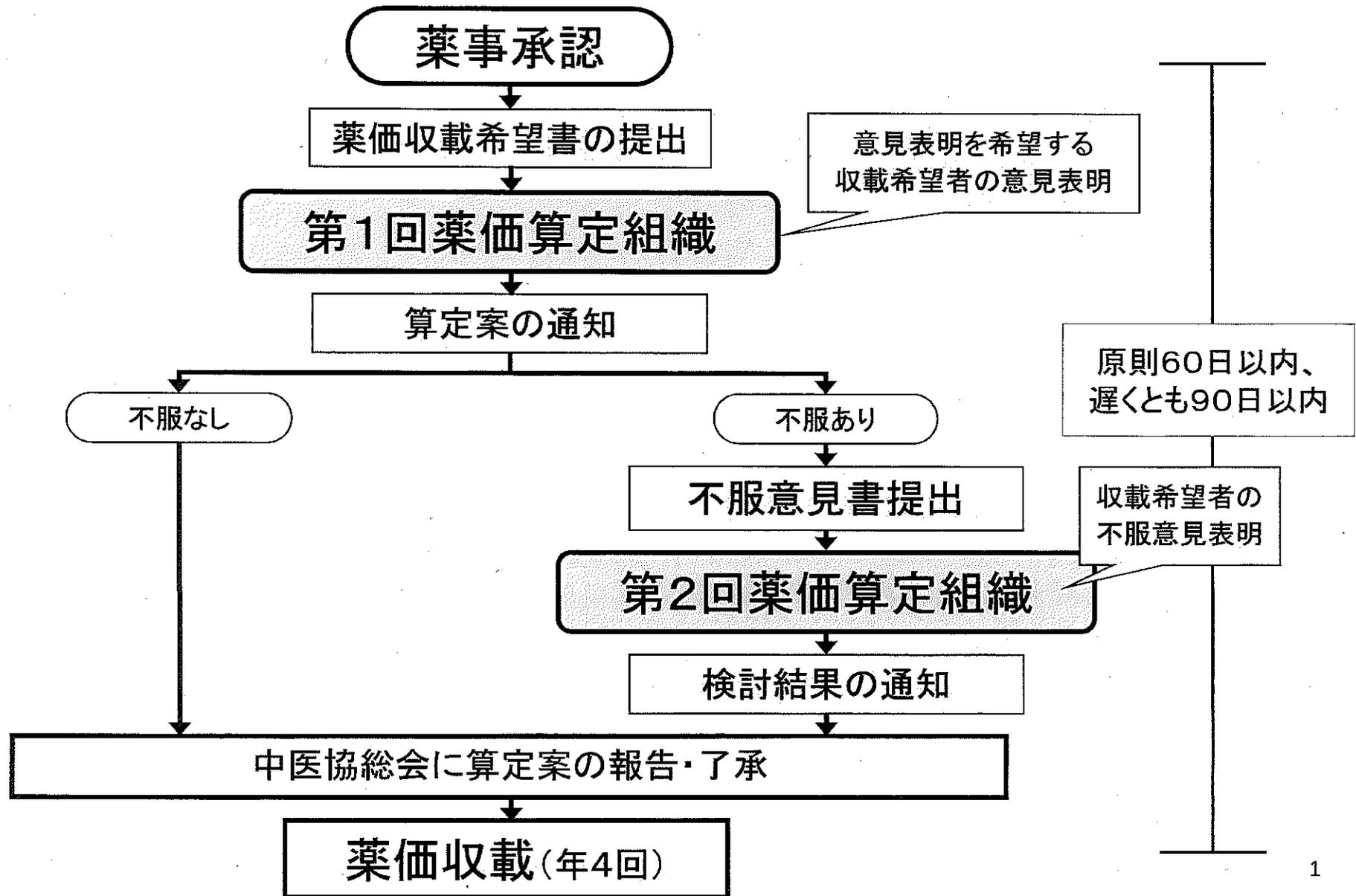
※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

※2 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

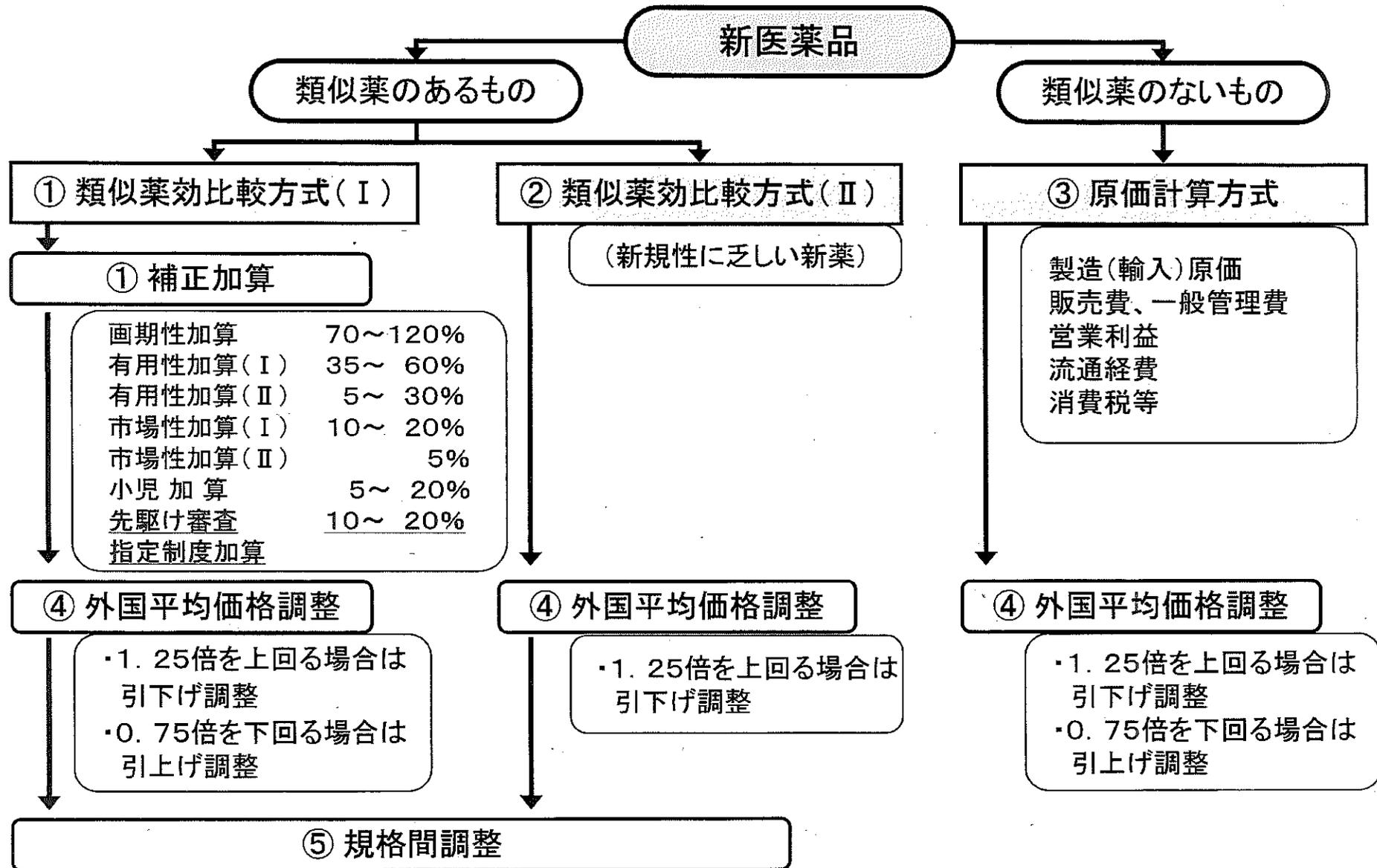
※3 平成26年4月1日までに70歳に達している者は1割。

※4 2割負担の場合は62,100円(外来24,600円)とされていたが、平成26年4月より1割負担だった際の限度額に据え置き。

新医薬品の薬価算定プロセス



新医薬品の薬価算定方式 ～まとめ～



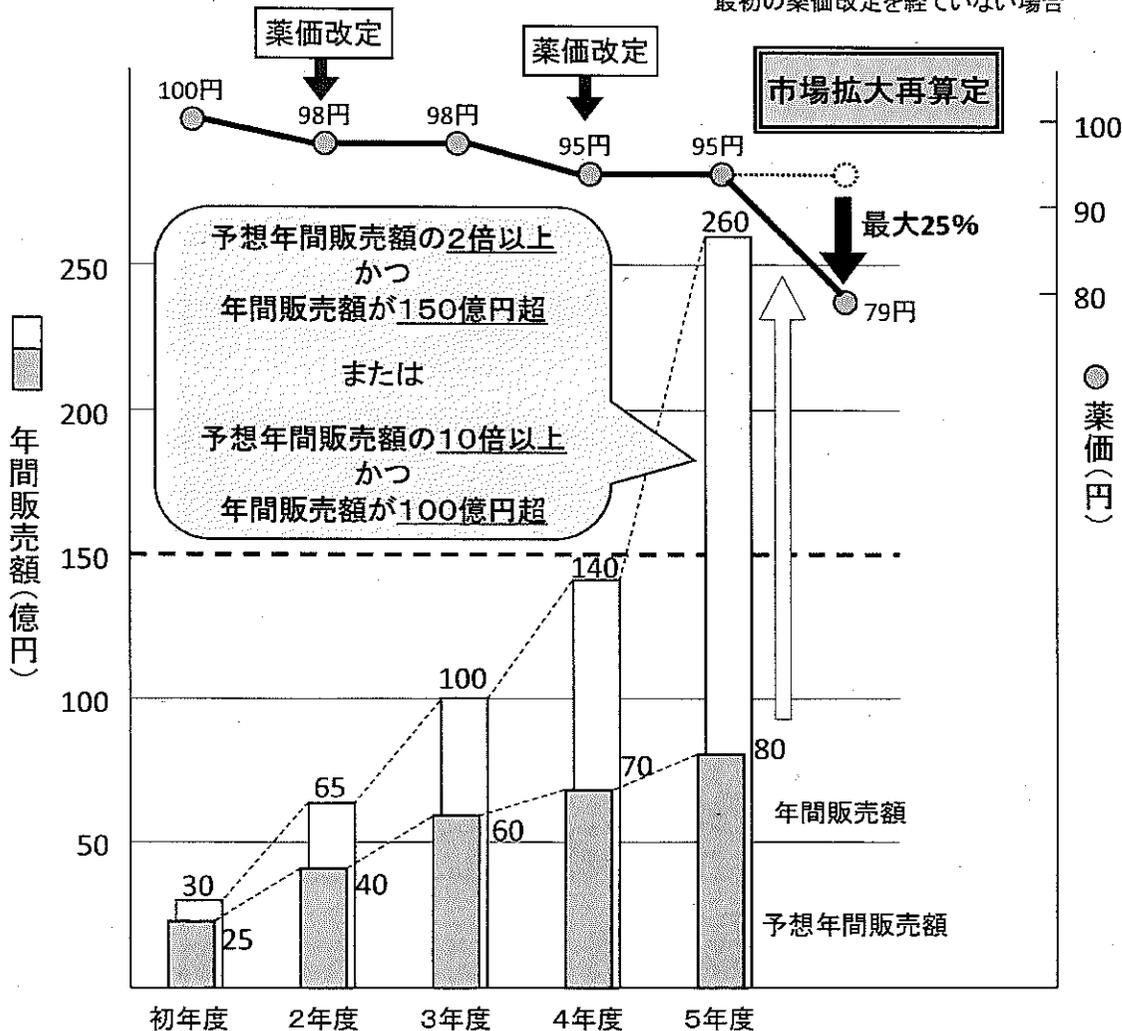
(注) 有用性の高いキット製品については、上記⑤の後、キット特徴部分の原材料費を加え、加算(5%)

既収載医薬品の薬価算定方式(市場拡大再算定)

【市場拡大再算定】

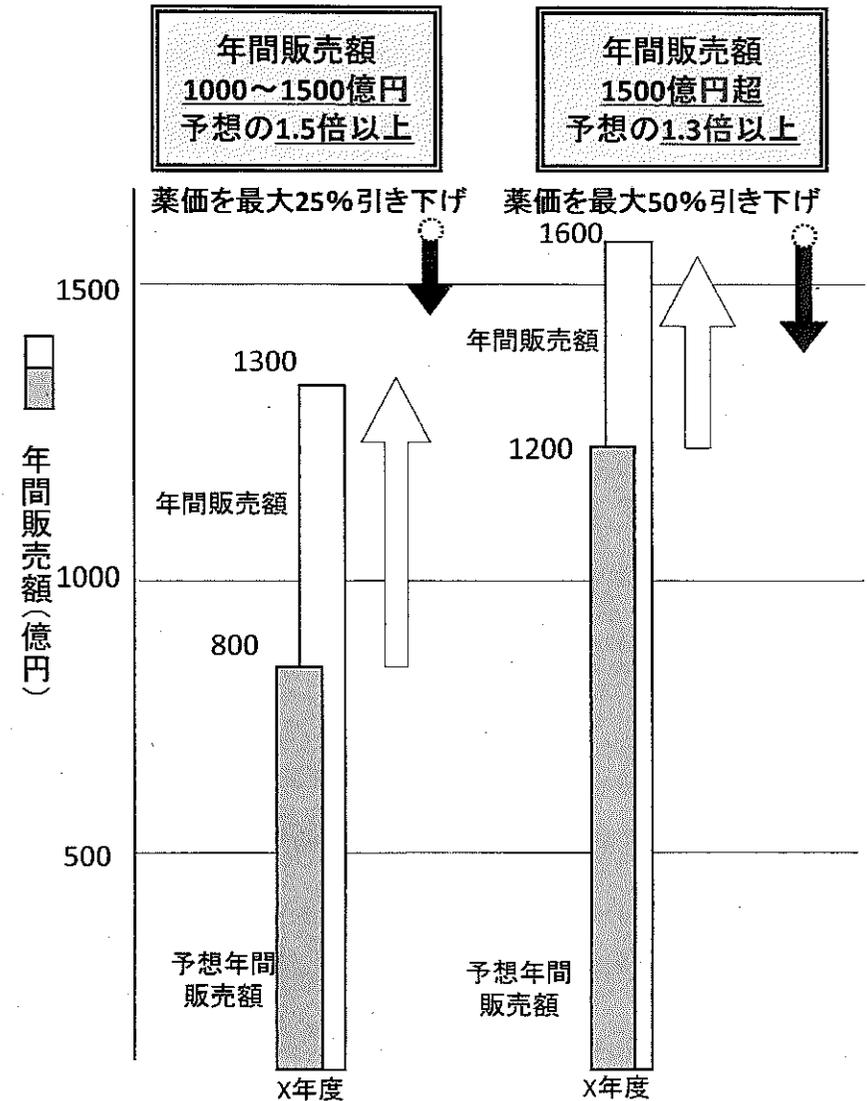
年間販売額が予想販売額の一定倍数を超えた場合等には、薬価改定時に価格を更に引き下げる。

原価計算方式で算定された新薬※の例 ※ 薬価収載後10年を経過して最初の薬価改定を経ていない場合



【特例拡大再算定】

現行制度に加え、年間販売額が極めて大きい品目の取扱いを特例として新設。



市場拡大再算定の特例の対象品目

(年間販売額が1000億円超 かつ 販売額が予想を一定以上を超えているもの)

○年間販売額が1,500億円を超えたもの

品名	企業	現行薬価※	改定後薬価※
ソバルディ錠 (C型肝炎治療薬)	ギリアド・サイエンシズ	約62,000円	約42,000円
ハーボニー配合錠 (C型肝炎治療薬)	ギリアド・サイエンシズ	約80,000円	約55,000円

(注)ハーボニー配合錠はソバルディ錠の類似品として再算定の対象となっている。

○年間販売額が1,000億円を超えたもの

品名	企業	現行薬価※	改定後薬価※
アバスチン点滴静注用 (抗がん剤)	中外製薬	約180,000円	約160,000円
プラビックス錠 (抗血小板剤)	サノフィ	約280円	約200円

(注)プラビックス錠については後発品が上市されており、再算定の対象には後発品も含まれている。

※ 薬価は汎用されているものを記載している。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の概要

目的

国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物多様性条約カルタヘナ議定書（略称）の的確かつ円滑な実施を確保。

主務大臣による基本的事項の公表

遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する基本的な事項等を定め、これを公表。

主務大臣：環境大臣 財務大臣
文部科学大臣 厚生労働大臣
農林水産大臣 経済産業大臣

遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち、使用形態に応じた措置を実施

「第一種使用等」
＝環境中への拡散を防止
しないで行う使用等

新規の遺伝子組換え生物等の環境中での使用等をしようとする者（開発者、輸入者等）等は、事前に使用規程を定め、生物多様性影響評価書等を添付し、主務大臣の承認を受ける義務。

「第二種使用等」
＝環境中への拡散を防止
しつつ行う使用等

施設の態様等拡散防止措置が主務省令で定められている場合は、当該措置をとる義務。
定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務。

未承認の遺伝子組換え生物等の輸入の有無を検査する仕組み、輸出の際の相手国への情報提供、科学的知見の充実のための措置、国民の意見の聴取、違反者への措置命令、罰則等所要の規定を整備。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (カルタヘナ法) について

I 背景

1 生物多様性条約カルタヘナ議定書の締結

生物の多様性の保全とその持続可能な利用への悪影響を防止するため、遺伝子組換え生物の輸出入等の国際的枠組みを定める「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（略称「生物多様性条約カルタヘナ議定書」）」が平成12年1月に採択。平成15年6月に締約国が50カ国に達したため、同年9月11日に議定書が発効。我が国は、同年11月21日に締結し、90日後の平成16年2月19日に我が国について発効した。

○ 議定書の主な内容

- ・ 環境への意図的な導入を目的とする遺伝子組換え生物等(栽培用の種子など)の輸出入に際しては、事前の通告による同意(AIA手続き)が必要。輸入国は、リスク評価を実施し、輸入の可否を決定。
- ・ 締約国は、リスク評価により特定された遺伝子組換え生物等による生物多様性に対するリスクを規制、管理、制御する制度を確立。

2 議定書の国内担保法の制定

この議定書の我が国における的確かつ円滑な実施を確保するため、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（略称「カルタヘナ法」）」が平成15年6月に公布され、議定書が我が国に効力を生じる平成16年2月19日に施行。

カルタヘナ法施行以前は、遺伝子組換え生物等の農林水産分野の使用については「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」により環境への安全性を確認していたが、カルタヘナ法施行に伴い、本法に基づき遺伝子組換え生物等の使用等を規制。

II カルタヘナ法の骨子

1 総則

- (1) この法律は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティ議定書（以下「議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保することを目的とする。
- (2) 主務大臣は、議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、基本的事項を定めて公表する。

**2 第一種使用等（拡散防止をしつつ使用等を行うことを明らかにする措置を執らな
いで行う使用等（遺伝子組換え農作物の栽培等が該当））（第4条～第11条関係）**

- (1) 遺伝子組換え生物等の作成又は輸入をして第一種使用等をしようとする者は、その第一種使用等に先立ち、その使用等による生物多様性影響を評価し、遺伝子組換え生物等の種類ごとに第一種使用規程を定め、主務大臣の承認を受けなければならない。ただし、承認がなされた第一種使用規程に従って第一種使用等をしようとする場合等はこの限りではない。
- (2) 主務大臣は、第一種使用規程を承認したとき等は、公表する。
- (3) 主務大臣は、この法律に違反して第一種使用等をした者に対し、回収等必要な措置を命ずることができる。
- (4) 主務大臣は、環境の変化、科学的知見の充実等により生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第一種使用等をしている者等に対し、必要な措置を命ずることができる。

**3 第二種使用等（拡散防止をしつつ使用等を行うことを明らかにする措置を執って行
う使用等（工場内で遺伝子組換え微生物を用いた有用物質生産を行う場合等が該当）
（第12条～第15条関係）**

- (1) 第二種使用等をしようとする者は、その第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が主務省令で定められている場合には、当該拡散防止措置を執らなければならない。
- (2) 執るべき拡散防止措置が主務省令で定められていない場合には、主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を執らなければならない。
- (3) 主務大臣は、この法律に違反して第二種使用等をした者に対し、必要な措置を命ずることができる。
- (4) 主務大臣は、科学的知見の充実により遺伝子組換え生物等の拡散を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第二種使用等をしている者等に対し、必要な措置を命ずることができる。

4 輸入する遺伝子組換え生物等の検査（生物検査）（第16条～第24条関係）

- (1) 生物多様性影響が生じるおそれがないとはいえない遺伝子組換え生物等をこれに該当すると知らないで輸入するおそれが高い場合等であって主務大臣が指定する場合に、輸入をしようとする者は、輸入の都度主務大臣に届け出なければならない。
- (2) 主務大臣は、届出者に対し、その者が輸入する生物について、主務大臣又は主務大臣の登録を受けた者（登録検査機関）の行う検査（生物検査）を受けることを命ずることができる。
- (3) 登録検査機関の登録は、生物検査を行おうとする者の申請により行うこと、登録検査機関の遵守事項、秘密保持義務等について規定。

5 情報の提供（第25条及び第26条関係）

- (1) 主務大臣は、承認した第一種使用規程に係る遺伝子組換え生物等について、その使用等が適正に行われるよう、必要に応じ、その譲渡等を受けた者に提供すべき情報（適正使用情報）を定め、公表する。
- (2) 遺伝子組換え生物等の譲渡等をするときは、適正使用情報等を提供しなければならない。
- (3) 主務大臣は、(2)に違反して遺伝子組換え生物等の譲渡等が行われた場合、生物多様性影響があると認めるときは、譲渡等を行った者に対し、必要な措置を命ずることができる。

6 輸出（第27条～第29条関係）

- (1) 遺伝子組換え生物等を輸出しようとする者は、輸入国に対し、通告をしなければならない。
- (2) 遺伝子組換え生物等は、使用等の態様等を表示したものでなければ輸出してはならない。
- (3) 主務大臣は、(1)又は(2)に違反して遺伝子組換え生物等の輸出が行われた場合、その輸出をしたものに対し、必要な措置を命ずることができる。

7 報告徴収、立入検査（第30条～第33条関係）

- (1) 主務大臣は、遺伝子組換え生物等の使用者等から必要な事項の報告を求めることができる。
- (2) 主務大臣は、職員に、遺伝子組換え生物等の使用等をした者等がその行為を行う場所等に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等を検査させ、又は、遺伝子組換え生物等は無償で収去させることができる。
- (3) 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、(2)の立入検査等を独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産総合研究センターに対し行わせることができる。

8 その他

- (1) 罰則、経過措置等に関し規定。
- (2) この法律の施行期日は議定書が我が国について効力を生じる日から施行する。

動物用医薬品の承認及び飼料添加物の指定について

1. 日本における食品の安全確保に係る枠組み

BSE発生を契機として、食品安全委員会を設置し、食品安全行政に国際標準となっているリスク分析を導入し、動物用医薬品の承認や飼料添加物の指定は、食品安全委員会のリスク評価結果に基づいて行うこととしている。

2. 個別の物質の取扱いについて

(1) 塩酸ラクTOPAMIN(飼料添加物)

- ・米国等では、飼料添加物として牛・豚の肥育促進の目的で使用。
- ・我が国では、飼料添加物として農林水産大臣による指定はされていない。なお、一般的に飼料添加物として指定する場合は、必要性が高く効果が明らかで、安全性が確認されたもののうち、必要最小限の範囲で指定することとしている。

(2) 塩酸クレンブテロール(動物用医薬品)

- ・海外では、牛の難産防止や馬の肺炎の治療を目的とした動物用医薬品として承認。
- ・我が国では、牛の難産防止や馬の肺炎の治療を目的とした動物用医薬品が承認され、獣医師の診察・指示のもとで使用されているが、肥育促進を目的とした動物用医薬品の承認申請は行われていない。

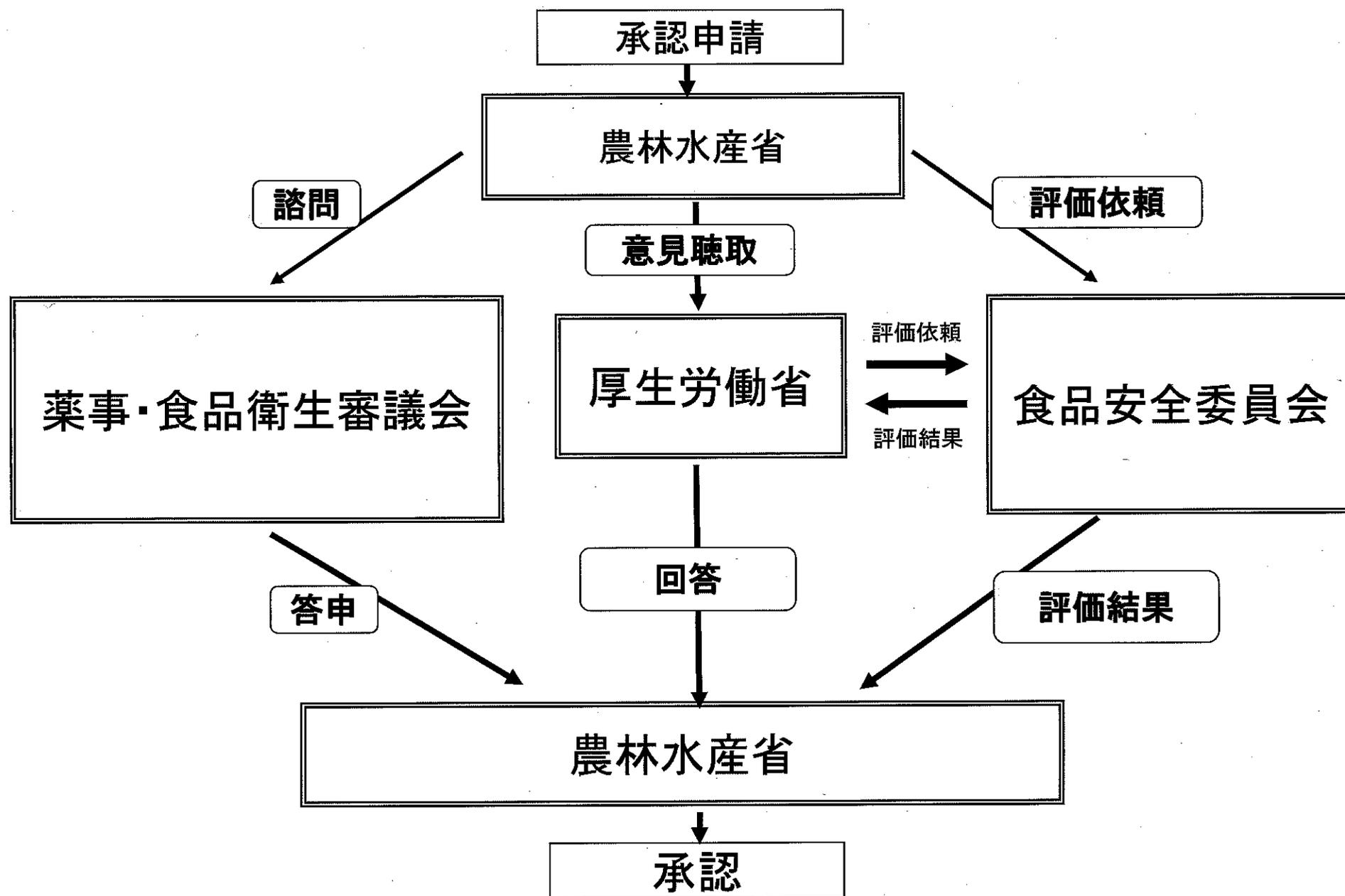
(3) 肥育ホルモン剤(動物用医薬品)

- ・米国等では、牛の肥育促進を目的として使用。
- ・我が国では、繁殖障害の治療を目的とした動物用医薬品のホルモン剤が承認され、獣医師の診察・指示のもとで使用されているが、肥育促進を目的とした動物用医薬品の承認申請は行われていない。

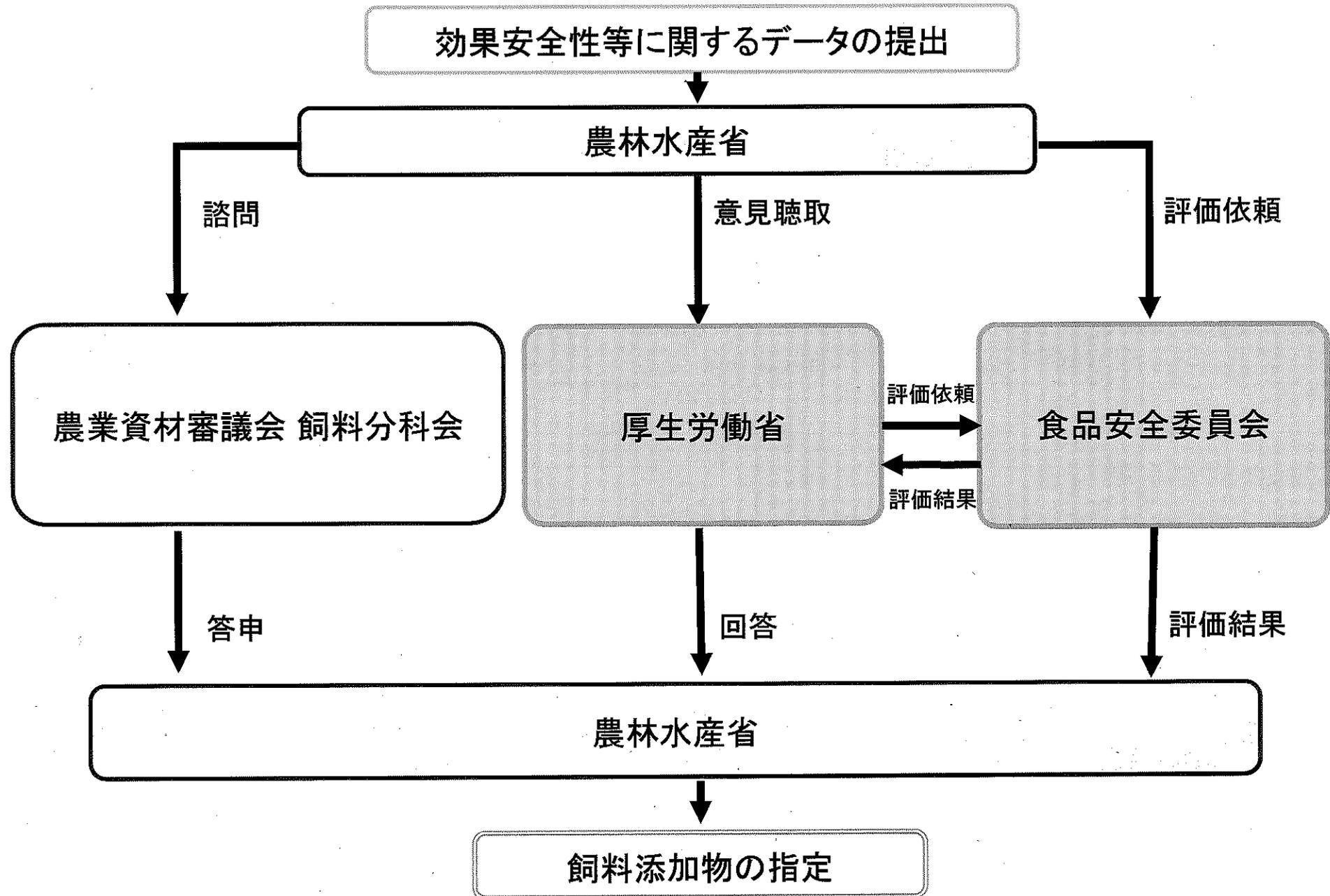
(4) 成長ホルモン剤(動物用医薬品)

- ・米国等では、乳牛の乳量増加を目的として使用。
- ・我が国では、動物用医薬品の承認申請は行われていない。

動物用医薬品の承認までの手続



飼料添加物の指定までの手続



デンマーク、フランス、オランダ及びブラジルにおける
グリホサートの安全性に関する対応状況について

1. デンマーク

- (1) Glyphosate is a rare visitor to Danish groundwater
(グリホサートがデンマークの地下水に浸出することはめったない。)
出典：GEUS、オーフス大学、デンマーク環境保護庁の研究報告

- (2) 登録農薬データベース
出典：デンマーク環境保護庁

2. フランス

- (1) 登録農薬データベース
出典：フランス食品環境労働衛生安全庁

3. オランダ

- (1) 登録農薬データベース
出典：オランダの農薬認証機関 Ctgb

4. ブラジル

- (1) 再評価中の農薬リスト
出典：ブラジル衛生監督庁

- (2) 登録農薬データベース
出典：ブラジル農務省

5. IARC (国際がん研究機関)・・・参考

- (1) IARC モノグラフ Vol. 112 5有機リン系殺虫剤や除草剤の評価
出典：IARC (国際がん研究機関)

- (2) Glyphosate:EFSA updates toxicological profiles (グリホサートの毒性学プロファイル)
出典：EFSA (欧州食品安全機関)

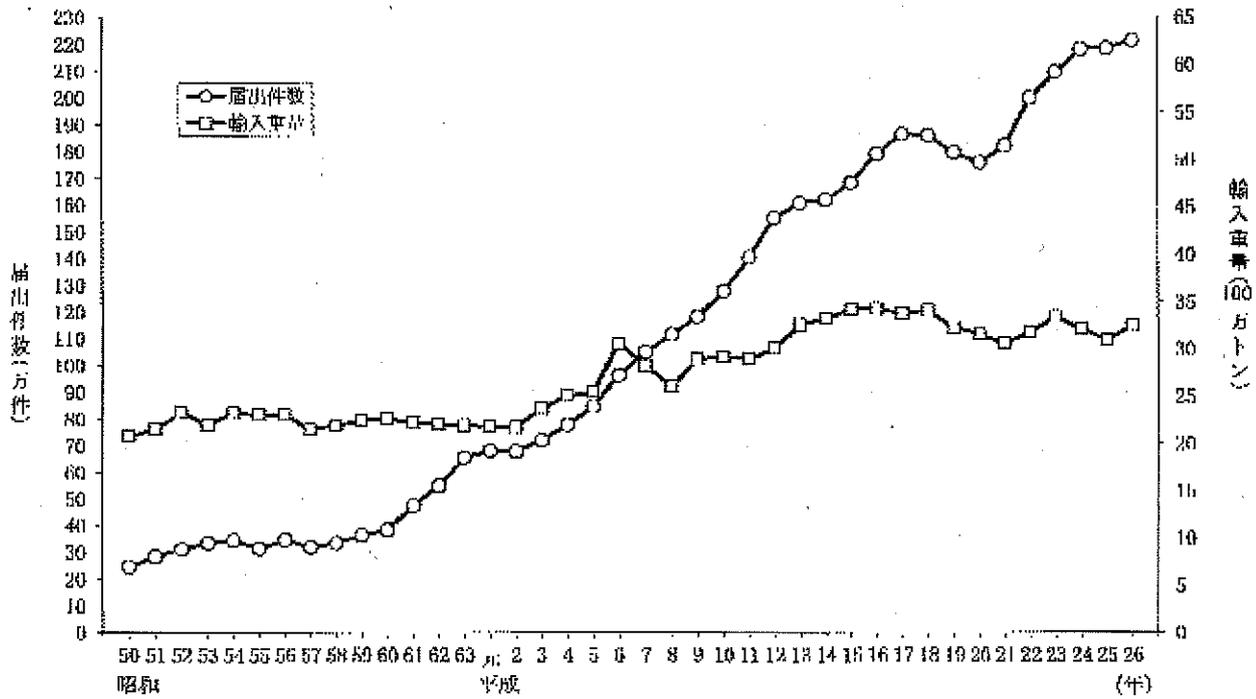


図1 年別輸入・届出数量の推移(注1)

注1 昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

平成27年度補正予算等について

平成28年1月
経済産業省

平成27年度補正予算 (財務省・復興庁計上分含む)	2,901億円	} 計3,897億円
平成27年度予備費 (財務省・内閣府計上分含む)	996億円	

「総合的なTPP関連政策大綱」関連

1. TPPの活用促進

(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

○TPPの普及・啓発、中堅・中小企業等のための相談体制の整備

- ・全国各地・TPP参加国等における説明会等の実施
- ・JETROや中小企業基盤整備機構、各地の支援機関等の相談体制の強化等

TPP原産地証明制度普及・啓発事業 4.8億円

ー原産地証明の自己証明制度の普及啓発や相談窓口の設置を実施。

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

○中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

(「新輸出大国」コンソーシアムの構築)

～JETRO、中小機構等の支援機関を幅広く結集したコンソーシアム。専門家が企業に寄り添い、技術開発から市場開拓に至るまでのあらゆる段階で、柔軟に支援策を提供する体制を構築。

- ・海外市場獲得を目指す新たな製品・サービスの開発等の支援

ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 1020.5億円

ー中小企業の革新的な新商品・サービス開発、生産性向上のための設備導入を支援。

中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業 11.0億円

ー中堅・中小企業と橋渡し研究機関（公設試等）による共同研究を支援。

・中堅・中小企業等の海外展開支援

海外展開戦略等支援事業 59.9 億円

－専門家による実務相談・海外戦略策定・販路開拓等の総合的支援を実施。

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業 20.0 億円

－国内外展示会・商談会等への出展等を支援。

ふるさと名物応援事業 30.0 億円

－農産品等を含む地域資源活用により行う商品・サービスの開発や販路開拓等を支援。

・コンテンツ輸出を含むクールジャパンの促進

地域発コンテンツ海外流通基盤整備事業 66.9 億円

－コンテンツの字幕・吹き替え等の現地化や国際見本市への出展等のプロモーション活動を総合的に支援するとともに、コンテンツの権利情報を適切に管理することで利活用を促進し、著作権者に正当な対価が環流するコンテンツ流通基盤を整備。

・サービス産業の生産性向上

サービス産業海外展開基盤整備事業 5.0 億円

－品質の高い日本のサービスが国内外の消費者にとってその価値が分かりやすいように認証する環境づくりや、海外で活躍できる可能性を有するサービス産業が競争力を高めていくための取組みを支援。

・中堅・中小企業等の市場開拓・事業拡大に向けた産業人材育成

日・ASEAN 経済産業協力拠出金 25.0 億円

－日本企業による海外市場獲得のために必要となる現地の産業高度化や裾野産業を担う人材の育成、現地インフラ整備を担う人材育成及び現地における産業人材育成・産業高度化に係る制度構築を支援。

○農林水産物・食品輸出の戦略的推進：農商工連携

・農商工連携等による海外市場開拓

農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業 10.0 億円

－農商工連携等を通じたグローバルバリューチェーン構築に向けて、新たな輸送技術の実証や販路開拓の取組等を支援。

ふるさと名物応援事業 30.0 億円（再掲）

－農産品等を含む地域資源活用により行う商品・サービスの開発や販路開拓等を支援。

・中堅・中小企業の海外展開支援（再掲）

○インフラシステムの輸出促進

・インフラシステム輸出の加速化

質の高いインフラ普及促進事業 1.0 億円

－現地セミナー・説明会の開催やWEBの活用等により、我が国の「質の高いインフラ」のPR活動を実施。

質の高いインフラ詳細事業実施可能性調査事業/

質の高いエネルギーインフラ詳細事業実施可能性調査事業 15.0 億円

－相手国のインフラ計画の「川上」の構想段階から関与するため、民間企業等が実施する詳細なF/Sの実施を支援する。

日・ASEAN 経済産業協力拠出金 25.0 億円（再掲）

－現地インフラ整備を担う人材育成を支援。

2 TPPを通じた「強い経済」の実現

（1）TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

○イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

・IoT/オープンイノベーション等によるイノベーション促進

IOT推進のための新ビジネス創出基盤整備事業 16.2 億円

－健康情報の活用、無人航空機による物流等のIoTを活用した新ビジネス創出の実証等を支援。

人工知能・IOTの研究開発加速のための環境整備事業 9.0 億円

－我が国の産業構造革新の基盤技術となるAI・IoT技術に係る研究環境の強化等を通じて研究開発を加速。

研究開発型ベンチャー支援事業 13.9 億円

－認定したVCから出資を受ける研究開発型ベンチャーの実用化開発を支援。

・サービス産業の生産性向上（再掲）

・ 海外市場獲得を目指す新たな製品・サービスの開発等の支援（再掲）

・ 省エネを通じた中小企業者等の生産性向上

中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業 442.0 億円

－中小企業等の省エネ設備導入の支援（設備単位の省エネ効果等で簡易に申請が行える制度の創設）

・ 中小企業等の事業基盤整備・生産性向上・標準化活用

小規模事業者支援パッケージ事業 100.0 億円

－小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓等の取組みの支援（持続化補助金）。

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（専門家派遣事業） 5.0 億円

－よろず支援拠点等を通じ、中小企業・小規模事業者に専門家を派遣。

・ IT利活用に伴うサイバーセキュリティ対策

国民・企業のサイバーセキュリティ対策加速化事業 4.5 億円

重要インフラ等のサイバーセキュリティ対策強化推進事業 4.0 億円

－重要インフラ等をはじめとする企業等のサイバーセキュリティ対策の強化を支援。

独法等の監視に係るシステム構築事業 74.9 億円

－独法等の情報システムの監視を行い、対処・警戒体制の強化を図る。

○対内投資活性化の促進

(イノベーションセンターとしての国内産業基盤の維持・高度化)

・ 海外からの投資や人の誘致・イノベーション拠点の創出

グローバルイノベーション拠点設立等支援事業 10.0 億円

－我が国における海外企業によるイノベーション拠点の設置や、海外企業が我が国企業と連携して行う国内での実証研究・F/Sを支援。

ジャパン・キャンペーン事業 3.0 億円

－海外メディア等を効果的に用いた、日本の投資環境の改善成果の積極的な情報発信等を実施。

地方実務担当者向け外国企業誘致研修等支援事業 1.0 億円

－自治体等における外国企業誘致担当者の研修を実施。

(2) 地域の「稼ぐ力」強化

○地域リソースの結集・ブランド化

・地方創生に係る取り組み

商店街・まちなかインバウンド促進支援事業 10.0 億円

－商店街等における外国人観光客の買物需要を取り込むための環境整備等の取組を支援。

国際化に対応した地域における消費単価向上支援事業 1.0 億円

－富裕層をはじめとする外国人旅行客の属性を特定し、ニーズに合った新サービスの創出や街並み整備の戦略策定を行う取組を支援し、消費単価の向上を図る。

ビッグデータ等の分析を活用した地域活性化支援事業 5.0 億円

－企業の海外展開の円滑化、訪日外国人消費の拡大等に向け、地方公共団体の政策検討の効率化や企業の生産性向上・新規ビジネスの創出を促すため、ビッグデータ等を活用した情報支援の拡充を図る。

(3) その他

・皮革・皮革製品産業の競争力強化

皮革関連産業競争力強化事業 133.3 億円

－皮革関連事業者による販路開拓、人材育成、最新設備導入等の経営改善や、転業等を含む構造改善を支援するための必要な経費の一部補助。

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」関連

1. 中小企業等による生産性向上

○ ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 1,020.5 億円（再掲）

－中小企業の革新的な新商品・サービス開発、生産性向上のための設備導入を支援。

○ 中小企業等への省エネ設備導入支援

中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業 442.0 億円（再掲）

－中小企業等の省エネ設備導入の支援（設備単位の省エネ効果等で簡易に申請が行える制度の創設）

○ 小規模事業者支援、価格交渉サポート、資金繰り

小規模事業者支援パッケージ事業 100.0 億円（再掲）

－小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓等の取組みの支援（持続化補助金）。

価格交渉サポート事業（下請かけこみ寺の拡充） 4.0 億円

－下請かけこみ寺機能の拡充による下請中小企業の価格交渉力の強化の支援。

石油製品安定供給体制整備事業 50.0 億円

－中小石油販売業者等による配送コストの削減や経営安定化に資する設備導入の支援。

生産性向上に向けた資金繰り支援 20.0 億円※財務省計上 15.0 億円含む。

－生産性向上に向けた取組みに係る資金繰りの支援。

2. 投資促進・生産性革命の実現

○ IoT 等の産業化推進、サイバーセキュリティ対策、生産性向上投資の促進

IOT 推進のための新ビジネス創出基盤整備事業 16.2 億円（再掲）

－健康情報の活用、無人航空機による物流等の IoT を活用した新ビジネス創出の実証等を支援。

人工知能・IoT の研究開発加速のための環境整備事業 9.0 億円（再掲）

－我が国の産業構造革新の基盤技術となる AI・IoT 技術に係る研究環境の強化等を通じて研究開発を加速。

国民・企業のサイバーセキュリティ対策加速化事業 4.5 億円（再掲）

重要インフラ等のサイバーセキュリティ対策強化推進事業 4.0 億円（再掲）

－重要インフラ等をはじめとする企業等のサイバーセキュリティ対策の強化を支援。

独法等の監視に係るシステム構築事業 74.9 億円（再掲）

－独法等の情報システムの監視を行い、対処・警戒体制の強化を図る。

石油コンビナート事業再編・強靱化推進事業 70.0 億円

－石油コンビナート等における生産性向上投資の支援。

○ 研究開発型ベンチャー、中堅・中小企業と公設試等の共同研究開発支援

研究開発型ベンチャー支援事業 13.9 億円（再掲）

－認定した VC から出資を受ける研究開発型ベンチャーの実用化開発支援。

中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業 11.0 億円（再掲）

－中堅・中小企業と橋渡し研究機関（公設試等）による共同研究を支援。

住宅の省エネリノベーション支援

住宅省エネリノベーション促進事業 100.0 億円

－住宅の省エネを促進する断熱改修等の支援。

3. ローカルアベノミクスの推進

○ 地方における先駆的な取組の情報支援

ビッグデータ等の分析を活用した地域活性化支援事業 5.0 億円（再掲）

－企業の海外展開の円滑化、訪日外国人消費の拡大等に向け、地方公共団体の政策検討の効率化や企業の生産性向上・新規ビジネスの創出を促すため、ビッグデータ等を活用した情報支援の拡充を図る。

○ インバウンド観光

商店街・まちなかインバウンド促進支援事業 10.0 億円（再掲）

－商店街等における外国人観光客の買物需要を取り込むための環境整備等の取組を支援。

国際化に対応した地域における消費単価向上支援事業 1.0 億円（再掲）

－富裕層をはじめとする外国人旅行者の属性を特定し、ニーズに合った新サービスの創出や街並み整備の戦略策定を行う取組を支援し、消費単価の向上を図る。

○ 農商工連携

農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業 10.0 億円 (再掲)

- 農商工連携等を通じたグローバルバリューチェーン構築に向けて、新たな輸送技術の実証や販路拡大の取組等を支援。

ふるさと名物応援事業 30.0 億円 (再掲)

- 農産品等を含む地域資源活用により行う商品・サービスの開発や販路開拓等を支援。

その他

○ 廃炉・汚染水対策

廃炉・汚染水対策事業 156.5 億円

- 中長期ロードマップに基づき、技術的に難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要があるものについての研究開発支援。

○ 原子力災害による被災事業者の自立支援事業

原子力災害による被災事業者の自立支援事業 228.0 億円※復興庁計上分

- 官民合同チームによる個別訪問結果を受け、被災事業者の事業再開等や帰還後の生活の再構築を支援。

○ 小売・流通の合理化 / 消費税軽減税率対策

消費税軽減税率対応窓口相談等事業 170.0 億円

- 制度の周知、窓口相談対応等

— レジの導入支援、受発注システムの改修支援等 27 年度予備費 995.8 億円

※財務省計上 23.0 億円、内閣府計上 1.0 億円含む

TPPにおける自動車の原産地規則の計算方法について

- 事業者は、以下の計算方法のうち、いずれかを選択できる。
- いずれの方法により計算を行う場合においても、特定の7品目（注1）について、協定上明記された加工工程（注2）のどれか一つでもTPP域内で行われれば原産性が付与される制度を適用することが可能。

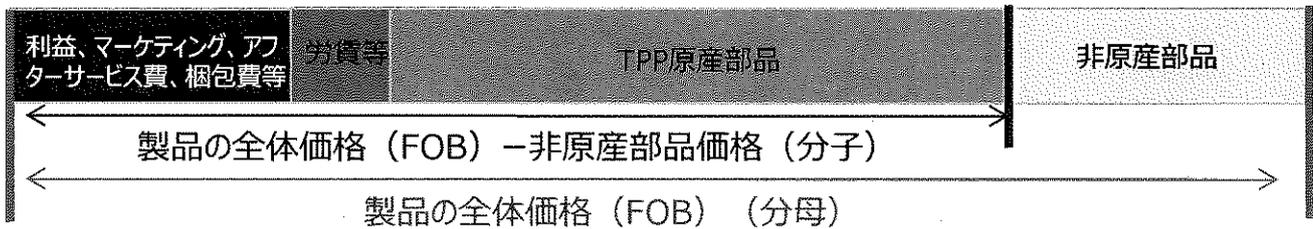
（注1）強化ガラス、合わせガラス、車体（普通車用のもの）、車体（トラック等用のもの）、バンパー（部分品は含まない）、車体の部分品、車軸。

（注2）射出成形、鍛造、金属成形、等

1. 控除方式

- 製品の全体価格（FOB価格）を分母とし、製品の全体価格から、非原産部品（TPP域外産部品）の価格を控除した価格を分子として計算する方式。原産地規則の閾値は55%。

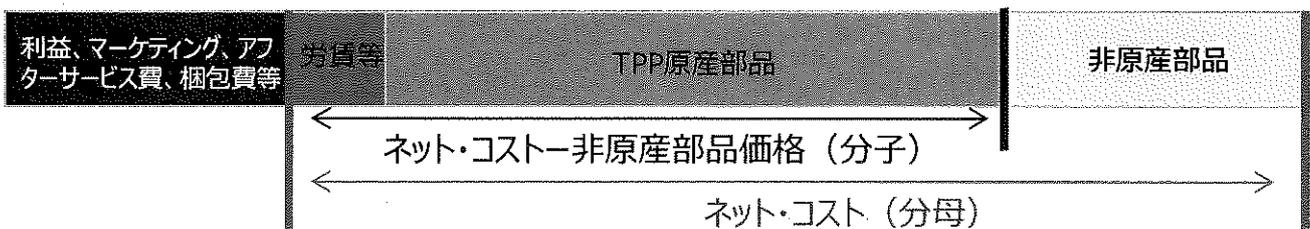
$$\text{計算式} = \frac{\text{製品の全体価格 (FOB)} - \text{非原産部品価格}}{\text{製品の全体価格 (FOB)}}$$



2. ネット・コスト方式

- 製品の全体価格（FOB価格）から、利益、販売促進費、マーケティング及びアフターサービスに係る費用、輸送比及び梱包費等を除いた価格（ネット・コスト）を分母とし、ネット・コストから非原産部品を控除した価格を分子として計算する方式。原産地規則の閾値は45%。

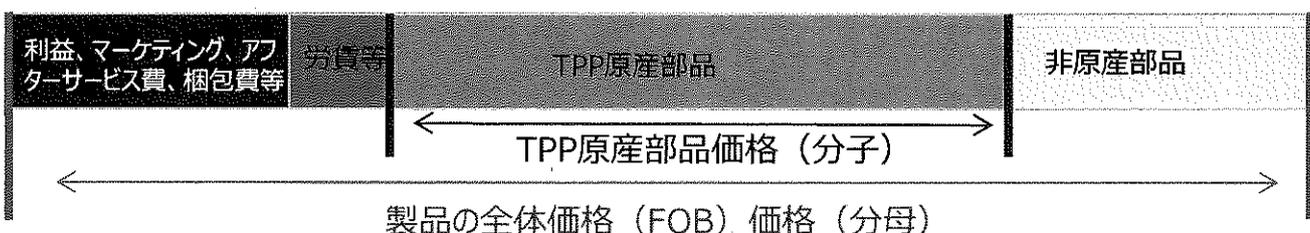
$$\text{計算式} = \frac{\text{ネット・コスト価格} - \text{非原産部品価格}}{\text{ネット・コスト価格}}$$



3. 積上げ方式

- 製品の全体価格（FOB価格）を分母とし、TPP原産部品価格を分子として計算する方式。原産地規則の閾値は45%。

$$\text{計算式} = \frac{\text{TPP原産部品}}{\text{製品の全体価格 (FOB) 価格}}$$



自動車の原産地規則の合意の概要

- 自動車の原産地規則については、我が国完成車及び部品メーカーが、現在のサプライチェーンの下で十分に対応できる内容を確保。

①完成車の原産地規則

- 完成車については、控除方式による付加価値基準を用いる場合は、55%。
- また、その場合における特定の部品7品目※¹については、協定上明記された加工工程※²のどれか一つでもTPP域内で行われれば原産性が付与される制度を導入。

※¹強化ガラス、合わせガラス、車体(普通車用のもの)、車体(トラック等用のもの)、バンパー(部分品は含まない)、車体の部分品、車軸。

※²射出成形、鍛造、金属成形、等

②自動車部品の原産地規則

- 自動車部品については、基本的には、関税分類変更基準と付加価値基準の選択制であり、控除方式による付加価値基準の場合は、品目に応じて45%~55%。
- また、この控除方式による付加価値基準の場合に45%を越える分については、構成部品について協定上明記された加工工程のどれか一つでもTPP域内で行われれば原産性が付与される制度を導入。

自動車の原産地規則について

1. 過去のEPAにおける自動車の原産地規則

日本の協定	域内原産割合の閾値
日シンガポール	6桁変更or控除方式40%
日メキシコ	4桁変更and控除方式65% (8703.10は4桁変更and控除方式50%)
日マレーシア	控除方式60%
日チリ	控除方式45%/積上方式30%
日タイ	控除方式40%
日インドネシア	6桁変更or控除方式40%
日ブルネイ	6桁変更or控除方式40%
日フィリピン	控除方式40%
日ASEAN	控除方式40%
日ベトナム	控除方式40%
日スイス	4桁変更or40%
日インド	6桁変更and 控除方式35%/積上方式35%(8703.01は4桁変更and控除方式50%/積上方式50%)
日ペルー	控除方式45%
日オーストラリア	4桁変更or控除方式40%

2. TPPにおける自動車の原産地規則

- 完成車については、控除方式による付加価値基準を用いる場合は、55%。ネット・コスト方式を用いる場合は、45%。
- また、その場合における特定の部品7品目^{※1}については、協定上明記された加工工程^{※2}のどれか一つでもTPP域内で行われれば原産性が付与される制度を導入。
 - ※1 強化ガラス、合わせガラス、車体(普通車用のもの)、車体(トラック等用のもの)、バンパー(部分品は含まない)、車体の部分品、車軸。
 - ※2 押出成形、鍛造、金属成形、等

3. NAFTAにおける自動車の原産地規則

- ネット・コスト方式: 62.5%

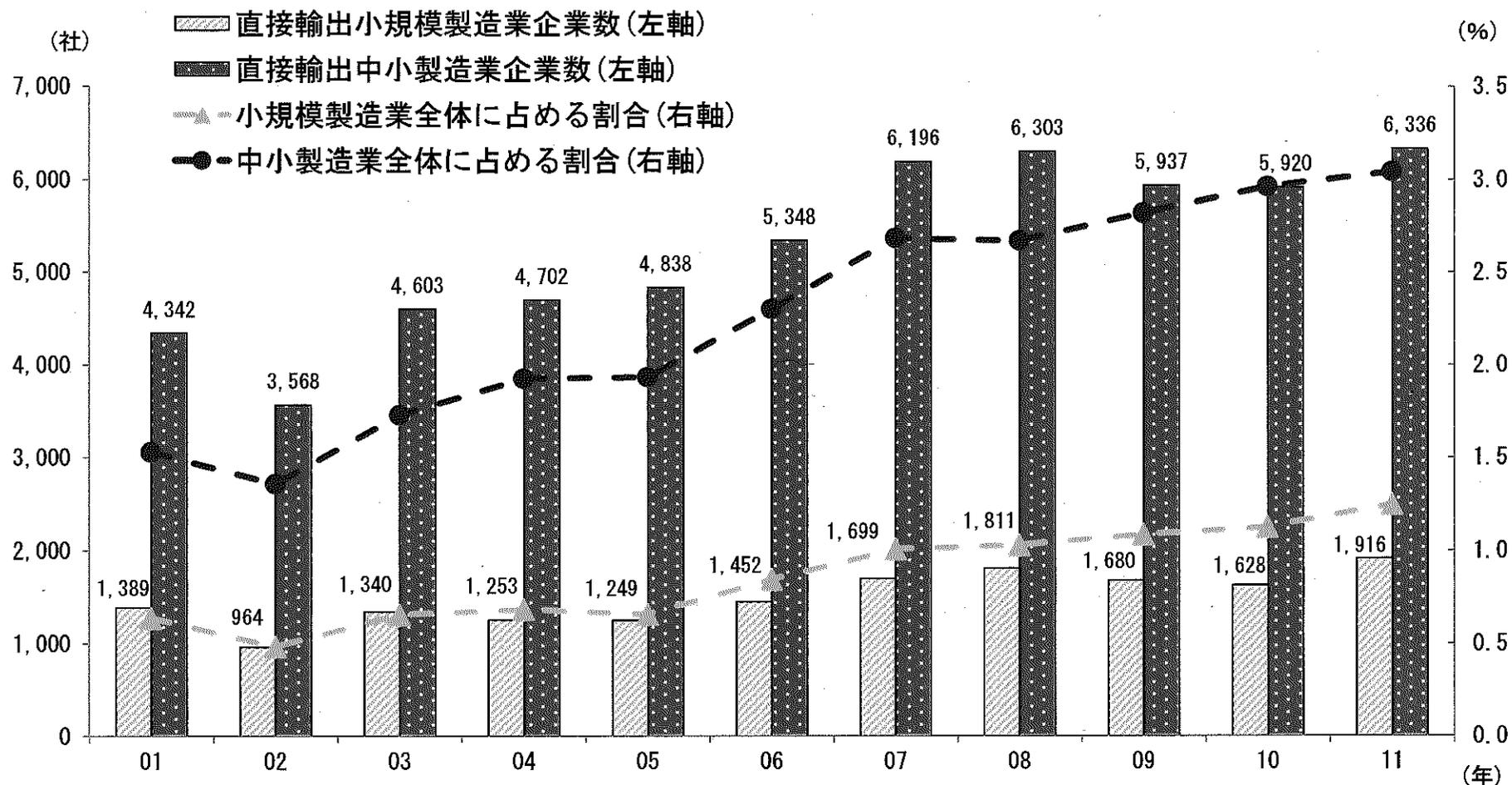
(注)

控除方式: 製品の全体価額(FOB価格)から、非原産部品(非締約国産部品)の価額を控除し、域内原産割合を算出する方法。

積上方式: 締約国内で製造された原料(原産材料)の割合を積み上げる計算方式。

ネット・コスト方式: 製品の全体価額(FOB価格)から、利益、販売促進費、マーケティング及びアフターサービスに係る費用、輸送費及び梱包費等を除いた価額(ネット・コスト)に基づいて計算する方式。

直接輸出企業の数と割合の推移(中小・小規模製造業)



資料：経済産業省「工業統計表」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工

(注)1. 従業者数4人以上の事業所単位の統計を、企業単位で再集計している。

2. 「平成24年経済センサス-活動調査(再編加工)」によると、従業者数4人以上の製造事業所を保有する中小企業数は約20万社、小規模事業者は約15万社である。

様式第一(第三条関係)

特定原産地証明書発給申請書

年 月 日

殿

申請者 (ふりがな) _____
 氏名又は名称 _____
 (ふりがな) _____
 住 所 _____
 (注1)代表者の氏名等 _____
 ※登録番号 _____



経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり特定原産地証明書の発給を申請します。

また、特定原産地証明書の発給を受けるに当たっては、同法施行規則第6条第3項の規定により、同条第2項第1号の特定原産地証明書への必要事項の記入及び同項第2号の特定原産地証明書への署名を行うことを求めます。

注: 下線部について、自ら行う場合は、それぞれの欄に×印を記入すること。

- 特定原産地証明書への必要事項の記入
- 特定原産地証明書への署名

①本発給申請に係る経済連携協定の名称

[_____]

②輸出者欄記載事項等

輸出者名	住所 ^(注5)	電話/FAX ^(注3)
(英文)	(英文)	

③輸入者欄記載事項等^(注4)

輸入者名	住所 ^(注5)	※電話/FAX
(英文)	(英文)	

④貨物運送詳細欄記載事項等

積込日	※積込地	※経由地	※最終仕向地	※船名/便名
	(英文)	(英文)	(英文)	(英文)

<記載要領>

- (注1) 代表者から委任を受けた者が申請する場合には、その氏名及び役職(申請者が個人である場合は記載不要)を記載すること。
- (注2) 押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。ただし、申請者が、指定発給機関において申請者の利用のために供された電子情報処理組織を使用して、当該申請者に係る登録番号を入力し、かつ、当該番号が印字された特定原産地証明書発給申請書を作成することができる場合には、押印又は署名を省略することができる。
- (注3) 申請者が輸出者である場合は、記入しなくても差し支えない。
- (注4) 日メキシコEPAに基づく特定原産地証明書の発給申請の場合は、メキシコ合衆国に所在する者であってメキシコ合衆国に物品を輸入する者を記入すること。EPA(日メキシコEPAを除く。)に基づく特定原産地証明書の発給申請の場合は、物品を輸入する者を記入すること。
- (注5) 国名も記入すること。

<備考>

- ・※印の欄は、不明の場合は記載しなくても差し支えない。
- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4とすること。

⑥仕入書(商業インボイス)記載事項

No.	※HSコード (6桁)	品名(英文)等	数量 及び 単位	仕入書 番号	FOB価格 (注6)	仕入書 日付(注7)

⑥発給申請者以外の者が作成する仕入書(商業インボイス)(注8)

No.	仕入書番号	仕入書作成者名	仕入書作成者住所(注5)

⑦生産者

No.	生産者名	住所	電話/FAX	原産地証明 書記載の可 否(注9)
	(和文)	(和文)		
	(英文)	(英文)		
	(和文)	(和文)		
	(英文)	(英文)		
	(和文)	(和文)		
	(英文)	(英文)		
	(和文)	(和文)		
	(英文)	(英文)		
	(和文)	(和文)		
	(英文)	(英文)		

⑧提出済資料等

No.	原産品判定番号	証明資料提出者名(注9)	証明資料提出者の住所(注9)	※証明資料提出者 の登録番号(注9)

<記載要領>

(注6) 日マレーシアEPAに係る特定原産地証明書について、FOB価格の記載を希望する場合に記入すること。

(注7) 日メキシコEPAに基づく特定原産地証明書の発給申請の場合は記入しなくてもよい。

(注8) 物品を経済連携協定の締約国に輸入するための仕入書(商業インボイス)を発給申請者以外の者が作成する場合に記入する。発給申請時に不明の場合は、「不明」と記入すること。

(注9) EPA(日メキシコEPAを除く。)に基づく特定原産地証明書の発給申請の場合は記入しなくてもよい。また、日メキシコEPAに基づく特定原産地証明書の発給申請の場合であっても、原産品であることを明らかにする資料を申請者が自ら提出する場合は記入しなくてもよい。

<備考>

- ・※印の欄は、不明の場合は記載しなくても差し支えない。
- ・⑤～⑨については、必要に応じて記入欄を追加し、特定原産地証明書の発給を受けようとする物品それぞれに係る記載項目が特定できるよう、「No.」欄に通し番号を付すこと。
- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4とすること。

TPP原産地証明制度普及・啓発事業

平成27年度補正予算額 **4.8億円**

通商政策局 経済連携課
03-3501-1590
貿易経済協力局 原産地証明室
03-3501-0539

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国がこれまで締結したEPAにおいては、特恵税率の申請を行う際に必要となる原産地証明について、指定発給機関（日本では日本商工会議所を指定）が原産地証明書を発給する「第三者証明制度」が採用されてきましたが、TPP協定においては、事業者自らが輸出産品の原産性を確認して原産地証明書を作成する「自己証明制度」が採用されます。
- 現在、我が国の貿易総額の約3割(約45.3兆円)を占めているTPP加盟国への輸出が容易になるよう、発効までに、輸出者及び将来の輸出可能性のある事業者に向けて、自己証明制度に関する普及啓発を行います。
- 具体的には、原産地証明書を作成するに当たって必須となる原産地規則に係る理解を深める機会を、TPPによって海外に販路を拡大しようとする中小事業者等に対しきめ細かく提供するため、
 - ①ガイドライン・マニュアルの作成及び関連教材の整備
 - ②事業者向けセミナー及び専門家育成研修の実施
 - ③相談窓口等の設置
 等の情報提供・相談体制を構築します。

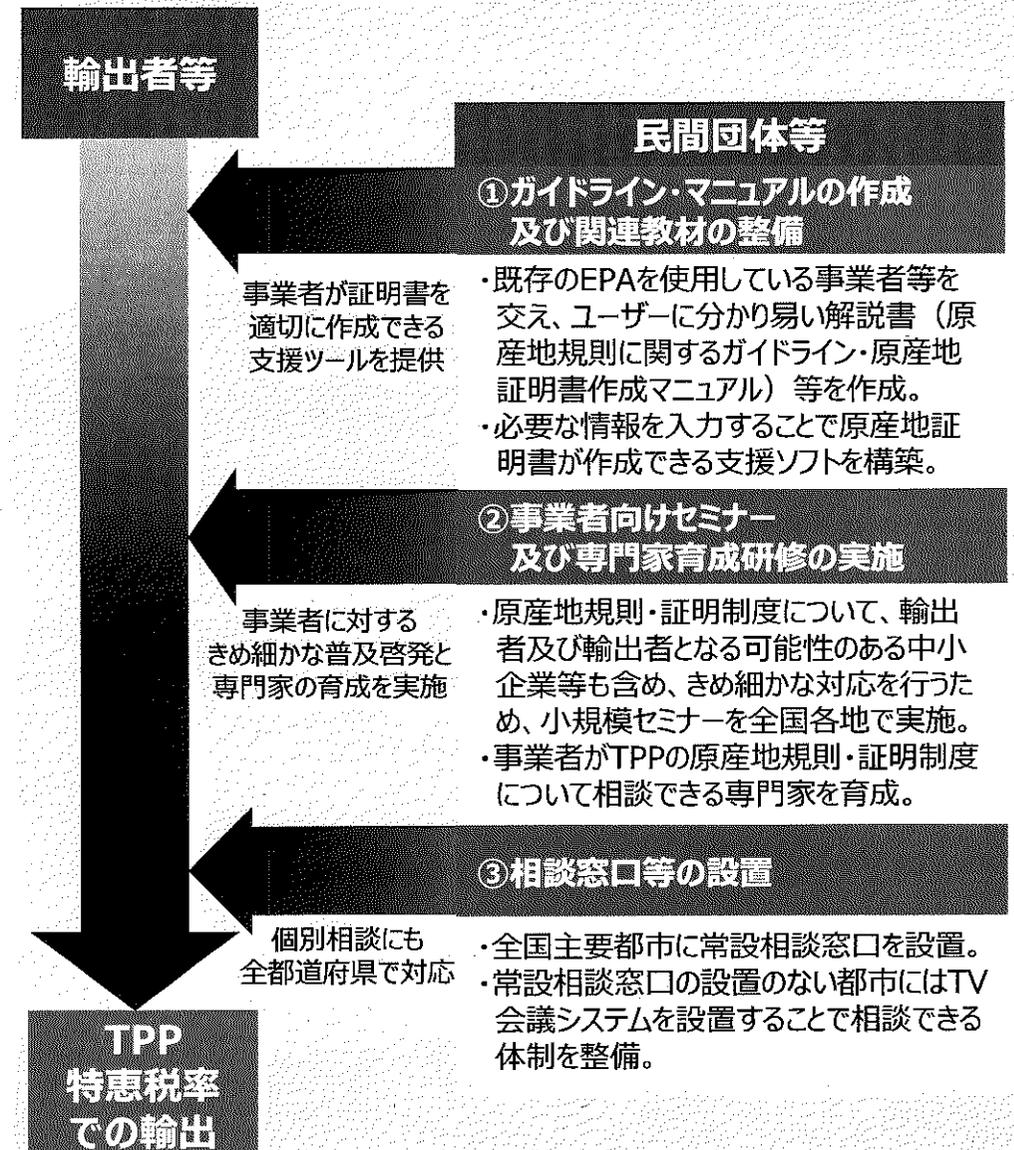
成果目標

- TPP発効に先立ち、原産地規則・証明制度に関する情報提供・相談体制を構築し、自己証明制度の利用者を増やします。
- 相談窓口利用者及びセミナー参加者の満足度100%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



企業数



輸出企業数(製造業)



輸出額(製造業)

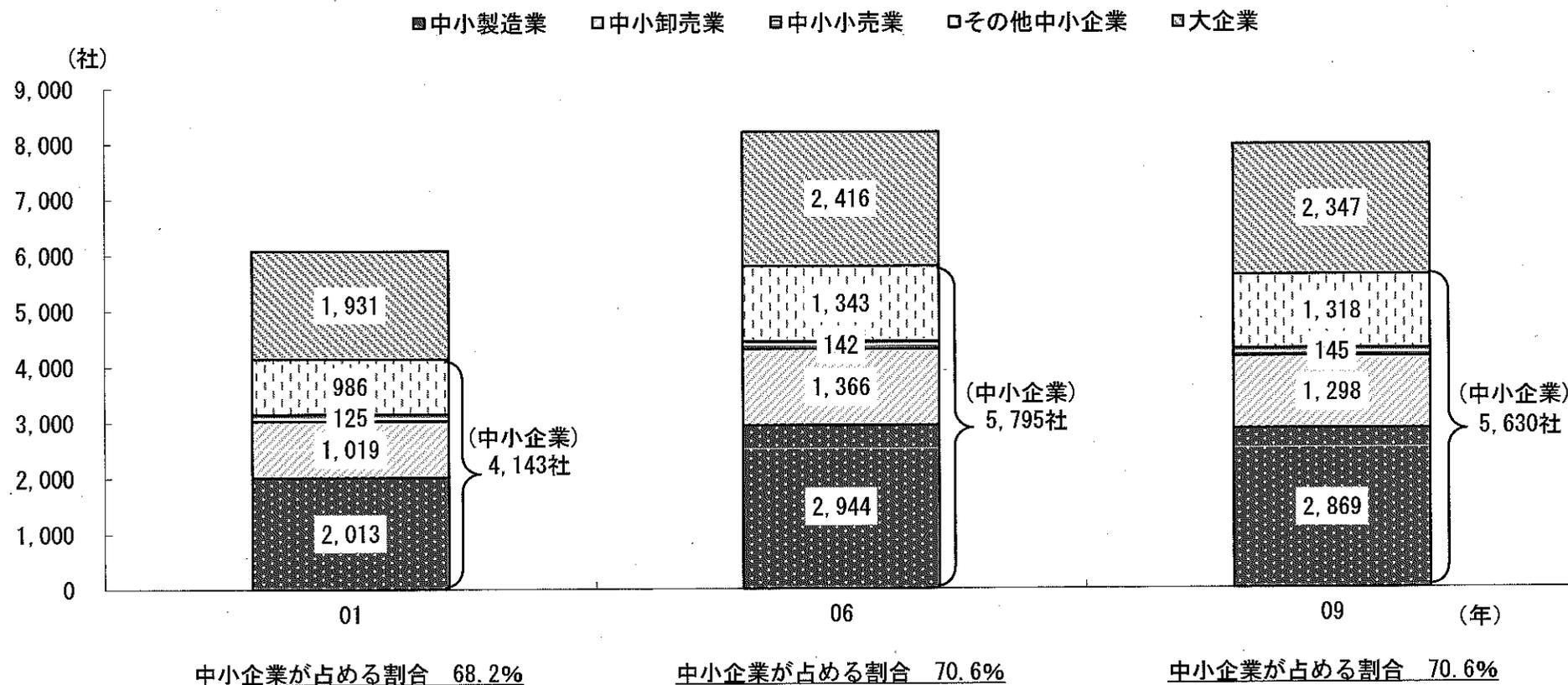


資料:総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」再編加工

資料:経済産業省「平成24年企業活動基本調査」再編加工(大企業)
:経済産業省「平成24年度工業統計表」再編加工(中小企業)

資料:経済産業省「平成26年企業活動基本調査」
※ここでいう中小企業とは従業員50~299人、大企業とは300人以上の企業を指す。

第2-2-10図 規模別・業種別の直接投資企業の数



資料：総務省「事業所・企業統計調査」、「平成21年経済センサス基礎調査」再編加工

(注)1. ここでいう直接投資企業とは、海外に子会社（当該会社が50%超の議決権を所有する会社。子会社又は当該会社と子会社の合計で50%超の議

決権を有する場合と、50%以下でも連結財務諸表の対象となる場合も含む。）を保有する企業（個人事業所は含まない。）をいう。

2. ここでいう大企業とは、中小企業基本法に定義する中小企業者以外の企業をいう。

付注1-1-11 中小企業の海外展開(輸出、直接投資)の実態(2011年度)

(1) 海外に子会社・関連会社を保有している企業数

	合計	アジア	うち中国	ヨーロッパ	北米	その他地域	
中小企業	全産業	3,038	2,718	1,878	261	622	135
	建設業	19	17	13	1	1	1
	製造業	2,155	1,946	1,324	188	468	76
	情報通信業	179	146	99	12	39	7
	卸売業	556	508	378	44	84	34
	小売業	26	21	13	6	7	2
	宿泊業、飲食サービス業	10	8	5	0	3	0
	その他サービス業	77	61	42	5	16	8
	その他	14	10	3	5	5	5
	農林水産業	2	1	1	0	0	2
	全産業	2,397	2,232	1,760	788	1,169	470
大企業	建設業	14	12	6	3	5	2
	製造業	1,270	1,222	984	547	757	312
	情報通信業	147	125	98	32	74	14
	卸売業	557	519	429	144	228	87
	小売業	149	130	93	11	31	8
	宿泊業、飲食サービス業	43	33	19	5	13	3
	その他サービス業	197	178	124	32	49	30
	その他	20	13	7	14	12	14
	農林水産業	0	0	0	0	0	0

(2) 売上高にモノの輸出がある企業数

	モノの輸出 (合計)	アジア	うち中国	中東	ヨーロッパ	北米	その他の地域	
中小企業	全産業	4,345	4,020	2,728	440	1,526	1,742	928
	建設業	21	18	8	2	2	5	3
	製造業	3,292	3,043	2,086	347	1,217	1,390	722
	情報通信業	45	35	21	3	11	21	6
	卸売業	900	845	572	85	274	301	178
	小売業	28	25	12	0	6	8	7
	宿泊業、飲食サービス業	1	1	0	0	0	1	0
	その他サービス業	47	42	21	3	13	13	7
	その他	10	10	8	0	3	3	4
	農林水産業	1	1	0	0	0	0	1
	全産業	2,158	2,077	1,642	534	1,334	1,431	957
大企業	建設業	8	8	8	4	5	5	4
	製造業	1,278	1,240	1,015	357	906	951	652
	情報通信業	24	20	13	2	12	13	5
	卸売業	638	617	478	139	343	386	252
	小売業	103	93	61	6	25	32	15
	宿泊業、飲食サービス業	4	4	3	2	2	1	1
	その他サービス業	102	94	65	24	41	42	28
	その他	1	1	1	0	0	1	0
	農林水産業	0	0	0	0	0	0	0

(3) 仕入高にモノの輸入がある企業数

	モノの輸入 (合計)	アジア	うち中国	中東	ヨーロッパ	北米	その他の地域	
中小企業	全産業	4,468	3,819	2,615	101	1,376	1,209	366
	建設業	33	20	13	0	13	14	3
	製造業	2,980	2,607	1,741	42	807	739	201
	情報通信業	60	37	17	3	10	18	3
	卸売業	1,213	1,020	752	54	479	391	140
	小売業	87	86	51	2	35	18	11
	宿泊業、飲食サービス業	4	2	1	0	0	1	1
	その他サービス業	78	55	33	0	26	22	1
	その他	12	10	6	0	5	4	4
	農林水産業	3	2	1	0	1	2	2
	全産業	2,204	1,905	1,412	156	1,158	1,137	410
大企業	建設業	5	5	4	0	3	1	0
	製造業	1,083	989	737	66	561	581	178
	情報通信業	36	18	7	5	14	22	5
	卸売業	702	623	469	70	406	393	184
	小売業	251	184	137	12	116	77	29
	宿泊業、飲食サービス業	12	6	3	0	6	7	4
	その他サービス業	107	76	54	0	45	49	6
	その他	8	4	1	3	7	7	4
	農林水産業	0	0	0	0	0	0	0

(4) 海外とのモノ以外のサービスに関する取引(受取・支払別)がある企業数

		海外との取引 (受取or支払)	海外からの受取	海外への支払
中小企業	全産業	1,581	1,003	971
	建設業	13	8	7
	製造業	934	639	494
	情報通信業	302	161	248
	卸売業	216	131	138
	小売業	13	6	9
	宿泊業、飲食サービス業	2	0	3
	その他サービス業	94	52	69
	その他	7	6	6
	農林水産業	0	0	0
大企業	全産業	1,144	887	714
	建設業	4	3	2
	製造業	610	513	333
	情報通信業	110	75	90
	卸売業	210	147	143
	小売業	63	27	50
	宿泊業、飲食サービス業	14	7	7
	その他サービス業	128	92	87
	その他	5	3	2
	農林水産業	0	0	0

(5) 海外への製造委託を行った企業数

		製造委託
中小企業	全産業	1,080
	建設業	6
	製造業	753
	情報通信業	159
	卸売業	131
	小売業	10
	宿泊業、飲食サービス業	0
	その他サービス業	20
	その他	1
	農林水産業	0
大企業	全産業	867
	建設業	3
	製造業	513
	情報通信業	75
	卸売業	147
	小売業	27
	宿泊業、飲食サービス業	7
	その他サービス業	92
	その他	3
	農林水産業	0

(6) 海外へのアウトソーシングを行った企業数

		アウトソーシング	情報処理関連	調査・ マーケティング	デザイン・ 商品企画	一般事務処理	福利厚生などの 従業員福祉関連	税務・会計など 特殊分野
中小企業	全産業	519	153	120	21	30	3	48
	建設業	5	0	0	0	0	0	0
	製造業	215	17	52	8	15	3	26
	情報通信業	149	112	22	4	4	0	5
	卸売業	94	19	31	4	7	0	14
	小売業	6	1	1	1	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0
	その他サービス業	47	9	12	4	4	0	3
	その他	3	1	2	0	0	0	0
	農林水産業	0	0	0	0	0	0	0
大企業	全産業	535	113	157	46	79	15	70
	建設業	1	0	1	0	0	0	0
	製造業	254	21	80	20	40	10	33
	情報通信業	82	54	16	4	8	1	6
	卸売業	101	18	38	13	20	3	19
	小売業	27	9	7	3	4	0	3
	宿泊業、飲食サービス業	1	0	0	0	0	0	0
	その他サービス業	66	11	15	6	6	1	7
	その他	3	0	2	0	1	0	2
	農林水産業	0	0	0	0	0	0	0

(6) 海外へのアウトソーシングを行った企業数(続き)

		社内研修など 従業員教育	受付・案内・ 秘書などの 渉外業務	運送・配送・保管 など物流関連	清掃・保安・保守 などの環境及び 防犯関連	研究開発 関連分野	その他
中小企業	全産業	6	2	88	11	41	115
	建設業	0	0	0	0	0	5
	製造業	3	2	53	7	30	61
	情報通信業	0	0	2	1	3	14
	卸売業	2	0	31	1	4	16
	小売業	0	0	1	0	0	2
	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0
	その他サービス業	1	0	1	2	4	16
	その他	0	0	0	0	0	1
	農林水産業	0	0	0	0	0	0
大企業	全産業	18	13	73	22	142	119
	建設業	0	0	0	0	0	0
	製造業	9	6	45	16	113	47
	情報通信業	1	1	1	0	4	12
	卸売業	5	4	20	4	13	26
	小売業	2	0	2	0	0	5
	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	1
	その他サービス業	1	2	5	1	12	26
	その他	0	0	0	1	0	2
	農林水産業	0	0	0	0	0	0

(7) 上記(1)、(2)、(4)の内訳

	海外に子会社・関 連会社を保有し、 かつ、モノの輸出 を行っている企業	海外に子会社・関 連会社を保有し、 かつ、海外との サービス取引を 行っている企業	モノの輸出があ り、かつ、海外と のサービス取引 を行っている企業	海外に子会社・関 連会社を保有し、 かつ、モノの輸出 及び海外との サービス取引を 行っている企業	海外に子会社・関 連会社を保有して いるが、モノの輸 出及び海外との サービス取引を 行っていない企業	モノの輸出は行っ ているが、海外と のサービス取引 は行っておらず、 海外に子会社・関 連会社も保有しな い企業	海外とのサービス 取引は行っている が、モノの輸出は 行っておらず、海 外に子会社・関連 会社も保有しない 企業	海外に子会社・関 連会社を保有し、 モノの輸出も行っ ているが、海外と のサービス取引 は行っていない企 業	海外に子会社・関 連会社を保有し、 海外とのサービス 取引も行っている が、モノの輸出は 行っていない企業	モノの輸出及び海 外とのサービス取 引は行っている が、海外に子会 社・関連会社は保 有していない企業	
中小企業	全産業	1,968	779	906	579	870	2,050	475	1,389	200	327
	建設業	8	4	7	2	9	8	4	6	2	5
	製造業	1,547	587	719	482	523	1,508	130	1,065	85	237
	情報通信業	18	86	20	12	87	19	208	6	74	8
	卸売業	373	90	138	76	169	465	84	297	14	62
	小売業	8	3	7	2	17	15	5	6	1	5
	宿泊業、飲食サービス業	0	0	1	0	10	0	1	0	0	1
	その他サービス業	7	25	12	3	48	31	60	4	22	9
	その他	6	4	2	2	6	4	3	4	2	0
	農林水産業	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0
大企業	全産業	1,603	790	745	630	634	440	239	973	160	115
	建設業	5	3	3	3	9	3	1	2	0	0
	製造業	1,050	519	529	479	180	178	41	571	40	50
	情報通信業	14	59	9	6	86	7	54	8	47	3
	卸売業	427	124	152	109	115	168	43	318	15	43
	小売業	56	28	19	14	79	42	30	42	14	5
	宿泊業、飲食サービス業	0	4	2	0	39	2	8	0	4	2
	その他サービス業	51	56	30	19	109	40	61	32	37	11
	その他	0	3	1	0	17	0	1	0	3	1
	農林水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：経済産業省「平成24年企業活動基本調査」再編加工

(注)1. 「直接投資」とは、海外に子会社を保有することをいう。

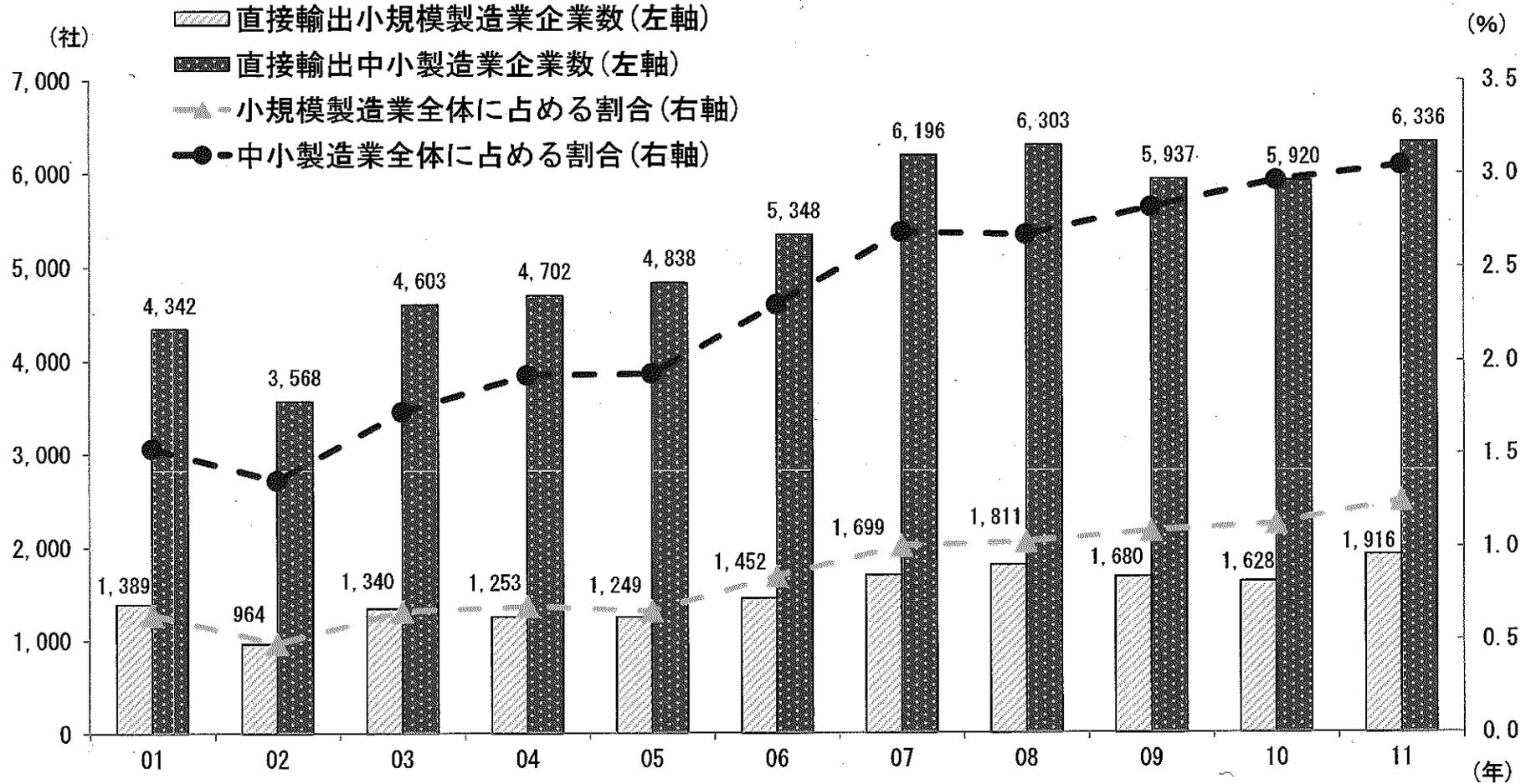
2. 「子会社」とは、当該会社が50%超の議決権を所有する会社をいう。子会社又は当該会社と子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社と、50%以下でも当該会社が実質的に支配している会社を含む。

3. 「関連会社」とは、当該会社が20%以上50%以下の議決権を所有している会社をいう。また、15%以上20%未満であっても、重要な影響を与えることができる会社を含む。

4. 「大企業」とは、中小企業基本法に定義する中小企業者以外の企業をいう。

5. 業種分類は国内親会社に関するものである。

第3-4-2図 直接輸出企業の数と割合の推移(中小・小規模製造業)



資料：経済産業省「工業統計表」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工

(注)1. 従業者数4人以上の事業所単位の統計を、企業単位で再集計している。

2. 「平成24年経済センサス-活動調査(再編加工)」によると、従業者数4人以上の製造事業所を保有する中小企業数は約20万社、小規模事業者は約15万社である。

日 米 構 造
問 題 協 議
最 終 報 告

日本側措置(和文)

平成2年6月28日

貯蓄・投資パターン

I. 基本認識

1. 経常収支黒字の縮小

内需主導型の力強い成長に向けての適切な政策努力の結果、我が国の経常収支黒字は着実に縮小しており、86年度の対GNP比4.5%から89年度には1.9%と半分以下となり、90年度においてもこの傾向が続くものと見込まれる。この好ましい傾向には、我が国の輸入の著しい伸びのほか、我が国民の余暇の充実による海外旅行支出増も寄与している。特に米国の対日輸出は、米国の我が国以外の全世界向けの輸出を上回るペースで伸びている。

この好ましい傾向を確かなものとするため、今後とも、インフレなき内需主導型の持続的成長を目指す政策運営を行う。

経常収支黒字を引き続き縮小させることの必要性を認識し、その目的に向けて積極的に努力することを再確認する。政府は、東欧を含む諸外国のために貯蓄を活用しようようにすることの意義を認めるとともに、同時に長期資本の輸出を継続することと経常黒字の一層の削減を図ることとは矛盾しないと考える。政府は、他の先進国の努力と相まって、世界の成長と金融市場の安定の観点から、引き続き経常黒字の着実な縮小を重視していく。また、国内の貯蓄と投資の不均衡の縮小がそのプロセスにとって重要であることを認識する。このことは、経常収支黒字の縮小に一層資するものとなる。

2. 社会資本整備の必要性、重要性の確認

社会資本整備については、それが歴史的に遅れて始まったこともあり、我が国は、毎年、対GNP比で米国の約4倍に上る公共投資(Ig)を行い、社会資本の整備水準を高いペースで上昇させてきたが、依然欧米主要国より遅れている分野があることは否めない。

このような状況にかんがみ、我が国は、社会資本整備の必要性、重要性を強く認識し、今後とも、社会資本整備の着実な推進を図ることとする。

また、これは、インフレなき内需の持続的拡大を通じて、経常収支黒字の一層の縮小に資することにもなる。

Ⅱ. 対応策

1. 平成2年度予算における積極的取り組み

(1) 平成2年度予算は6月7日に成立を見た。同予算においては、同年度の景気が極めて好調であり財政刺激の必要性が乏しいと見込まれること、他方、NTT株式の売却収入を見込めない厳しい原資事情であることという二つの背景にもかかわらず、国の一般会計予算において引き続き高水準の公共事業関係費総額（7兆4,447億円）を確保している。また、地方公共団体の単独事業費（地方財政計画ベース）及び財政投融資における公共事業実施機関の事業規模は、それぞれ7%ずつ増加した結果、I gベースでは、総計約26.3兆円に上る。

(2) 平成2年度末に期限の来る8分野の長期計画については、同年度予算の結果、7分野までが目標を超過達成することが見込まれている。

2. 今後の積極的な取り組み

(1) 今後の中長期的な公共投資の在り方については、本格的な高齢化社会が到来する21世紀を見据え、着実に社会資本整備の充実を図っていく。このため、

① 21世紀に向けて、着実に社会資本整備の充実を図っていくための指針として、新たに「公共投資基本計画」を策定したところである。この計画は、1991～2000年度の10年間を対象期間とし、今後の公共投資について、その基本的方向を総合的に示すものである。この計画に基づき、経済全体のバランスに配慮しつつ、今後、中期的に公共投資を着実に推進することは、我が国の内需を中心としたインフレなき持続的成長に資することとなると期待され、これは、他の手段と相まって、経常収支黒字の一層の縮小に資することとなる。

各年の公共投資の総額と個別分野の具体的な姿は、その時々的情勢に応じ、この計画の基本をも踏まえて、各年度の予算等において示される。

本計画においては、「国内投資を促進し、社会資本を改善し、また、貯蓄及び日本の経済規模に対する投資の不足が減少するように」との趣旨を踏まえ、1981～1990年度の10年間の公共投資実績見込額（約263兆円）を大幅に拡充し、計画期間中におおむね430兆円の公共投資を行う（注1）。この計画は、日本政府が、これまでのトレンドをはるかに上回る相当規模の公共投資の増加に踏み出したことを示すものである。

また、この計画においては、公共投資のうち、人々の日常生活に密接に関連した「生活環境・文化機能に係るもの」（注2）の割合を過去10年間の50%台前半から、計画期間中60%程度を目途に増加させることとしている。

本計画を着実に実施することにより、21世紀を迎えた時点では、我が国の社会資本の整備水準は、欧米に比べてそれほど遜色のないものとなることが期待される。

なお、このほか、かつて、公共投資に含まれていたが、現在民営化されているJR、NTT等の投資については、今後10年間の投資額は25兆円程度となると見込まれる（注3）。これは、日本政府としてその実現を期待している金額である。

これを上記の430兆円に加えれば、おおむね455兆円となる。

② 平成2年度末（1991年3月）に期限の来る8分野の社会資本整備長期計画については、これらを更新し、表1のような積極的かつ具体的な整備目標のもとで、現行規模を上回る計画を策定する。また、国民生活の質の向上の観点から、1990年度末までに上述の8分野のほとんどについて、10年計画と斉合性のある金額を決定することとする。その他の道路を含む主要な分野の長期計画についても、その期限が到来する際、同様に充実が図られよう。

③ 各年度の具体的な進め方については、日本における公共投資が経済・景気対策に大きな役割を果たしていることにかんがみ、インフレ、景気過熱を招かないように留意しつつ、基本計画と上記②に掲げた目標にも配慮し、各時点での経済・財政情勢を踏まえ機動的・弾力的に対処していく方針で臨む。

（2）公共投資の配分に当たっては、国民生活の質の向上に重点を置いた分野に、できる限り配慮していく。

（注1）平均的年間伸び率によって最初の5カ年間の公共投資額を試算すると182兆円と予測される。

（注2）「生活環境・文化機能」に分類される公共投資には、上下水道、公園、緑地整備、廃棄物処理施設、住宅、域内の道路、地下鉄、厚生福祉施設、文教施設等に係る公共投資が含まれる。

（注3）現行水準が継続するとした場合の推計。

- (3) 上記の計画を含む公共投資の執行に当たっては、憲法の規定する単年度予算制度の下で、公共投資の執行の円滑化を最大限確保するため、国庫債務負担行為を有効に活用していく。
- (4) 都市再開発等の日本開発銀行を通ずる社会資本整備を含め、財政投融資資金を社会資本整備に更に活用していく。この観点から、財政投融資資金の配分に当たっては、住宅等、国民生活の質の向上に重点をおいた分野に、できる限り配意していくとともに、住宅、道路、空港等の社会資本整備長期計画の着実な達成のために、財政投融資資金をできる限り効率的、重点的に配分していく。
- (5) 関西国際空港、東京臨海部開発等の大規模複合開発プロジェクトについて、関係省庁間で緊密な連絡調整を行うための体制を整備するなど、プロジェクト全体としての効率に十分配慮していく。
- (6) 土地利用・規制緩和等
- ① 公共事業の円滑な実施のために、大都市地域における国公有地の都市施設、都市再開発及び公共的住宅プロジェクト用地としての活用等に十分配慮する。また、汐留操車場跡地については、国際化等に対応した多機能都市空間の形成と広域的な交通結節空間の形成を目指し、地下鉄、道路等都市基盤施設の整備も含め、高度利用していく。
 - ② 大深度地下（首都圏においては約50m以深）の利用促進により大都市のインフラ等社会資本の整備を促進し、土地の高度利用を図るため、内閣を中心に鋭意対処していく。その際、法律面、安全面、環境面等の問題について、慎重な検討を要する。
 - ③ 社会資本の整備に当たっては、関西国際空港や東京湾横断道路の例に見るように、民間部門の資金や、技術、ノウハウを活用することも重要であり、これらを最大限発揮できるよう、今後とも、必要に応じ、規制緩和や各種のインセンティブの付与を行う。
 - ④ 特別措置法に基づき、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備を一体的に推進し、もって当該地域の住民の生活の向上と、秩序ある地域の発展を図っていく。（例：現在、常磐新線について基本計画の作成に向け、その整備運営主体等に関し協議中）
- (7) 今後とも、建設市場に係る制度について内外無差別の原則を維持するとともに、引き続き米国政府と日米合意の誠実な実施及びそのレビューを行っていく。

3. 民間消費：余暇機会の拡大と、消費者信用における弾力化等

- (1) 労働時間短縮については、国家公務員の完全週休二日制の実施に向けて本年4月より交替制等職員の週40時間勤務制の試行を実施するとともに、民間部門の労働時間短縮を推進するため、その啓蒙普及を図る。
- (2) 消費者信用の利便性向上の問題については、割賦販売審議会クレジット産業部会の中間報告において「銀行系クレジットカードへのリボルビング機能付与について、2年以内に、クレジットカード会社の銀行CD・ATMの利用に関する制限の廃止を前提にしつつ銀行系クレジットカード会社の割賦販売法の登録を認めることが適当である。」と提言されたところであり、関係方面と調整の上、その実施に努める。
- (3) 金融機関のCDの営業時間については、例えば、土曜日について主要な金融機関が5月から営業時間を延長したのをはじめ、日曜日について一部の金融機関が稼働を開始している。CDの営業時間については、現在、何らの規制も加えられていないが、金融機関の自主的な営業判断によりその営業時間が延長される場合には、これを歓迎する。

[表1]

計 画	策定に当たっての整備目標
住 宅	1995年度において一戸当たり平均床面積を約95㎡とすることとし、良質な住宅ストックの形成を図る。 (1988年度末 89㎡)
下 水 道	計画期間中(1991~95年度)に普及率を約10%向上させるとともに浸水対策等を推進し、健全な都市環境の形成を図る。 (1988年度末 40%)
都市公園等	1995年度において1人当たり公園面積を約7㎡を上回ることとし、うるおいのある緑豊かなまちづくりを推進する。 (1988年度末 5.4㎡)
廃棄物処理施設	1995年度においてごみ減量処理率を80%台半ばとすることとし、清潔で快適な生活環境を確保する。 (1988年度末 78%)
特定交通安全施設	計画期間中(1991~95年度)に、歩道等の必要な道路延長のうち歩行者等の事故の恐れのある危険性の高い区間概ね25,000km程度について、緊急に歩道等の整備を推進する。 (1988年度末 99,712km)
港 湾	増大する外資貨物及び船舶の大型化に対応するため、計画期間中(1991~95年度)に外資ターミナル水際線延長約30kmを整備する。 (1988年度末 60km)
空 港	1995年度において人口及び国土面積を勘案した総滑走路延長指標について、約880の水準を達成するとともに、先進諸国の水準を考慮しつつ将来の航空需要に十分対応できるよう、計画期間中(1991~95年度)に新たに相当規模の事業の着手を図る。これにより総滑走路延長は計画期間中(1991~95年度)に18%増加することが見込まれる。 (1988年度末 742)
海 岸	保全の必要な海岸の整備を推進し、計画期間中(1991~95年度)に整備率を約10%向上させることとする。 (1988年度末 40%)

土地利用

I. 基本認識

土地問題は、内政上の最重要課題の一つであり、日本政府は、まず、昨年12月土地基本法（注）を成立させた。また、日本政府は、住宅、並びに必要な公共・公益施設及び商業施設等の利便施設を備えた宅地の供給を増加させる等の必要性を認識し、昨年12月に発表された「今後の土地対策の重点実施方針」等及び以下に基づき、各般の具体的施策を推進することとする。

これらの措置により、住宅需要等が増大し輸入機会の拡大につながることも期待される。

1. 大都市地域における住宅・宅地供給の促進。
2. 税の一層の公平化、中立化及び簡素化を目的とする土地税制の総合的見直し及び調整。
3. 低・未利用の国公有地等の利活用。
4. 住宅・宅地の供給促進に必要なインフラ整備。
5. 借地法・借家法の見直し。
6. 線引き等の見直し及び個別の規制緩和の推進。
7. 公的土地評価の適正化。

（注）①公共の福祉優先等の土地についての基本理念、②国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、③土地に関する施策の基本となる事項を内容とする。

II. 対応策

1. 日本政府は、
 - （1）広域的な住宅・宅地の供給方針の策定のための制度の整備、
 - （2）工場跡地等低・未利用地を特定し、その住宅用、業務用及び商業用等の利用を促進する制度の創設、
 - （3）市街化区域内農地について宅地化を促進するための都市計画等の関係制度の整備・充実の措置を講ずるため「大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」及び「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」を6月に成立させたところである。

このうち、上記（2）を踏まえ、今回の都市計画法の改正に係る低・未利用地の特定のための制度は、1990年中に整備し、日本政府は本制度の積極的かつ迅速な活用を地方公共団体に奨励していく。これらの措置により、大都市地域における住宅・宅地供給の相当な増大が期待される。

2. (1) 土地税制については、公平、中立、簡素という税制の原則を基礎に、土地基本法に示された基本理念にのっとり、土地に関する施策を踏まえ、総合的な見直しを行うこととし、本年4月に税制調査会に小委員会を設け検討を開始したところである。

同小委員会は、4月以降概ね週1回ペースでこれまでに13回の審議を行っており、5月29日には、「土地税制見直しの基本課題」を発表し、税制の見直しの前提となる基本的な論点を整理したところである。その後6月22日には、「土地税制の見直しに当たって」を発表し、土地の課税のあり方等についてこれまで委員から出された意見を整理している。

これらのメモの中では、土地税制見直しの視点として、①税制の公平性や中立性の観点から、土地という資産に対し適正な税負担を求めていくことが重要であり、そのことが結果として土地の有効利用にも資することになる、②土地政策の一環としての土地税制は、投機的な土地取引を抑制しながら土地の有効利用の促進を図る点で重要な役割を果たすものとの考え方が示されている。

また、6月22日のメモにおいては、下記の(2)(3)、7(1)(2) - これらのうち(2)(3)においては政府が相続税の納税猶予制度及び固定資産税の徴収猶予制度に着目して見直しを行い、また、低・未利用地に係る特別土地保有税の強化の可能性を検討することとされている - に係る論点を含め、土地の譲渡、保有、取得に対するより適切な税負担のあり方に関する様々な意見が含まれている。

政府は、同小委員会での審議が順調に進められていることを高く評価し、かかる審議が土地の有効利用の促進等土地政策に貢献する土地税制の見直しにつながることを期待している。

今後、上記のメモに示されたような論点を踏まえ、土地税制見直しの具体案について審議が行われ、本年11月上旬までに報告がまとめられることとなっている。政府としては、税制調査会の答申がまとめられた際にはこれを尊重し、これに基づき、土地税制見直しの成案を得て90年度中に所要の法律案の提出を図る。

- (2) 大都市地域の市街化区域内農地に関する税制については、総合土地対策要綱に沿って、関係制度の整備、充実等と併せ相続税の納税猶予制度及び固定資産税の徴収猶予制度に着目して見直しを行い、92年度からの円滑な実施を図る。

- (3) 上記1.(2)の低・未利用地に関する新たな制度の創設と併せ、低・未利用地に係る特別土地保有税について見直しを行い、その強化の可能性を検討する。

3. 大都市地域の国有地については、90年度末を目途に、現在その使用状況等を点検中であるが、その結果に基づき、公共用地の確保が必要な場合を除いて、適切な民間の都市開発プロジェクト、都市施設整備、都市再開発及び公共的住宅建設プロジェクトのために、処分その他の方法を通じて活用し得るようにする。また、公有地について、有効利用を図るよう地方公共団体に要請している。日本政府は、90年度末までに低未利用の国有地の特定を完了する。日本政府は、91年度末までにこれらの国有地の有効利用化の目標を設定し、その目標に従って有効利用化を図ることとする。大都市地域に存在する大規模な国鉄清算事業団用地についても、有効利用を図る。

4. 住宅・宅地の供給を促進するために必要なインフラの整備を着実に進める。

この関連で、貯蓄・投資パターンにおいて示した整備目標に基づき、現行規模を上回る住宅建設及び下水道、都市公園等の整備の五箇年計画の策定に向けて作業を進めているところである。

また、土地収用制度については、87年10月の臨時行政改革推進審議会の答申等を受けて、2度にわたって、その活用について通達し、指導してきたところである。この結果、89年度における事業認定は、前年度に比べ、20%以上の大幅な増加をみたところである。日本政府は土地収用のより積極的な活用を奨励していく。

日本政府はより効果的な地下利用の促進と併せ、大深度地下の公的利用に関する制度につき、その利用促進を図るため、法制化を含め種々の観点から検討を進める。

5. 諸情勢の変化に対応し、かつ、貸貸人と賃借人との権利関係の改善を図るため、また、住宅の利用可能性の増大が望ましいことを考慮して、借地法・借家法の見直しが行われており、早ければ90年度末にも両法の改正要綱案を得る見通しである。日本政府は、同案を得て速やかに所要の法律案を国会へ提出する。これにより、土地のより適正な利用及び優良な賃貸住宅の供給促進が期待される。

6. 土地の有効利用促進及び市街化区域内農地の計画的宅地化の促進の観点から、線引きや用途地域変更について、適時・適切な見直しを推進する。特に、大都市地域においては、増大する住宅需要に応じて、線引きの見直しを推進する。

また、良好な都市環境を形成しつつ、住宅供給を促進する優良なプロジェクトについては、高さ、容積率等に係る制限の緩和を行う住宅地高度利用地区計画制度等の創設を内容とする「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」を6月に成立させたところであり、90年末までに施行し、既存制度とあわせ個別の規制緩和措置の推進を図る。

7. 公的土地評価を適正なものとするべく、(1) 相続税評価については、同税の性格に配慮しつつ、取引価額に対し近づけるよう速やかに均衡化、適正化を図り、(2) 固定資産税評価については、地方公共団体に対し、91年度に行われる評価替えの際に均衡化、適正化を図るとともに、基準地等に係る路線価を公開するよう指導する。

流通

I. 基本認識

日本政府としては、日本の流通につき、一層の効率化、アクセスの確保、物理的基盤の整備等を推進していくことを通じ、国民の消費生活の充実を図っていくことが重要と考えており、かかる基本認識に基づき各般の施策を推進することとしている。

1. 空港、港湾等の輸入インフラの整備を通じ、輸入貨物の流通の迅速化、低廉化を図る。
2. 適正・公平な税負担の実現、国民の健康、安全の確保等の機能を維持しつつ、貿易量の増大に対応した通関手続、輸入手続の一層の迅速化等を図る。
3. 流通に係る規制緩和等を大法をはじめとする各種の法令において促進し、もって、国民の消費生活の充実を図る。
4. 流通に係る商慣行について、競争の促進、市場の開放性確保等の観点から環境整備を図る。
5. 我が国の輸入拡大に関して、永続的、構造的な効果を持ち得る各般の措置を実施し、流通等我が国市場構造の効率化を図る。

II. 対応策

1. 輸入関係インフラの整備

(1) 空港整備

(イ) 第5次空港整備五箇年計画(86~90年度)に基づき、新東京国際空港の整備、東京国際空港の沖合展開及び関西国際空港の整備の3大プロジェクトを最重点課題として強力に推進しているところ。特に、新東京国際空港の二期工事及び関西国際空港の一期工事が完成すれば、貨物取扱地区の面積は現在の新東京国際空港の約20ha規模から、両空港併せて約50ha規模で2倍程度の処理能力となる。このような空港容量の拡充は、主要地方空港及び空港関連貨物処理施設の整備拡充と相まって、当分の間国際航空需要に十分対応できる空港容量を確保するという目標に向けての重要なステップである。なお、新東京国際空港及び原木ターミナルにおいては、増大する国際航空貨物需要に対応して空港関連の貨物処理施設の整備拡充を進めている。また、地方空港の整備にも力を入れており、例えば、新広島空港については、1993年12月開港を目前に鋭意工事を進めている。

(ロ) ①1991年度から始まる第6次空港整備五箇年計画において、事業費の目標を策定するとともに、中長期的な国際航空需要の増大に十分対応できるよう、空港能力を相当程度増大させるために必要な空港整備プロジェクトを明確にすることとなる(第6次空港整備五箇年計画の詳細は1991年秋に決定されることとなる。)

②航空審議会は、関西国際空港の全体構想の取扱い、主要地方空港の国際輸送への活用等種々の空港整備について、第6次空港整備五箇年計画の重要課題の一つとして検討しているところである。

(ハ) 輸入に関連した道路整備については、第10次道路整備五箇年計画(88~92年度)に基づき推進を図っているところ。

(2) 港湾整備

第7次港湾整備五箇年計画(86~90年度)に基づき港湾整備を推進中。近年、製品輸入が急増しており、これらの輸入増加に対処し得る外貿コンテナターミナル、大型多目的外貿ターミナル等の整備を、91年度から始める方針で策定中の第8次港湾整備五箇年計画において、重点的に進める方針。

倉庫施設については、開銀融資、税制上の優遇措置等により、民間設備投資の促進を図っており、その中で主として輸入品を扱う倉庫施設については、1989年度より特別の低利融資を創設し、その整備を重点的に促進しているところである。これら施策により、東京圏及び大阪圏においては倉庫各社の計画によれば、1991年度末までに約16%の施設拡充がされる予定である。

2. 輸入関係手続きの迅速化・適正化

通常の輸入貨物の日本の流通システムへの迅速な引き取りを確保するため、日本政府は1991年までに輸入手続きを24時間(輸入申告書の提出から輸入許可まで)で終了することを目標とする。日本政府はこの目標を達成するために十分な予算措置と所要の規則改正を行うものとする。

(1) 通関手続

1991年から92年に海上貨物を対象とした通関手続電算処理システムの導入を図る。また、日米双方の専門家による会合における検討の結果提出された報告書に基づき、航空貨物通関情報処理システム

(NACCS)のグレードアップ、搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化、データベースを利用したリスク判定システムの導入等を、ここ2~3年のうちに実施に移せるよう努力するとともに、通関手続の一層の改善、合理化を行う。

(2) その他の輸入手続

輸入手続の一層の迅速化、適正化を図るため設置された関係省庁よりなる日米専門家会合における検討の結果提出された報告書に基づき、以下の諸措置を検討し、可能なものから順次着手し、3年のうちに実施に移せるよう努力する。

(イ) 輸入手続関連省庁よりなる連絡会議の設置、税関手続とその他の輸入関連法令手続との同時並行的処理、輸入手続関連省庁間での情報伝達の効率化等を通じた税関とその他の輸入手続関連省庁との協力の下での統合的処理システムの構築。

(ロ) 事前届出・申請制の導入、海外検査データの受入れ促進を含む出荷前検査制の整備、包括的取扱い制度の拡充等による貨物到着前処理の促進。

(ハ) 執務時間の延長を含む処理体制の物理的整備拡充。

3. 規制緩和

(1) 大店法

大店法については、流通業が今後ダイナミックな変革を求められている現在、新たな消費者ニーズにこたえ、流通業の活性化を進めるとともに、新店舗の開店のための円滑な手続を確保する観点から、規制緩和を推進する。また、国による規制緩和と併せて地方公共団体による規制緩和も図る。

かかる観点から、政府として以下の規制緩和のための措置を展開する。

(イ) 規制緩和に向け直ちに実施する措置（運用適正化措置等）

①大規模小売店舗の出店調整手続を円滑化するとともに、新店舗の開店及び既存店舗の拡張を容易にするため、本年4月27日に産業構造審議会・中小企業政策審議会合同会議に諮った上で、現行大店法の枠組みの中で法律上実施可能な最大限の措置である下記の運用適正化措置を本年5月30日から実施した。

(i) 出店調整処理期間の短縮

出店調整処理期間を1年半以内とする。所轄通商産業局に出店計画についての通達に定める所要事項の説明がなされた日をもって出店表明日とする。届出は全て受理される。

(ii) 輸入品売場に係る特例措置

輸入品売場については、店舗面積の一定増（100㎡以下）について調整手続を不要とする。

(iii) 調整不要店舗面積の設定

店舗面積の一定増（現店舗面積の10%又は50㎡のいずれか小さい面積の範囲）等について、調整手続を不要とする。

(iv) 閉店時刻、休業日数に関する規制対象範囲の緩和

規制対象となる閉店時刻を午後6時以降から7時以降へ、規制対象となる休業日数を月4日未満から年間44日未満へそれぞれ緩和する。

(v) 出店調整処理手続の透明性向上

商業活動調整協議会の審議内容の一層の開示、出店処理状況に関する4半期毎の公表、出店者等関係者からの問い合わせの受付処理窓口の設置等の措置を講じ、出店調整処理手続の透明性を向上する。

なお、従前のおり、出店調整処理手続中であっても、他の法令（建築基準法、都市計画法等）上必要な手続を並行して進めたり、出店者により入居するテナント募集等が行われることは何等妨げられるものではないこと、及び企業買収による既存店舗の取得（外国企業による場合も含む。）の場合に出店調整処理手続が全く不要であることを確認する。

②地方公共団体の独自規制については、大店法の趣旨に照らし、上記の運用適正化措置に併せて各地方公共団体が必要な是正を行うよう各都道府県知事宛に通達する等最大限の努力を行っている。

③政府として、運用適正化及び地方公共団体の独自規制の適正化の実効が上がるよう上記諸措置の実施状況の把握など必要なフォローアップを行う。このため、「出店調整円滑化推進本部」及び「地方推進本部」が本年5月21日～30日に通産本省及び通産局に設置され、6月1日に第1回出店調整円滑化推進本部会合が実施される等、運用適正化措置等の着実な実施のフォローアップに努めている。

④上記の運用適正化措置を実施し、出店調整期間を迅速化するため、90年度予算において流通産業課の新設（本年7月1日）と10名の人員増（本年10月1日）が図られたところであり、今後とも体制の拡充・強化に努める。

⑤流通業の変革を促進し、製品輸入を拡大するため、以上の諸措置と並んで、中小流通業を始めとする流通業の輸入促進のための所要の施策を講ずる。このため、90年度予算・財投・税制において、輸入促進税制の創設、中小流通業者の草の根輸入促進事業の創設、国際総合流通センター構想の推進、商店街輸入品フェア事業の拡充等の施策を行うこととしたところであるが、今後ともその拡充・強化に努める。

(ロ) 次期通常国会における提出を目指した法律改正

次期通常国会における大店法改正法案提出を目指し、法案改正作業に直ちに着手するものとし、このため必要な手続として、関係審議会に諮問する。

① 法律改正に当たっての視点

- (i) 消費者利益への十分な配慮
- (ii) 手続の迅速性の確保
- (iii) 手続の明確性・透明性の確保
- (iv) 輸入拡大の国際的要請への配慮

② 改正内容として検討する事項

- (i) 一層の輸入拡大を目指した出店調整手続における輸入品売場に関する特例措置の導入
- (ii) 出店調整処理期間の短縮（1年程度を努力目標とする。）
- (iii) 出店調整手続・機関の明確化・透明化
- (iv) 地方公共団体の独自規制の抑制
- (v) その他

(ハ) 上記大店法改正後の見直し

上記大店法改正後2年後に更に大店法を見直すこととする。この検討には、消費者及び小売分野における競争に対する大店法の影響に関する分析並びにこれを踏まえ、大店法を基本的に見直して更なる行動をとることの必要性に関する分析が含まれる。冒頭の点を明らかにするため、上記大店法改正法に、改正法の施行状況の有効性を吟味し、その結果に基づいて特定地域に関する規制の撤廃を含め必要な検討を行う旨の規定を明記する。

(2) 景品及び広告規制

公正競争規約によるものを含め景品表示法の景品規制は、市場における公正な競争を確保し、消費者利益を保護することを目的とするものであり、もとより同制度は、外国事業者を含め新規参入を妨げる趣旨のものではなく、公正取引委員会は、同制度をこうした参入を妨げぬよう運用してきたところであり、今後ともそのように運用していく。

景品に関係する現行の全ての公正競争規約については、外国事業者を含め新規参入の妨げとならないよう見直しを行っており、外国貿易と投資に関する規約について、見直し及び必要に応じた緩和をできるだけ早い時期に完了することに重点を置く。その一環として、チョコレート業の景品に関する公正競争規約については、本年7月に第2次の規制緩和を実施する。また、本年中でできるだけ早い時期に8つの規約について規制内容を緩和することとしており、このうち新聞業のクーポン付き広告を本年夏を目途に実施できるようにする。

なお、見直しに際しては、外国事業者の意見も聴取することとしている。

また、公正取引協議会に対し、本来の目的を逸脱した行為を行うことがないように、指導を強化する。

(3) 酒類販売等に関する規制

(イ) 酒類販売業免許等取扱要領を改正し、昨年9月より大型店舗に対する免許基準の緩和、一般の酒販店に対する免許基準の簡素化及び明確化等、運営の改善を実施している。この措置により、1994年までに、大型小売店舗（店舗面積1万㎡以上）全てに対し、また、それ以外の一般の店舗約5,000店に対して免許を付与するという予定であったところ、とくに、輸入酒類の販売比率が高いと見られる大型小売店舗の免許については、中間報告を踏まえて前倒しすることとし、1993年秋までに全て免許を付与する。

(ロ) トラック事業については、参入規制を免許制から許可制に改め需給調整規制を廃止する、運賃規制を許可制から届出制に改めるなどを内容とする法律を昨年末の国会で成立させ、規制緩和を推進することとした（本年12月1日施行予定）。

(ハ) 医薬品一般販売業に関する薬事法の規制については、試験検査器具の必置品目を1/3程度に削減する等を内容とする規制緩和措置を講じた。

(ニ) NTTにおいてフリーダイヤルの大口割引きについて本年6月から実施された。

商業目的で大量に差し出されるダイレクトメールやカタログについては、1987年10月より広告郵便制度、1989年9月よりカタログ小包郵便制度をそれぞれ導入し、割安な料金を設定。

4. 商慣行の改善

(1) 6月21日、学者及び実務家からなる「流通・取引慣行等と競争政策に関する検討委員会」の提言を得た。主な提言事項は次のとおりである。

①公正取引委員会は、消費財の流通分野におけるメーカー等による流通業者に対する及び流通業者によるメーカー等に対するマーケティング政策に関し、対象となる事業者の行為の競争政策上のメリット・デメリットを十分踏まえた上で、独占禁止法の運用に関するガイドラインを作成する必要がある。

ガイドラインの作成に当たっては、次のような点から検討すべきである。

- a 取引先事業者の事業活動に対する過度の関与を改善し、事業者の一層活発で自主的な活動を促進すること。
- b 特に、事業者間の価格競争を促進すること。
- c 新規参入を行う内外の事業者が自由な参入や活発な事業活動を行えるよう市場の開放性を高めていくこと。

ガイドラインに盛り込むべき行為類型等としては、次の事項が考えられる。

- a 再販売価格の拘束
- b 再販売価格の拘束となるメーカー希望小売価格、希望卸売価格
- c 不公正な取引方法となる非価格制限行為（競争品・輸入品の取り扱い制限、販売地域の制限、取引先の制限、販売方法の制限）、流通業者の経営に対する関与、リベートの供与、返品、派遣店員、大規模小売業者の仕入体制のシステム化、押付販売、協賛金の負担要請
- d 一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、私的独占または不当な取引制限となり、これに至らない場合には不公正な取引方法となる競争事業者や取引先事業者との共同ボイコット
- e 親子会社間の取引に関する不公正な取引方法の適用

② 輸入総代理店は、輸入品の参入手段として重要性を有するが、国内流通に対し競争制限的に機能する場合があるので、それを有効に規制するため、公正取引委員会は、現行認定基準を見直し、メーカー輸入、国内での高価格販売、並行輸入の不当阻害行為の問題点について考え方を明らかにする必要がある。

また、外国事業者や輸入総代理店が競争制限的行為を行っている場合には、独占禁止法の厳正な運用を行う必要がある。

③ 個々の事業者、とくに大企業は、法務部門を充実し、独占禁止法違反行為を予防するため遵守規則等を作成することが望ましい。

公正取引委員会は、この提言を踏まえ、流通取引における公正な競争が阻害されることがないように、独占禁止法の運用をできるだけ具体的かつ明確に示したガイドラインを1990年度末までに作成・公表する。なお、ガイドラインの作成に当たっては、事前に国内外の関係機関等に対しガイドラインの完成前に公正取引委員会に対してコメントできるように原案を開示する。公正取引委員会は、このガイドラインによって独占禁止法の運用を厳正に行う。

また、独占禁止法違反行為に係る情報収集活動を強化するとともに、違反行為の排除を積極的に行うため公正取引委員会の審査体制を強化・拡充した。今後、引き続き、その着実な整備・充実に努める。

- (2) 通産省においては、商慣行の簡素化、明確化、透明化に向けて、外国事業者の意見も聴取した上で6月20日に審議会の答申を得て、25日に商慣行改善指針を策定し、関係業界に提示したところである。通産省としては、関係業界における積極的な取引慣行改善への取り組みを奨励しているところ。また、政府及び民間に外国事業者からの苦情処理を行う窓口を設置する。

5. 輸入促進策

- (1) 我が国として「輸入大国」となるべく、①製品輸入促進税制の創設②輸入情報ネットワークの整備や米欧諸国への商品発掘専門家の派遣等の人材交流等を内容とする輸入拡大予算の抜本的強化・拡充③輸入拡大のための低金利ローンの拡充強化④1000品目余に及ぶ関税の撤廃を内容とする輸入拡大策のパッケージを打ち出したところ。これらは、国会での議決を経て実行に移されているが、更に、通産省と米国商務省との間で貿易拡大のためのアグリーメントに合意するなど、輸出国側の努力と協力して実施することにより、施策の実効性を高めるべく努力している。

- (2) 日本政府は、貿易会議（内閣総理大臣が議長を務め関係省庁から構成）の中に外国事業者も含めた官民合同の「輸入協議会」（仮称）を設置する。本協議会は、輸入の拡大、円滑化に関連する一般的な要望、意見をとりまとめ、貿易会議に報告するものとする。

(3) 輸入手続き等を含む市場開放問題及び輸入の円滑化に関する外国企業等からの具体的苦情については、O. T. O. (市場開放問題苦情処理推進本部)において常時苦情を受け付け、今後とも迅速な処理を行う。O. T. O. 諮問会議委員及び苦情処理特別会議委員とACCJを含む在日商工会議所会員との会合を本年5月29日に開催したところであるが、要請に応じ今後とも継続して開催し、基準・認証制度も含めた我が国の市場アクセスの改善に関する意見を表明する機会とする。この意見については、我が国の市場の開放性を高めることを念頭に、関係省庁において検討させ、その結果を然るべく報告することとする。また、O. T. O. 諮問会議に外国人が特別委員として参加できるようにする等運営の改善を図る。

日本政府は、基準、認証、検査の分野において、新たなレビューを行う。その際、手続の透明性が確保され、また、適当な場合には基準、検査が性能に基づいたものであることを確保する観点から、業界団体の定める基準に関する事項を含む、基準、認証、検査に関する現行の規制及び慣行のレビューを行う。この新たなレビューは、まず、ACCJ及びその他の外国商工会議所並びにその他の関係団体により、O. T. O. 及びその他の然るべきチャンネルを通じて提起された基準、認証、検査上の問題を取り上げる。

排他的取引慣行

I. 基本認識

公正かつ自由な競争を維持・促進することは、消費者の利益となるばかりか、外国企業を含め、新規参入機会を増大させるものであり、極めて重要な政策課題であるとの認識に立ち、政府としては各般の施策を推進することとしている。

1. 独占禁止法及びその運用の強化。
2. 行政指導等の政府慣行に関する一層の透明性・公正性の確保。
3. 民間企業に対する透明かつ内外無差別な調達活動の勧奨。
4. 特許審査処理期間の短縮を含む、特許審査処理の促進。

II. 対応策

1. 独占禁止法及びその運用の強化

日本国政府または公正取引委員会は、独占禁止法及びその運用の強化に関し、本件最終報告において規定されている目標を達成するために必要または適当な立法措置を含む以下の措置を取ることとする。

(1) 公式決定の一層の活用

公正取引委員会の審査体制を拡充・強化し、違反行為に対する証拠収集能力を高めることによって、法的措置に基づき、違反行為の排除を積極的に行う。なお、特に価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、グループボイコット等に対しては厳正に対処し、違反行為が認められれば、法的措置を取る。

また、本年6月8日、外国事業者が、独占禁止法等に関する相談、苦情及び独占禁止法違反事案についての申告を行いやすくし、公正取引委員会としての対応を迅速かつ適切に行うため、公正取引委員会に外国事業者からの相談・苦情窓口を設置し、専任の担当官（外国事業者相談苦情処理担当官）を設置した。

(2) 一層の透明性の確保

行政の透明性を確保し、抑止効果を一層高めて、同様な違反行為の未然防止を図るために、勧告や課徴金納付命令等の法的措置については、すべて、違反したものの氏名・名称、違反の態様及び違反に係る状況を含むその措置内容を公表するとともに、警告についても、例外的な場合を除き公表する。

(3) 予算の拡充

本年6月、公正取引委員会の審査部門の大幅な増員及び機構の拡充が行われたところである。

- ① 2.5名、20%増員（129名→154名）
- ② 違反探知機能増強のため1組織増設（1組織→2組織）
- ③ 違反審査機能増強のため2組織増設（6組織→8組織）
- ④ 地方事務所の審査機能増強のため大阪地方事務所に1組織増設（1組織→2組織）

今後、引き続き、その着実な整備・充実に努める。

(4) 課徴金

違反行為に対する執行を強化するためにカルテルに係る課徴金が独占禁止法違反を効果的に抑止するようにその引上げについての独占禁止法改正法案を次期通常国会に提出することを予定している。

課徴金の引上げの具体的内容について、検討するため、内閣官房長官の下で学者その他有識者からなる懇談会を開催することとした。

また、グループボイコットについては、競争を実質的に制限する場合には、カルテルとして規制を行うこととし、対価に影響がある場合には、課徴金の対象となる。

(5) 刑事罰の活用

公正取引委員会は、独占禁止法違反について刑事処罰を求めて告発を行うことにより、今後は刑事罰の活用を図ることとする。

そこで、関係機関である法務省、検察当局及び公正取引委員会は、独占禁止法違反事件に適切に対処するための連絡協調関係を整備することとしたところであるが、その具体的措置として、本年4月、法務省と公正取引委員会との間に、告発に関する手続等を検討するための連絡協議会を設置し、年内に結論を得ることを目途に検討を進めている。また、今後、告発に当たり、検察当局と公正取引委員会との間に、個々の事件の具体的問題点等についての意見・情報を交換する場を設けることとしている。

公正取引委員会は、今後、

- ① 一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコットその他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案

②違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に
係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止
法の目的が達成できないと考えられる事案

について、積極的に刑事処罰を求めて告発を行う方針であり、この方針を、
本年6月20日に公表した。

他方、法務大臣は、本年6月20日開催の検察長官会同において、検察長
官に対し、捜査等の過程で独占禁止法違反の疑いを認めたときは、公正取引
委員会にその旨を通報するなどし、また、公正取引委員会から独占禁止法違
反事犯の告発がなされた場合には、これに厳正に対処すべく、格段の努力を
傾注されたいとの方針を示し、この訓示は公表された。

(6) 損害賠償制度

独占禁止法違反行為の被害者が損害賠償請求を有効に行うことができるよ
うにするため、現行独占禁止法25条の活用方法について、公正取引委員会
に設置された研究会が、本年6月25日、検討結果を公表した。現行の損害
賠償制度が効果的に利用されるようにするために、公正取引委員会は、直ち
に研究会の提言を実施し、次の事項を含む必要な措置を採る。

①独占禁止法違反行為による損害が適正かつ迅速に填補されることによって
独占禁止法違反行為の抑止を図るため、公正取引委員会は、独占禁止法
25条に基づく損害賠償請求訴訟において積極的な役割を担う。

②公正取引委員会は、原告（被害者）の違反事実及び損害に関する立証負担
を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- a 公正取引委員会は、審決書において違反事実をできるだけ具体的に、
また明確に記述する。
- b 84条に基づく公正取引委員会の意見においては、違反行為と損害と
の関連性ないし因果関係、損害額及びその算定方法についての考え方を
できる限り詳しく記述するとともに、その根拠となる資料を可能な限り
添付する。
- c 公正取引委員会は、裁判所からの要請により、違反行為の存在又は損
害の額若しくは因果関係を立証するために必要な資料を提供する。原告
（被害者）は、当該資料が裁判所に提出された場合には民事訴訟手続に
従い、閲覧が認められる。

d 公正取引委員会は、審決が出された独占禁止法違反行為に係る調査の過程で取得した資料のうち、当該違反行為に基づく損害賠償請求訴訟における違反行為又は損害の額若しくは因果関係の立証に関連するものの原本又は写しを保持する。

③公正取引委員会は、独占禁止法25条に基づく損害賠償訴訟制度について十分な広報活動を行う。

④公正取引委員会は、事業者団体が独占禁止法に違反したと認定する場合において、損害賠償請求訴訟が効果的に利用され得ることを確保するため、上記②に掲げたものと同様の措置を含む必要な措置を採る。

また、法務省及び公正取引委員会は、独占禁止法第25条に基づく損害賠償訴訟に関する提訴費用の問題については、改善の余地があるか否か、引き続き検討する。

(7) 談合に対する効果的抑止

(イ) 日本政府は、今後とも政府出資のプロジェクトに関して談合を排除するよう努めるものとする。この点に関して、発注機関は談合事案に対して厳正に対処し、談合行為の抑止に効果的な行政上の措置（指名停止を含む。）を当該談合に参画したことが発覚した企業に対して積極的に適用する。さらに、発注機関は、今後、談合行為に対し、一層の注意を払い、自らの判断において談合行為に関する関連情報を公正取引委員会に伝える。

(ロ) 公正取引委員会は、全ての産業における談合に対し、独占禁止法を厳正に適用することとする。

(ハ) 指名停止に関する中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデルを改正し、独占禁止法違反事案等について指名停止期間の延長及び対象地域の拡大を行った。これにより一定の場合には、指名停止期間の下限が従来基準の2倍とされ、また、全国レベルで対応することになった。

中央省庁、公団等においては、上記モデルの改正を受けて、本年6月以降、指名停止措置要領を改正しているところである。

(ニ) 法務省は、刑法の罰金刑を見直す作業を進めているところ、談合罪の罰金刑についても、その上限を引き上げる方向で検討し、その旨の可及的速やかな法改正に努めることとする。

2. 政府慣行

(1) 政府規制の緩和については、第二次行革審の答申を受け、規制緩和推進要綱を閣議決定するとともに、その推進に鋭意努力してきている。今後更に、関係審議会での検討を早期に進めるなど、規制緩和推進要綱に基づき制度・運用の改善を出来るかぎり早期に進める。

(2) 行政指導

日本国政府は、行政指導の政府全体の包括的な原則として透明性及び公正性を確保するため、行政指導の内容が市場閉鎖的でなくかつ公正な競争を阻害しないとの政府の意図と一致するようにすることを保証する。また、行政指導は、可能な限り文書で行うこととし、それが行われた場合には、例えば、安全保障に係る場合、公表すれば営業秘密の漏洩等から生ずるような損害をもたらす又はそのおそれがある場合等公表しない有力な理由がある場合を除き、一般に知り得るようにする。

(3) 審議会

日本国政府は、以下の原則を確認する。

- (イ) 政府が主催する「産業界に関連する審議会や研究会」（以下単に「審議会等」という。）の成果は、一般に公表すること。
- (ロ) 「審議会等」の構成については、議事内容が消費者利益に関連する場合には消費者利益を効果的に反映する者をメンバーとすること。
- (ハ) 「審議会等」において、議事内容が外国企業の利益に関連する場合には、外国企業の利益をバランス良くかつ総体的に代表する外国企業を代表する者又は外国人の意見聴取を行うよう努めること。
- (ニ) 研究会は、当該議事内容に関し学識経験を有し、審議に際し有益な貢献を成すことが可能と認められる者により構成され、さらに、研究会の議事が外国企業の利益に関連する場合、メンバーとして適格な外国人の参加が考慮されること。
- (ホ) 「審議会等」の議事内容が反競争的でないこと。
- (ヘ) 政府が作成する「ビジョン」については、それが日本市場における特定の企業の競争力を高めるために使われるものではないこと。
- (ト) 貿易に関する「ビジョン」においては、輸入の重要性が強調されるべきこと。

(4) 独占禁止法適用除外制度については、独占禁止法の一般的規制を例外的に特殊な事情の下で除外するものであって、その例外的取扱いはいずれも必要最小限度にとどめるべく運用されてきた。

独占禁止法適用除外制度については、必要最小限度のものとし、競争政策の推進を図る観点から、改めてその必要性を検討するとともに、制度を維持するものにあっても、輸入取引及び投資を阻害するものがあればそれを始めとする適用除外制度の適用対象範囲の見直しを進める。

なお、現在、独占禁止法に基づく不況カルテルについて実施しているものはない。公正取引委員会は、輸入阻害に利用されるような不況カルテルを認めないものとする。

3. 民間企業の調達慣行

(1) 日本政府は、民間企業の調達活動は、市場における自由な競争の下での調達者の判断と納入者の努力に委ねられるべきであり、独占禁止法に反するような企業行動によって市場競争が阻害されている場合には、こうした行動は、断固として排されるべきものであることを確認する。

(2) さらに、日本企業の調達活動が内外無差別に行われるべきことともいうまでもない。

(3) 以上の観点から、日本政府は、4月24日に経団連が発表した「購買取引行動指針」を、産業界における自主的な取組みとして高く評価し、右指針を支持する。また、日本政府は、企業の調達活動に関し、国際的視点に立って、その手続が可及的に透明かつ内外無差別となるよう勧奨し、この報告の公表後3年間、毎年1回これら手続きの統計的調査を行う。

4. 効果的な特許審査

特許制度については、WIPO、GATT等のマルチの場においてハーモナイゼーションの検討が行われているところであり、日本国政府としては、米国政府と共に、これらの場における議論に積極的に参加、貢献していく考えである。

日本国政府は、継続的な特許庁定員の増加（審査官定員増：89年度30人、90年度30人）、世界初の電子出願の開始（電子出願のための特許法等の特例法：90年6月7日成立、90年12月受付開始予定）、特許審査に必要な先行技術調査の外注化（89年度予算1万件分・90年度予算2万件分を確保）等審査処理促進のための総合的施策を強力に推進しており、審査遅延改善の実績が既に示されてきている。

日本国政府は、5年以内に我が国の平均特許審査処理期間を24か月に減ずるよう最善の努力を払う。

これを実現するため、日本国政府は、従来の総合的な施策に加え、新たに継続的かつ大幅な毎年の特許庁の特許審査官及びその他の職員の定員の増加を特別な配慮の下で行う。

また、通常の審査手続とは別に、短期間で審査を完了する早期審査制度が導入されており、この制度の活用が期待されているところである。

系列関係

I. 基本認識

系列関係の存在は、一定の経済合理性を有するとの側面もあるが、同時に、グループ内取引を選好させ、対日直接投資を阻害し、また、反競争的取引慣行を生起させる側面を有するとの見方もある。政府としては、このような懸念に対し、系列関係をより開放的かつ透明なものとするよう努めることとし、その目的に向けて所要の措置を講ずる。系列関係を背景とする事業者間の取引が公正な競争を阻害し、その結果として、日本に輸出、市場開拓、あるいは投資しようとする外国企業に対し排他的効果を与えないよう、競争政策上の対応を図りつつ、独禁法の運用を厳正に行うとともに、外国企業による我が国市場への参入が円滑に行われるよう、各般の施策を実施することとしている。

II. 対応策

1. 公正取引委員会における検討等

- (1) 株式の持合い関係がある場合を含め、系列関係にある事業者間取引において、公正な競争を阻害するような取引が行われないう、監視を強化する。監視の結果、株式の持合いにより競争を実質的に制限することが明らかとなった場合には、公正取引委員会は違法状態の解消のため、株式持合いを制限し、または、株式の譲渡を命令する。監視の結果、株式の持合いが不公正な取引方法の実効性確保手段として用いられていることが明らかとなった場合には、公正取引委員会は違法状態の解消のため、株式持合いの制限や、株式の譲渡等適切な措置を講じる。その他、反競争的慣行の存在が明らかとなった場合には、反競争的慣行を抑止するための適切な措置を講じる。公正取引委員会は、その監視の結果及び講じた措置について年次報告に掲載する。

この問題に関連して、事業者間取引の継続性と排他性について本年6月21日、学者及び実務家からなる「流通・取引慣行等と競争政策に関する検討委員会」の提言を得た。主な提言事項は次のとおりである。

①日本の事業者間取引の継続性については、それが形成されてきたそれなりの合理的理由があるものと考えられるが、新規参入の障壁となるなど競争阻害に結び付くおそれのあるものについては、是正を図るべきである。このため、継続的取引・株式所有関係にある事業者間取引と排他性に関して、独占禁止法上違法となる行為を示したガイドラインを作成すべきである。

このガイドラインには次の行為類型を盛り込むべきである。

- a 競争者間の取引先制限カルテルや市場分割カルテル
- b 競争を実質的に制限する場合には私的独占又は不当な取引制限となり、これに至らない場合には不公正な取引方法となる競争者や取引先との共同ボイコット
- c 不公正な取引方法となる単独の取引拒絶、排他条件つき取引、取引強制・互恵的な相互取引行為及び継続的な取引関係を背景とするその他の競争阻害行為
- d a～cの行為の実効性確保手段として株式の所有が用いられたり、株式所有の有無を理由として取引拒絶等を行うならば、不公正な取引方法の観点から規制がなされることを明らかにすべきこと。また、排除措置として株式の処分を命じないと不公正な取引方法を排除できないと認められる場合には、これを命じ得ること。

② 個々の事業者、特に大企業は、法務部門を充実し、独占禁止法違反行為及びその他の排他的慣行を予防するため遵守規則等を作成することが望ましい。また、企業集団における社長会の会合については、その活動内容を対外的に明らかにする等透明度を高めることが望ましい。

公正取引委員会は、この提言を踏まえ、系列グループに属する事業者間の取引慣行が、公正な競争を阻害することなく、また、内外を問わず公正で一層開放的に行われることに資するよう、事業者間取引慣行の継続性と排他性について独占禁止法の運用をできるだけ具体的かつ明確に示したガイドラインを1990年度末までに作成・公表する。なお、ガイドラインの作成に当たっては、事前に国内外の関係機関等に対し、ガイドラインの完成前に公正取引委員会に対してコメントできるように、原案を開示する。公正取引委員会は、このガイドラインによって独占禁止法の運用を厳正に行う。

(2) 公正取引委員会は、供給者・顧客間取引、グループ企業間融資及び人的結合等にかかる系列グループに関する調査を概ね2年毎に定期的を実施し、その結果を公表する。調査に当たっては総合商社の果たす役割に特に重点を置くものとする。公正取引委員会はこれらの調査によって明らかとなった反競争的慣行あるいは排他的慣行に対し、独占禁止法のより厳格な適用等の措置を講ずる。また、個別業種の事業者間取引について、取引関係にある事業者間の株式持合いが及ぼす影響も含めて実態を調査する。

(3) 内閣官房長官は、系列関係が公正な競争及び取引の透明性を阻害することのないよう、また、これにより外国企業による我が国市場への参入が円滑に行われるよう、各般の施策を実施するとともに、系列企業にも協力をよびかける旨の談話を発表する。

2. 対日直接投資促進

(1) 日本政府は、国際投資に関する開放的な政策を、内国民待遇の原則を含め、積極的に推進することを明らかにした声明を最終報告の公表後直ちに発表する。

(2) 外為法の改正については、政府は法制審査を経た上で、以下のような所要の改正案を次期通常国会に提出する予定である。

現行外為法の対内直接投資及び技術導入の規定は、同種事業の活動その他我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことを理由として、対内直接投資及び技術導入を広範に制限できる規定となっている。当該規定については、現在の法の運用状況に相応しいものとするとともに、このような制限が一般的な形では必ずしも必要とされていないことを考慮して廃止し、当該規定に代えてOECDの資本移動自由化コードの第3条にいう国の安全保障及びこれに関連するもの並びに同コード上留保を行っているような分野に係るものにのみ制限が適用されるような新たな規定に置き換える。なお、同コードの目的を踏まえ、政府は、同コードの枠組みの中で引き続き我が国の留保について慎重にレビューする。

対内直接投資及び技術導入に係る事前届出に関連する現行規定の緩和又は廃止を検討するに当たっては、政府は、同コードの第3条にいう国の安全保障及びこれに関連するもの並びに同コード上留保を行っているような分野に明らかに該当しないものについては、事前届出に代えて事後届出に置き換えることの可能性について前向きに検討するものとする。

(3) 本年6月に日本開発銀行及び沖縄公庫による外国企業及び外資系企業のみを対象とした低利の融資制度を抜本的に拡充するとともに同種の制度を北東公庫に新設した。また、日本開発銀行の海外の駐在員事務所に対日投資促進の窓口を設け、在外公館及びジェットロとも連携しつつ、外国企業の対日投資の支援を図る。

更に、ジェットロ及び日本開発銀行の海外駐在員事務所においては、在外公館とも連携しつつ、内外企業による合弁の推進に資する情報提供のほか、ジェットロにおいては投資を行おうとする企業に対するセミナーの開催、ミッションの派遣等を引続き実施していくこととする。

3. TOB制度の見直し

TOB制度については、事前届出制の廃止、買付期間の延長等の措置を盛り込んだ証券取引法の改正案を国会に提出、同改正法案は6月15日に可決、成立した。

4. ディスクロージャーの改善

(1) 株券等の大量保有の状況に関する開示制度、いわゆる5%ルールについては、その導入を図るべく、TOB制度の見直しと併せて証券取引法の改正案を国会に提出、同改正法案は6月15日に可決、成立した。同ルールによって、5%超の株券等を保有することとなった場合及び一旦報告した者がその後1%以上の株券等の取得又は処分をした場合には、それぞれ報告義務が課せられる。

(2) 系列問題に係るディスクロージャーについては、次のような改善を行うこととする。

① 関連当事者間の取引について、情報の開示範囲を米国財務会計基準書と同様の基準によることとし、現行の親会社や役員等との間の取引に加え、関連会社、主要株主(10%以上株主)、その他重要な関連当事者との取引へ拡充することとする。当該情報には、当該企業との関係内容、取引の種類及び金額が含まれる。

② 証取法で作成を義務付けられている連結財務諸表について、現在の有価証券報告書等の添付書類からこれを本体へ組み入れることとする。

③ セグメント情報として、本年4月1日以後開始する事業年度より、事業別の売上高及び営業損益、国内・在外別の売上高の開示を行うこととした。

④ 個別財務報告において、取引明細として、現行の売掛金、買掛金等に加え、総収入の10%以上を占める主要顧客別の売上高を開示する。

上記①、②及び④の措置については、1991年4月1日以後開始する事業年度からこれを実施する。

以上の開示措置により、企業間取引等の透明性が一層高まることが期待される。

5. 会社法の見直し

商法によるディスクロージャーの制度及び株主の権利の拡充並びに合併の弾力化等について、今後の法制審議会において検討する。

価格メカニズム

I. 基本認識

わが国政府としては、大幅かつ不合理な内外価格差が長期にわたり存在することは、豊かな国民生活の実現という観点から望ましくないとの認識に立ち、内外価格差是正のための施策を推進することとしている。

1. 内外価格差の実態の把握及び産業界、消費者への情報の提供
2. 規制緩和及び独占禁止法の厳正な運用
3. 輸入の促進及び生産性の向上
4. 適正な地価の形成
5. 公共料金の適正化

II. 対応策

1. 内外価格差是正のための対策の実施

政府及び与党は、消費者重視の観点から内外価格差の是正に関する対策を総合的に推進するため、昨年12月4日、内閣総理大臣を本部長、経済企画庁長官、通商産業大臣、内閣官房長官及び自由民主党政務調査会長を副本部長とし、主要閣僚及び自由民主党幹部を構成員とする政府・与党内外価格差対策推進本部(The Government-LDP Joint Headquarters for Adjustment of Price Differentials between Domestic and Overseas Markets)を設置した。同本部は、本年1月19日に開催された第2回会合において、52項目からなる、内外価格差是正のための具体的な方策をとりまとめた。

具体的な方策の6本の柱は以下の通りである。

- (1) 関係省庁は、物資・役務に係る内外価格差の調査等によりその実態把握に努め、その是正、縮小を図るため、必要に応じ、所管業界に対し価格情報の提供その他所要の措置を講ずる。
- (2) 関係省庁は、流通について規制緩和、独占禁止法の厳正な運用等による競争条件の整備を図る。
- (3) 関係省庁は、内外価格差の是正、縮小に資するため、より一層の輸入促進や生産性の向上に努める。
- (4) 公共料金については、国際的な観点からコスト構成等の検討をも行いつつ、一層の生産性向上に努めることによって、料金の適正化を図る。

- (5) 地価については、土地対策関係閣僚会議における検討を踏まえて、関係省庁の連携を密にして、大都市を中心とした適正な地価の形成に努める。
- (6) その他規制緩和、独占禁止法の厳正な運用、消費者への情報提供等内外価格差の是正に資する施策を推進する。

関係省庁は、上記6本の柱に含まれる52項目の対策を着実に実施する。本年7月、推進本部は、52項目の対策のこれまでの実施状況について見直しを行い、このようなフォローアップの結果をその時点で公表する。その際、必要があれば今後の実施スケジュールを明確化させることとする。

日本政府は、日米構造問題協議のフォローアップの場で、実施方法について説明する用意がある。

さらに、関係省庁は、その後の実施状況を実施の都度公表する。

2. 継続的な内外価格調査の実施、消費者及び産業界に対する情報提供

- (1) 通産省及び商務省によってまとめられた日米共同価格調査に参加した通産省、厚生省、大蔵省、農林水産省、運輸省の各省、さらにこの他公正取引委員会は、政府・与党内外価格差対策推進本部の決定に従い、それぞれの所掌に属する調査を独自に実施した。

通産省は、内外価格差問題について説明及び意見交換を行うため、主要8都市において消費者、産業界との懇談会を開催した。さらに通産省は、新聞広告及びパンフレットを通じ、この問題に関する広報を行った。

(2) 価格調査の方法論

関係省庁は、今後とも、内外価格の実態の把握に努め、消費者、産業界に対して、きめ細かい情報提供を行うこととしている。

これらの調査は主として、消費者利益の観点から行われるものである。また、調査の方法、対象品目の選定、価格差の把握及び調査の分析は、透明性を確保した形で行われることとする。

これらの点については、日本政府と米国政府による日米構造問題協議のフォローアップの目的の下で、取り上げられ、十分な検討・対話がなされるものとする。

さらにこれらの調査は強制的なものではなく、企業秘密の開示を強いるものでもないものとする。価格比較の情報提供に当たっては、輸入品を差別的に扱ったり、個別企業の価格決定を阻害するようなことは避けることとする。

3. 規制緩和の推進

規制緩和については、第二次行革審において広範な検討を行い、政府は、その結果を踏まえ、規制緩和の推進に努めている。

具体的には、一昨年12月、第二次行革審の答申を受け、公的規制の改革を推進するため、規制緩和推進要綱を閣議決定した。さらに、昨年12月の平成2年度行革大綱（閣議決定）においても、引き続き、その積極的な推進に努めることを決定し、関係省庁において、鋭意努力を進めている。

また、政府は、本年4月19日に第二次行革審が解散した後の、規制緩和を含む行政改革の効果的な推進体制の在り方について検討した結果、改めて総理府に第三次行革審を設置することとした。そのための法律案は、6月26日、国会を通過した。第三次行革審は、第二次行革審の答申の実施状況に焦点を当てる他、規制緩和の新しい分野に取り組むことが考えられる。

4. 日米構造問題協議最終報告に基づく措置

以上の措置に加え、日本政府は、本日米構造問題協議最終報告において指摘された構造問題に関し、具体的措置を講ずる。

これらの措置の幾つかは下に示すとおりであり、これらの措置の実施により、日本市場において価格機能が一層有効に働くことが期待される。

これらの措置は、1989年12月及び1990年1月に政府・与党内外価格差対策推進本部において決定された政策の6本の柱と52項目とともに実施されていくものである。

(1) 大規模小売店舗調整法、酒類の販売、トラック輸送等の流通に関する規制緩和

関係省庁は、各般の措置を講ずることにより、流通市場における自由で公正な競争の強化を図っていく。これらの措置には、大規模小売店舗調整法に関する即時の運用緩和とその後の法改正や日本政府による透明かつ内外無差別な企業調達への奨励を含む。日本政府はまた、通常の輸入貨物に関し24時間輸入通関システム（輸入申告書の提出から輸入許可まで）の目標を設けた。これは日本市場に入る輸入品のコストに長期的に良い影響を持ち得るであろう。

(2) 独占禁止法及びその運用の強化による自由かつ公正な市場競争の促進

違反行為に対する執行を強化するためにカルテルに係る課徴金が独占禁止法違反を効果的に抑止するようにその引上げについての独占禁止法改正法案を次期通常国会に提出することを予定している。

公正取引委員会は独占禁止法違反について刑事処罰を求めて告発を行うことにより、今後は刑事罰の活用を図ることとする。

現行の損害賠償請求制度が効果的に活用されるよう、適当な措置が取られることとなる。

公正取引委員会は、輸入阻害に利用されるような不況カルテルを認めないものとする。

(3) 我が国社会資本の充実

日本政府は、その諸努力に、輸入品の輸入と流通に関連を有する社会資本の相応な拡充が含まれることに留意する。21世紀に向けて、着実に社会資本整備の充実を図っていくための指針として、新たに策定された「公共投資基本計画」においては、「国内投資を促進し、社会資本を改善し、また、貯蓄及び日本の経済規模に対する投資の不足が縮少するように」との趣旨を踏まえ、計画期間中におおむね430兆円の公共投資を行う。本計画を着実に実施することにより、21世紀を迎えた時点では、我が国の社会資本の整備水準は、欧米に比べてそれほど遜色のないものとなることが期待される。

(4) 適正な地価の形成への努力

日本政府は土地問題に関し、各般の施策を推進することとする。これらの施策には、低未利用地を特定し、その利用を促進する制度の1990年中の創設や本制度の活用を地方公共団体への奨励を始めとする必要な公共・公益施設及び商業施設等の利便施設を備えた宅地の供給を促進するための施策を含む。日本政府は、1991年度末までに低未利用の国有地の有効利用化の目標を設定する。また日本政府は、土地税制の見直し及び賃貸人と借借人との権利関係の改善を図るための借地法・借家法の見直しを行う。

(注) 以上の諸措置の十分かつ精確な内容は、この最終報告の関連部分に記載される。

5. 価格調査の結果の提供及び共同の措置

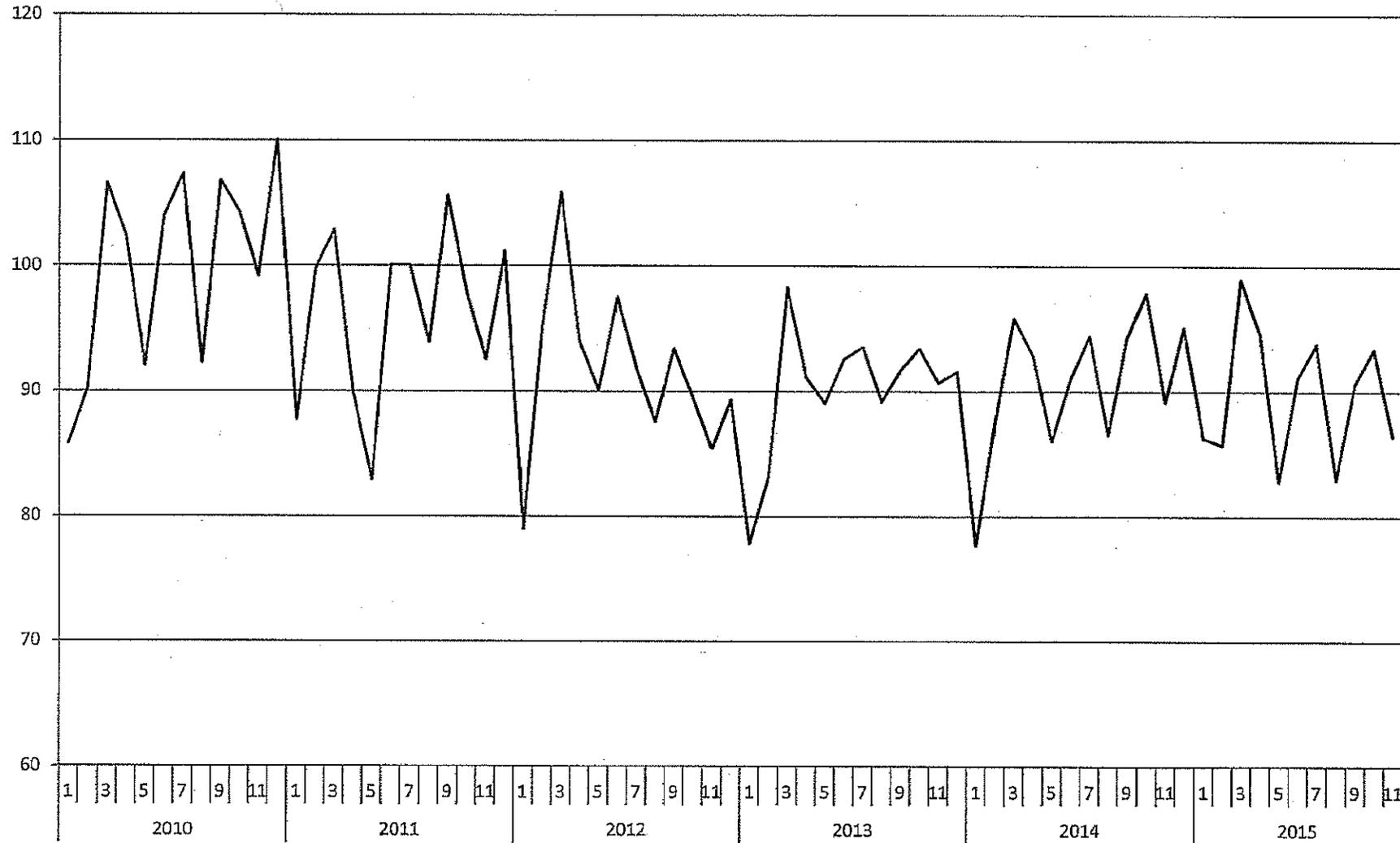
相対的な価格の変化は、構造的な事項と重要な関連を持ち得ることに鑑みて、日本政府及び米国政府は、日米構造問題協議のフォローアップの中で両国の市場における価格差を把握するために協力するものとする。

(1) 日本政府は、日米構造問題協議のフォローアップの場に、関連する価格調査の結果を提供し、これらについて、日米構造問題協議の事項との関連で議論することとする。

(2) 日本政府は、米国政府とともに、共同価格調査を、合意に従い、実施する。これらの調査については、日米構造問題協議のフォローアップの高いレベルの場で議論することとし、2. (2) に述べられている方法論及び手続を利用する。

輸出数量指数の推移(原数値)

(2010年=100)



(出典)財務省貿易統計